

広島における陪審裁判

——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに
刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

緑 大輔・増田 修

加藤 高・紺谷 浩司

(執筆順)

- 解題——広島における陪審裁判——
- 一 はじめに
 - 二 陪審法制定への歩み
 - 三 陪審法施行の準備
 - 四 広島における陪審裁判の実際
- 1 陪審評議に付せられた事件数

2 陪審公判一覧表

3 陪審裁判についての新聞報道

- ① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」昭和三年一月二三日判決
- ② 「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三年一月三〇日判決
- ③ 「府中町の女髪結殺し事件」昭和四年二月二〇日判決
- ④ 「落合村の恨みの放火事件」昭和四年三月一八日判決
- ⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二七日判決
- ⑥ 「三庄町の強盗傷人事件」昭和四年六月五日判決
- ⑦ 「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四年七月三〇日判決
- ⑧ 「福山市の女給の殺人未遂事件」昭和五年五月一九日判決
- ⑨ 「福島町の実兄殺し事件」昭和六年三月一六日判決
- ⑩ 「段原町の一〇銭からの殺人事件」昭和六年三月二八日判決
- ⑪ 「呉市の放火事件」昭和九年三月二六日判決

4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の間歴

五 新聞報道に見る陪審裁判の不振

六 おわりに

平成17・18年 調査活動記録——広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会——

【資料一】 広島における陪審裁判——『刑事判決書』……………（以上本号）

【資料二】 広島における陪審裁判——『中国新聞』の記事……………（以下次号）

【資料三】 広島における陪審裁判——『芸備日日新聞』の記事——

一、今回、ここに収録されているものは、広島における陪審裁判の施行に至る状況と、施行後の状況に関する資料群である。^①

周知のように、二〇〇九年までに「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、裁判員法）が施行される予定である。そのため、裁判員が参加した公判の運用のあり方については、関心が高まっている。^② かような状況下において、大正時代の陪審法の制定経緯や運用状況について知っておくことは、われわれが今後直面しうる問題状況を予測する際に一定の意味を持ちうるであろうし、また制度の長所・短所を推し量る際の一つの参考にならう。本研究会が、その名称にもかわかわらず、大正期・昭和初期の陪審法にかかわる資料を紹介するのも、このような問題意識による。^③

二、（一）まず本資料は、「陪審法制定へのあゆみ」において、簡潔に陪審法制定の経緯が説明されるとともに、広島弁護士会側がどのように陪審制度設置に対して接していたかが、新聞記事その他を基礎資料として紹介している。そこでは、広島においても陪審制度の設置が「急務」だと認識され、また刑事事件のみならず民事裁判への導入をも志向していたことがうかがわれる。同時に、議会での演説内容や成立した陪審法の解説を紙面に掲載していたことから、陪審法に対する関心が広島の地元メディアにおいても強かったことが確認できよう。

（二）次いで、「陪審法施行の準備」の項においては、陪審法制定後に一般市民に対して制度への関心を喚起する様子が紹介されている。特に、広島においてどのような広報活動が行われたのか、その詳細が「中国新聞」「芸備日日新聞」「法律新聞」などから明らかになっている。そこから、当時の陪審法の広報活動は、地方においても法曹家・文化人・メディア

アが参加し、その内容として、裁判劇が度々催され、また活動写真の上映や模擬裁判、絵葉書の配布（当時は絵葉書も陪審制度の開始を伝える有力な媒体だったのである）など、多様なものであったことがわかる。もつとも、同時にその広報の方法をめぐることは、広島弁護士会から「皮相なる宣伝方法を改めて、真摯適切ならしむるを要す」との決議を当時の司法大臣に対して為している。このことは、広報内容のあり方についても、積極的に弁護士会がコミットしようとしていたことを推測させる。また同じ機会に、陪審法廷における座席の位置について、当時裁判官の隣にあった検察官の位置を批判し、検察官と弁護士とを「対等の地位」にすべきことを決議しており、座席位置が陪審員の心証に与える影響にも注意を払っていたことがわかる。検察官・弁護人の間で公平に審理するための空間づくりを意識していたといえるであろう。

(3) 「広島における陪審裁判の実際」においては、統計資料から全国の陪審公判の審理件数が紹介されるとともに、広島における事件の詳細について、判決日および判決内容が一覧として示されている。特に、第一審で確定したものも含めた上で、個々の事案について有罪時の量刑および検察官による求刑が昭和四年以外の時期も含めて資料として発表されたケースは、管見の限り見当たらない。⁽⁴⁾この点で、この資料には意味があるものと思われる。もつとも、通常の刑事事件と比べて、とりわけ量刑の軽重が陪審制度において特徴があったかどうかについては、軽々に判断することはできない。この点についてはなお慎重な分析が必要である。

さらに、公訴罪名が殺人もしくは殺人未遂であったところを、殺意を認定できないものとして、傷害致死もしくは傷害として認定しているケースが、広島においても四件確認できる（なお、殺人もしくは殺人未遂で起訴された件数は六件である）。このように殺人や殺人未遂で起訴された事案において、陪審が殺意を認定しない事案が多かったことは、昭和四

年時には全国的な傾向として存在していたことが指摘されている。⁽⁵⁾ 本資料によって、昭和四年以降も、少なくとも広島においては、母数となる件数自体が少ないものの、殺意を認定しない判断が続いたことが示されている。このような傾向について佐藤龍馬は、未必の故意という法的概念が「素人」の陪審員には理解しにくいという可能性を指摘しつつ、他方で陪審員の見解の方が社会的に「妥当」な見解である可能性も指摘している。⁽⁶⁾ また、本資料に収録されている新聞記事によれば、検事長が、やはり未必の故意という概念が陪審員に「浸透」しなかったのではないかと、との感想を披瀝しつつ、そこが陪審法の「妙味」だと評している。⁽⁷⁾ このような現象が、陪審員の法的概念への理解力の問題であるのか、当事者や裁判所の説明能力の問題なのか、あるいは証拠からの事実認定の問題なのか、慎重な検討が必要などころではあるし、本資料だけから即断することは困難である。本資料の新聞記事からも読み取れるが、当事者間の争点形成を受けて設定された補問（公判に付された犯罪構成事実の有無を答申する主問と同様に、陪審員が答申を求められる）についても、その内容は択一的な認定を想定した設問から、間接事実の認定について逐一尋ねるものまで様々な形がみられる（陪審法七九条参照）。そのため、補問の設定の仕方によって議論の組み立て方が左右され、ひいては結論が左右された可能性も否定できない。⁽⁸⁾ しかしながら当時の記事を読む限り、「殺意」を慎重に認定すべきだというコンセンサスが陪審員の中に存在していたということはできそうである。そして、真摯な議論が存在していたからこそ、陪審法の「妙味」だという評価がなされたのではあるまいか。他方で、このことは、裁判員制度においても、陪審制度と同様に問題となりうることを示唆する。すなわち、職業裁判官が評議の際に裁判員に対して説明や議論の進行を進めることが想定される以上、評議のあり方、設問の構成の仕方は、陪審制度同様に影響を及ぼす可能性が充分にあるといえよう。

本資料の収録順とは前後するが、本資料は広島で行われた陪審裁判の刑事判決書を収録している（上告事件については、

上告審である大審院判決も収録している)。陪審法九七条では、陪審の答申を採択して裁判所が判決を言い渡す場合には、①陪審の評議に付した旨の記載、②有罪判決時には罪となるべき事実と法令の適用と刑の加重減免事由についての判断、③無罪判決時には犯罪構成事実を認めない旨または被告人が罪とならない旨の判断を、示すよう求めている。これを受けて、第一審の有罪判断を示す判決書は、争点についての判断結果やその理由は具体的には示されない形で、犯罪事実および刑の加重減免事由を簡潔に示すスタイルをとっている。主問や補問についての答申を受けて判決書が作成されたものと推測される(新聞記事で示された補問と照合すると、その対応関係が読み取れる)。評議そのものには裁判官は関与しない以上、判決書としては資料のような記述が限界だったのである。

また、併せて、広島陪審公判を担当した裁判官・検察官・弁護人の氏名も一覧で示している。これらは郷土史分析の際の資料として、あるいは各法律家の個人史分析の際に意義を持つであろう(この点については、本資料の「4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の履歴」を併せて参照されたい⁽⁹⁾)。

さらに、広島で扱われた陪審公判については、本資料は新聞報道と、刑事判決書を収録している。本来ならば、予審終結決定書や公判調書などがあれば、より公判の様子を具体的に把握することが可能であろうが、判決書しか発見できない以上、事案の詳細を知る方法は限られてくる。そこで、本資料紹介では、当時の新聞報道を以って事案の概要や公判の様子を少しでも把握できるようになっている⁽¹¹⁾。当時の新聞記事には、裁判長の説示や尋問の様子なども掲載されている。なお、陪審法では「裁判長ハ陪審判事ノ一人ヲシテ」被告人に対して「訊問」をでき、また陪審員も裁判長の許可を受けて被告人や証人などに対して「訊問」をできたため(陪審法七〇条)、記事ではその様子が活写されている。記事からは、当時の職権主義的な訴訟構造にも起因するのであろうが、裁判長が積極的に「訊問」を活用していたことがうかがわれる。

また、陪審公判に付された事案が少なかつたせいもあるが、陪審公判に対して当時の地方紙が強い関心を示していたといえよう。

(4) 「新聞報道に見る陪審裁判の不振」においては、主に広島の地元紙による陪審制度の分析記事が紹介されている。従前より指摘されている陪審制度の問題点と重なる点も多いが、ここでは特に、被告人による陪審の辞退が多いことが繰り返り返し指摘されている。他にも、芸備日日新聞昭和五年六月二四日付の記事「陪審法の不人気に司法当局も悩む」などは、陪審制度が十分に活用されない理由を列挙して指摘し、また同紙昭和四年二月二六日付「陪審制度裁判の精神を没却」は、治安維持法事件が陪審の対象になっていない点を批判する見解を紹介している。

また、地元紙ではないものの、本資料中で興味深い指摘をしているものとして、広島の弁護士、秦良一の手による、「陪審法の欠陥」（法律新聞昭和六年八月三日付）を挙げられる（秦良一については、本資料「4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の履歴」参照）。ここでは、陪審制度に対する四つの改善提案が為されている。陪審員の選定方法の改善、裁判長の説示の廃止、再陪審条項の削除、証拠物や証拠書類の陪審への交付の禁止である。とりわけ、最後の提案中で、予審問調書を評議において陪審員が読むことによって、被告人側の主張の効果が大きく減殺されることを指摘し、「余程の重大問題」だと主張している。そして、法廷での証拠調べにおいて予審問調書を扱うこととし、法廷で入念に議論すべき旨を主張している。この問題は、現在の刑事裁判制度に置き換えるなら、予審問調書の問題は、例えば檢察官面前調書の扱いと類似した側面があるといえよう。特に裁判員制度において、檢察官面前調書の証拠としての採用を広く認めることが生じれば、陪審制度のときと同様の議論が生じることになろう。

ここに挙げられている新聞記事群は、陪審制度が抱えた問題や、当時の関係者の認識の一端を示すものであり、いくつ

かの点は裁判員制度にもかわりうるものといえる。

三、以上、本資料紹介の概要と、そこから読み取りうる事柄について述べてきた。広島における陪審制度の運用状況や刑事判決書、関与した法曹の履歴をまとめた形で史料として示すことは、より立体的に陪審制度の運用状況を考える礎として、また裁判員制度の運用を考える際の材料の一つとして、一定の意味をもちうるものであろう。

本資料単独で何らかの明確な帰結を導くことは難しいが、それはさらなる調査・検討を踏まえていく必要がある。この点については、別の機会にゆずる。

（文責 緑 大輔）

（1）陪審法の詳細については、例えば、最高裁判所事務総局刑事局監修『我が国で行われた陪審裁判——昭和初期における陪審法の運用について——』（司法協会、一九九五年）、三谷太一郎『政治制度としての陪審制度』（東京大学出版会、二〇〇一年）、東京弁護士会『陪審裁判・旧陪審の証言と今後の課題』（ぎょうせい、一九九二年）などに詳しい。

（2）ごく近時の文献のみを挙げれば、例えば、酒巻匡ほか「裁判員裁判における審理等の在り方（1）」（3）ジュリスト一三二二〇号（二〇〇六年）一五九頁以下、一三三三三号（二〇〇六年）一〇〇頁以下、一三二六号（二〇〇七年）一四二頁以下、三島聡ほか「小特集・裁判員制度における評議——裁判官と裁判員のコミュニケーション」法律時報七九卷一号（二〇〇七年）一〇七頁以下など。

（3）今回の資料紹介において、とりわけ新聞資料および判検事・弁護士の履歴は、増田修会員（広島弁護士会）の精力的な調査によってまとめられたものであり、広島での陪審裁判の様子を生き生きと描き出し、様子を知ることができる点で史料的に価値があるといえよう。また、刑事判決書は、増田修会員、紺谷浩司会員（広島大学名誉教授・西南学院大学教授）、加藤高会員（本学名誉教授）、緑大輔による調査の上、増田会員・紺谷会員による写真撮影および入力作業を経て活字となったものである。

（4）昭和四年の公訴罪名、判決罪名、宣告刑などを調査した結果を示すものとして、法曹会「全国陪審公判結果一覧表」法曹会七卷一〇号（一九二九年）三三〇頁以下「最高裁判所事務総局刑事局監修・前掲注（1）二一九頁以下に収載」。

(5) 佐藤龍馬「陪審事件統計」法曹会雑誌七卷一〇号（一九二九年）三三三頁以下「最高裁判所事務総局刑事局監修・前掲注（一）二一頁以下に収載」。

(6) 同前。

(7) 本資料「3 陪審裁判についての新聞報道」の「①「沼隈郡の従兄殺意人未遂事件」」の記事を参照。

(8) 陪審員が答申を求められる設問の内容（主問、補問の出し方）によって、「有罪、無罪の全く異なる結論の答申が出る可能性があった」という指摘もある。また、裁判長の説示についてもいろいろと評価が分かれていたといわれる。以上につき、浦辺衛「陪審制と参審制」団藤重光ほか編「佐伯千仞博士還暦祝賀・犯罪と刑罰（下）」（有斐閣、一九六八年）一四一頁以下、一四七頁参照。本資料は、設問の内容の多様性について、浦辺の指摘を具体的に示すものといえる。新聞記事からは、主問および補問以外にも、裁判長が説示において、より詳細に問題設定をしていたケースがあったこともうかがわれる。

(9) なお、「4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の間歴」の「⑫榎田忠美」の項において、検事として陪審裁判に立会った経験から、「捜査の端緒経過を漫然取捨することなく率直に記録上明らかにし、捜査の公平冷静を一般大衆より疑はれざるやう」備えておかなければ、陪審員の心証に影響を与えるとの指摘を紹介している。このことは、裁判員制度においても、検察官面前調書などのあり方、ひいては取調べ状況の立証との関係では、重要な示唆があるように思われる。

(10) 刑事判決書は、本資料紹介【資料一】を参照のこと。

(11) なお、陪審公判の進め方については、「3 陪審裁判についての新聞報道」の注において、「陪審裁判の進行順序」（「法律新聞」昭和三・九・二八）に簡潔に示されている。併せて参照されたい。また、山崎有信編「陪審裁判・殺人未遂か傷害か」（法律新報社、一九二九年）には、当時の実在の事件を素材に、陪審裁判の詳細が示されている。調書類や公判での尋問等も詳しい。

一 はじめに

昭和五五（一九八〇）年二月一〇日、広島弁護士会一〇〇周年を記念して、新八丁堀会館で開催された「座談会『戦前

の弁護士たち』によると、従来、広島弁護士会において知られていた、昭和初年に行われた広島における陪審裁判に関する情報は僅かで、お、よそ次の通りである。

- ① 陪審法の施行の前提として、民間への宣伝を弁護士会に委託されて、広島でも陪審劇をしたことがあるが、弁護士高辻朋房、同田坂戒三、同下向井貞一らが参加した。
- ② 陪審による事件は、広島ではおそらく「広瀬町の美人仲居殺し事件」一件だけで、田坂戒三が弁護人をした。
- ③ 昭和七年頃には、陪審裁判は有名無実となっており、中国弁護士会で、陪審制を廃止せよという決議をしたことがある。

④ 広島地方裁判所で行った陪審模擬裁判の写真が、一葉残っている。

そこで、本資料紹介は、残存する『芸備日日新聞』、『中国新聞』ならびに刑事判決原本（広島地方検察庁保存）などにより、広島における陪審裁判の実態を調査し、陪審裁判研究の資料として記録するものである。

（注1）「座談会『戦前の弁護士たち』（広島弁護士会『会報』第30号・創立一〇〇周年記念特集号、昭和五六年二月）は、『広島弁護士会史』（広島弁護士会、昭和六年七月）の資料編「先進（物故）会員を偲ぶ——座談会——」に収録された。出席者は、神田静雄、下向井貞一、白川彪夫、高辻朋房、田坂戒三、森山喜六で、司会者は椎木緑司、秋山光明、その外に人見利夫会長、関本隆副会長、外山佳昌広報委員会委員長らが参加した。『会報』第30号の表紙には、陪審法廷の絵（昭和二十七年三月神田周造画、広島高等裁判所蔵）が印刷されており、二四頁には、広島地方裁判所における陪審模擬裁判の写真が掲載されている。

なお、前掲『広島弁護士会史』は、戦後編であって、明治・大正・昭和戦前編については、原爆により資料が焼失したので、現在のところ編集の予定はない。

（注2）各地の陪審裁判の実情については、次の論考がある。

①浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——」司法研修所調査叢書第9号（司法研修所・昭和四三年三月）

②熊谷弘「新聞報道を通じてみた東京地裁最初の陪審裁判——その審理の素描——」『判例タイムズ』229、昭和四四年三月）

③知原信行「陪審制度——京都の動きを中心として」『京都弁護士会々報』193、昭和五八年一月）。後に、京都弁護士会会史編纂委員会・編『京都弁護士会史』明治大正昭和戦前編（京都弁護士会・昭和五九年一月）に収録

④林正宏「仙台の陪審裁判について」『判例タイムズ』630、昭和六二年五月）

⑤橋本誠一「陪審裁判」『在野「法曹」と地域社会』、法律文化社・平成一七年三月）。初出『法政研究（静岡大学）』第6巻第1号、平成一三年八月

なお、陪審法実施を記念して発行された、『法曹会雑誌』第7巻第10号・陪審法実施記念号（法曹会・昭和四年一〇月）、および「陪審と新民訴に対する全国法曹の声」『法曹公論』377・陪審法施行三周年・新民訴実施二周年記念号、昭和六年一月）にも、各地の陪審裁判の実情が報告されている。

（注3）陪審裁判の実録としては、旭川の弁護士山崎有信が、弁護士として臨んだ陪審公判における審理の全記録を、『陪審裁判殺人未遂か傷害か』（法律新報社・昭和一一年四月）と題して出版している。

（注4）我が国で実施された陪審裁判の概要を把握するには、最高裁判所事務総局刑事局・編「我が国で行われた陪審裁判——昭和初期における陪審法の運用について——」（最高裁判所事務総局・平成七年二月）が参考になる。これには、「第六編 法令等」に、制定時の陪審法・一部改正、陪審法施行関係の勅令、陪審法施行規則、地方裁判所支部と陪審裁判に関する司法省令・大臣訓令、陪審員資格に関する勅令・司法次官通牒、陪審員に対する待遇関係の勅令・大臣訓令・司法次官通牒、陪審法の停止に関する法律・一部改正などが、収録されている。

なお、陪審法が実施された頃の「六法」としては、現代法制資料編纂会・編『昭和八年版六法全書』（国書刊行会・昭和五九年一月）がある。

（注5）第二次世界大戦前の広島控訴院・広島地方裁判所（当時の検事局を含む）が保有する裁判記録・帳簿類は、庄原区裁判所な
広島における陪審裁判

どに疎開されていたので、アメリカ軍の原子爆弾投下による被爆を免れた。その大要は、数野文明「原爆とアーカイブズ」（『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究篇・第1号、平成一七年三月）および広島市・編『広島原爆戦災誌』第三卷（広島市・昭和四六年一〇月）を参照されたい。

（注6）『芸備日日新聞』（以下、「芸日」と省略）は、澤原梧郎氏寄託（呉市総務部市史文書課提供）原紙のコピー版を、呉市中央図書館において閲覧・謄写した。『中国新聞』（以下、「中国」と省略）は、広島県立文書館所蔵のコピー版を閲覧・謄写した。

二 陪審法制定への歩み

1 陪審制度に弁護士界の方から積極的に意見を出したのは、明治三三（一九〇〇）年四月七日、日本弁護士協会の評議員会第三〇例会に「陪審制度ヲ設クルノ件」として磯部四郎と三好退蔵から提出された議案を、始まりとする。この議案は、花井卓藏の提議を容れ、提出者の成案を徴して、更に討議に付することに決定された（『日本弁護士協会録事』第31号、明治三三年四月）。明治三三（一九〇〇）年三月現在の評議員名簿には、広島からは安倍萬太郎、森田卓爾が掲載されているが（『日本弁護士協会録事』第30号、明治三三年三月）、彼らは、評議員会第三〇例会には出席していない（前掲『日本弁護士協会録事』第31号）。

そして、明治四二（一九〇九）年二月二一日、日本弁護士協会臨時大会において、我が国情に適する陪審制度を設けるよう、決議がなされた。この大会には、広島からは森田卓爾、高田似壠が出席した（『日本弁護士協会録事』第137号、明治四二年二月）。

2 陪審制が立法過程に投入されたのは、明治四三（一九一〇）年二月の第二六議會に、当時野党であった政友会が提出した「陪審制度設立ニ関スル建議案」が、衆議院を満場一致で通過したときである。この建議案は、原敬のイニシアティブで提出されたものであった。大正七（一九一八）年九月、原内閣が成立すると、原敬は陪審制の立法化に着手したが、平沼騏一郎検事総長らは、刑事訴訟法改正案中に織り込むことが必要であり、単独に提案することは不得策であると勧告したので、一旦は刑事訴訟法改正作業の進展を待つこととした。しかし、大正八（一九一九）年五月二〇日、原敬は、閣議に特別法の形で陪審制を立法化することを提議し、閣議の了承を得て、同年七月八日、内閣に臨時法制審議會を設置した。広島においても、大正八（一九一九）年四月五日、広島弁護士会は、同年四月一九日から岡山において開かれる、広島控訴院管内六県弁護士大会に提出する議題の第一番に「刑事裁判に關し陪審制度を設くるの急務なるを認む。」ことを決議している（「芸日」大正八・四・七）。そして、この議題は、同年四月一九日、岡山市會議事堂において開催された広島控訴院管内弁護士大会で、可決された（「山陽新報」大正八・四・二〇）。

（注）「山陽新報」（大正八・四・二〇）は、大正八年四月一九日、岡山市會議事堂で開催された広島控訴院管内弁護士大会について、大会出席者、大会決議の内容、志方控訴院長の挨拶、懇親会の状況などを、写真付きで、かなりのスペースを取って報道している。この「山陽新報」は、高原勝哉弁護士（岡山弁護士会）に、岡山県立図書館でマイクロ・フィルムを閲覧し、謄写してもらったものである。なお、同様な記事は、「法律新聞」（大正八・四・二八）にも出ている。

3 日本弁護士協会は、大正八（一九一九）年一月一〇日、陪審制度実行に関する件を主題として臨時總會を開き、「當局ヲ督励シテ、其（注、陪審制度）実現ヲ速カナラシメンコトヲ期ス。」という決議を可決し、実行委員として在京会員一

○名を指名し、全国各地方弁護士会長を陪審制度実行地方委員に推挙した（『日本弁護士協会録事』第246号、大正八年一月）。
広島弁護士会も、大正八（一九一九）年二月二日、臨時總會を広島地方裁判所弁護士控室において開き、陪審制度の採否についての件は満場一致で採用し、また、我が国民の醇風美俗に副うべき民法改正補修を要する点を調査して司法大臣に申報する件は、別に調査委員を置き、同時に陪審制度問題も併せて調査することに決した。調査委員会の委員には、岡咲禮太郎会長が、森田卓爾、高田似壠、田上諸藏、香川秀作、藤田若水、池田寛作、麓巖、吉田眞策、岡田陸藏、横山金太郎、松井繁太郎、野間傳吉、岡咲禮太郎を指名した（『芸日』大正八・一二・四）。『芸備日日新聞』は、これら委員の談話を「陪審制度民法改修の研究」と題して、七回にわたり連載した（『芸日』大正八・一二・五、九、大正二二・一一、一二）。

大正九（一九二〇）年三月九日、広島弁護士会は、法務大臣から諮問された陪審制度採否問題について、数次審議の結果、次の綱領を決定し答申した（『芸日』大正九・三・一〇）。

- 一 陪審制度は、刑事裁判及民事裁判に之を採用すること。刑事裁判の陪審の範囲は左の如し。
死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該当する事件及び政治に関する事件は、総て陪審に附すべきこと。
前項以外の刑に該当する事件の裁判は、被告人、法律上代理人又は弁護人の請求により陪審に附すべきこと。
民事裁判の陪審は、当事者の請求により陪審に附すべきこと。
- 二 陪審員は、市町村の公民にして年齢満三十歳以上の男子中より、市町村の公民に於て選挙すること。
- 三 裁判に干与すべき陪審員の数は、十二名以上とし、其評決は三分の二以上の同意を要すること。
- 四 陪審裁判は、第一審を以て事実終審と為すこと。
- 五 陪審裁判の審理は、検事及弁護人に於て、証人に対し直接審問を為すことを得せしむること。

4 大正八（一九一九）年七月八日に設置された臨時法制審議会には、同年一〇月二四日の総会で、陪審制の立法化を具体的に検討する主査委員会が設けられて審議された。そして、大正九（一九二〇）年六月九日、主査委員会が可決した大綱に基づいて、同年六月二二日倉富勇三郎・花井卓藏・江木衷の三者によって「陪審制度ニ関スル綱領」が起草された。この綱領は、同年六月二八日、臨時法制審議会委員総会に付され、全会一致で可決された。

大正九（一九二〇）年七月二八日、司法省に陪審法調査委員会が設置され、臨時法制審議会から答申された「陪審制度ニ関スル綱領」に基づいて、政府は枢密院および帝國議會に提出すべき陪審法案の起草に着手した。同年一二月三日および四日の陪審法調査委員会において、司法省案が決定されたが、ほゞ全面的に「陪審制度ニ関スル綱領」に依拠したものであった。

こうして、大正一〇（一九二一）年一月一日、陪審法案は、枢密院に諮詢されが、反対論が強く審査は進まず、そうこうしているうちに同年一月四日、原敬は兇刃に斃れた。しかし、陪審法案は、後継の高橋是清政友会内閣によって原の遺産として承継され、枢密院側の修正要求を大幅に取り入れた諮詢案修正案が、大正一一（一九二二）年二月二七日枢密院本会議で可決された。枢密院の承認を得た陪審法案は、直ちに開会中の第四五議會に提出された。憲政会代議士横山金太郎（弁護士・広島弁護士会）は、従弟の憲政会代議士横山勝太郎（弁護士・東京弁護士会）と共に、陪審法案委員会として法案審議に当たった。陪審法案は、同年三月一日同委員会において可決され、同年三月一三日の衆議院本会議で可決された。その衆議院本会議において、横山金太郎は「陪審法案に対して警告的に賛成する」という名演説を行なった。しかし、貴族院では、陪審法案に絶対反対の若槻礼次郎らの議事引き延ばしにあり、会期切れのため審議未了に終わった。

ところが、廃案となった陪審法案は、大正一一（一九二二）年六月、高橋内閣瓦解後に成立した、加藤友三郎内閣によつ

て再び取り上げられ、同年二月二〇日枢密院本会議で再度の承認を得て、再度帝国議会で提出された。衆議院では、大正二二(一九三三)年三月二日法案は可決され、貴族院では、若槻礼次郎による陪審法案反対の長時間演説や、それに対する花井卓藏の賛成演説などがあり、同年三月二二日深更、可決された。

その間、広島においては、臨時法制審議会、枢密院、帝国議会で陪審法案が審議される経過について、逐一新聞報道されている。なかでも、『芸備日日新聞』は、第四五議会の衆議院本会議における横山金太郎の演説要旨を八回に分けて連載している(『芸日』大正一一・三・二九〜三一、大正一一・四・二〜六)。そして、同紙は、陪審法が成立すると直ぐに、陪審法の解説を二回に分けて、簡潔に分かり易く紹介している(『芸日』大正二二・三・三〇〜三二)。

陪審法は、大正二二(一九三三)年四月一八日公布され、昭和三(一九二八)年一〇月一日施行された。しかし、昭和一八(一九四三)年四月一日公布された「陪審法ノ停止ニ関スル法律」により、その施行を停止されたまゝとなっている。

(注1) 陪審法が、政治過程に投入されてから、成立するまでの経過については、三谷太一郎『近代日本の司法権と政党——陪審制成立の政治史——』(塙選書86、塙書房、昭和五年九月。後に、三谷太一郎『政治制度としての陪審制近代日本の司法権と政治』、東京大学出版会・平成一三年九月に収録)に依拠した。

(注2) 主査委員会の委員は、一木喜徳郎(枢密顧問官、主査委員会委員長)、横田国臣(大審院長)、倉富勇三郎(帝室会計審査局長官)、富谷銆太郎(東京控訴院長)、美濃部達吉(東京帝国大学法学部教授)、磯部四郎(貴族院議員・弁護士)、花井卓藏(衆議院議員・弁護士)、鶴澤總明(衆議院議員・弁護士)、江木衷(弁護士)、原嘉道(弁護士)の一〇名であった。

(注3) 「陪審制度ニ関スル綱領」(全三八カ条)、および枢密院に諮詢された「陪審法案」(司法省案)は、「陪審法案帝国議会で提出出ノ件」(国立公文書館所蔵、「請求番号」本館2A-015-09・枢D00467100)に収録されている。なお、枢密院における主要な修正点は、林頼三郎「日本陪審法沿革史の一節」(『法曹公論』343、昭和三年一〇月)に纏められている。

(注4) 陪審法案が枢密院に諮詢されたのは、「枢密院官制及事務規定」(明治二十一年勅令第二二号)に定める諮詢事項である「憲法二附属スル法律」に該当すると考えられたからである。諸橋襄「陪審法と枢密院の審議」『帝京法学』第13巻第1号、昭和五七年一月) 参照。

(注5) 第四五議會に提出された「陪審法案」は、『帝國議會衆議院議事速記録』41・第四五回議會下(東京大学出版会・昭和五七年六月、四五五頁)、第四六議會に提出された「陪審法案」は、『帝國議會衆議院議事速記録』42・第四六・四七回議会上(東京大学出版会・昭和五七年七月、一八四頁)に収録されている。

(注6) 第四五議會における横山金太郎の演説は、前掲『帝國議會衆議院議事速記録』41(六八〇頁)に収録されている。また、前田英昭「憲政壇上を飾った名演説横山金太郎「陪審法に警告的賛成をする!」」(『国会画報』第44巻第2号、平成一四年二月)にも紹介された。金太郎は、陪審法案には、裁判長による陪審員の答申の更新条項(第九五条)、納税額による陪審員の資格制限(第一二条)などがあって不完全ではあるが、国民の司法参与を開いたという点から、不完全な点を改正するように警告して賛成した。

(注7) 横山金太郎・同勝太郎(両名とも広島県庄原市出身)は、第四五議會陪審法案委員会の委員を務めた(『帝國議會衆議院委員会議録』32・第四五回議會一、臨川書店・昭和六〇年六月、五〇九頁)だけではなく、第四六議會陪審法案委員会の委員でもあった(『帝國議會衆議院委員会議録』36・第四六回議會三、臨川書店・昭和六一年四月、一九一頁)。

横山金太郎は、明治元年一月一日出生・昭和二〇年九月二五日死亡、明治三三年五月広島法律学校卒業、明治二四年七月東京法学院卒業、明治二四年二月代言人試験及第、明治二六年五月から弁護士、明治二八年一〇月任官し、明治三二年一〇月までの間、西条区裁判所判事・台湾総督府法院判官などを歴任、明治三二年一月弁護士再登録、明治四一年五月から昭和一年二月までの間は広島県郡部選出の衆議院議員(ただし、明治四五年五月の第一一回総選挙は落選)、昭和一〇年二月から昭和一四年二月までは広島市長であった。その系譜は、増田修「広島法律学校沿革誌」(『修道法学』第28巻第1号、平成一七年九月、三二八頁)を参照されたい。

横山勝太郎の閥歴・評伝は、黒澤松次郎「故横山勝太郎君」(石井敬三郎外三名・編『現代弁護士大観』第一巻、丸万商店・広島における陪審裁判

昭和七年二月。後に、『日本法曹界人物事典』第九卷、ゆまに書房・平成八年一月に収録）を参照されたい。

（注8） 貴族院における、若槻礼次郎の陪審法案に対する反対演説は、『帝国議会 貴族院議事速記録』43・第四六・四七回議会で

（東京大学出版会・昭和五七年八月、六四一頁）に収録されており、その骨子は若槻礼次郎『若槻礼次郎自伝 古風庵回顧録

明治・大正・昭和政界秘史』（読売新聞社・昭和五三年三月）に纏められている。

（注9） 若槻の陪審法案反対演説に対する駁論でもある、大正一二年三月二日の貴族院における、花井卓藏の賛成演説は、前掲

『帝国議会 貴族院議事速記録』43（六六一頁）、および花井卓藏『訟庭論草 満鉄事件を論ず 附陪審法に就て』（春秋社・昭和五年八月）に収録されている。

花井卓藏は、広島県三原市出身、明治元年六月三日出生・昭和六年二月三日死亡、明治三三年一二月代言人となり、明治二六年五月から昭和四年六月まで弁護士、明治三一年八月から大正九年二月までの間は広島県郡部選出の衆議院議員、大正一一年六月から昭和六年二月の間は貴族院議員（勅撰）であった。その評伝は、小林俊三『花井卓藏（稚翠）』（私の会った明治の名法曹物語）、日本評論社・昭和四八年一〇月）を参照されたい。

三 陪審法施行の準備

司法省は、大正一五年度陪審法施行準備方針として、「講演会開催」、「配布文書の作成」、「新聞雑誌の利用」、「活動写真の利用」、「陪審法施行準備員の囑託」、「ラヂオ放送」、「遣外法官等に対する囑託」、「大学其他の学校との連絡」について、次の通り決定した（『中国』大正一五・六・二八）。

第一「講演会開催」 全国地方裁判所および同検事局に、具体的企画を立てさせ、本省は一般的標準を支持するに止める。（一）裁判所および同検事局に、その管内において講演会を主催させる。（イ）区裁判所および同検事局にあっては、管内の市町村長もしくはその代理者を、適当な機会に区裁判所または便宜の場所に招致し、陪審法の大意を

説明し、更に説明冊子を交付して、各自関係市町村に配布させる。(ロ) 地方裁判所および同検事局は、公会堂、小学校その他公共集会場または劇場等を使用して、講演会を開催し、一般会衆を来聴させ説明冊子を配布する。講演には、所長、検事正が率先してこれに当たり、庁員または弁護士、学者等の中より適当な者を選びこれを委嘱する。なお、臨機本省より書記官を派出する。(二) 他官庁その他公私の団体(例えば、官公吏所練習教育会、講習会、在郷軍人会、青年会等)において、陪審法の講演を希望する場合には、近接裁判所もしくは検事局の職員または本省書記官を派出し講演をさせる。右の機会を多くするため、本省より諸官省庁、府県に通牒を發し、右の希望ある場合には、近接裁判所もしくは検事局または本省に申し出るよう通告する。

第二「配布文書の作成」 陪審法の内容に関する説明書は、昨年度、二種合計二百八十万部を印刷したので、今年度は、更にこの種のものを作成する必要がない。よつて、本年度は、裁判ならびに陪審の本質について、簡明直截に説明した小冊子を作成し、適宜配布するのに務める。右の外、講演会のポスター、陪審標語挿入の絵葉書、陪審標語の捺印等の作成方につき攻究する。

第三「新聞雑誌の利用」 新聞、雑誌の寄稿、談話掲載等の方法により、陪審法の精神および陪審法の大意を、広く一般に周知させる。この点については、本省各員が主として、これに当たる。

第四「活動写真の利用」 興味本位に流れず、陪審裁判の手續き進行の模様を撮影した、上品な映画を作成するのは望ましいが、今年度は予算が十分でないのと、陪審法廷、書式等が未だ確定していないので、この種の企画は来年度に延期し、本年度は、陪審廷を現出する既成の映画を購入し、講演会の参考資料として観覧させる。

第五「陪審法施行準備員の嘱託」 裁判所、検事局および本省の職員は、進んで陪審法施行の準備に尽瘁すべきは勿

論であるが、右の外、所長、検事正より適当なものを囑託して、これに当たらせる。

第六「ラヂオ放送」 次官もしくは刑事局長等において、学術講演として、陪審法の大意を放送する。

第七「遣外法官等に対する囑託」 外国の陪審制度を視察して帰朝した法官等に、外国参考書の翻訳その他の事務を委嘱する。

第八「大学その他の学校との連絡」 大学その他の学校と連絡を保持し、学生・生徒に陪審制度を会得する機会を与え、訴訟演習または厳正な方法で模擬裁判をするような場合には、裁判所、検事局または本省より適当な援助をする。

大正一五（一九二六）年三月三〇日、司法省では、『陪審制度の話』、『陪審裁判とはどんなものか』というパンフレットを、各二〇〇万部印刷し、全国市町村役場、在郷軍人会、青年団、大中の諸各学校、社寺、教会、警察署、府県市町村会議員などにもれなく配布した。同年四月からは、六大都市には司法省から直接書記官を出張させ、地方裁判所所在地では所長、検事正が講師となつて、その管内の判検事、弁護士を集め講習会を開き、次に、この判検事、弁護士が講師となつて適当な場所で講習会を開き、将来陪審官となるべき市町村長または地方有力者に一般的知識の注入をするという段取りで、追々は活動写真隊を巡廻させて陪審裁判の型を教えること、した（『芸日』大正一五・四・一夕刊）。

活動写真については、大正一五（一九二六）年三月、司法省は、日本フィルム協会に陪審フィルムの製作を依頼して、欧米各国陪審の状況フィルムを蒐集し、宣伝用にそれを編集した。第一は、メトロ会社製作『赤熱の十字架』より取り、第二は、パテー社製作『母の罪』から取り、第三は、米国物『ブロークンラウ』から取ったもので、何れも陪審制度を筋も面白く、而も分かり易く写したもので、複製し各地の裁判所に配布するという（『芸日』大正一五・八・二四夕刊）。そして、

昭和二（一九二七）年一月には、司法省は、日活に依頼して陪審制度の劇映画を作成することにした。それは、益田甫原作・畑本秋一脚色『ある女の死』（一般公開された題名は、『屍は語らず』）と題する犯罪ロマンスで、監督阿部豊、主演岡田時彦、瀧花久子、助演山本嘉一郎であった（「芸日」昭和二・一一・三）。

（注1）陪審法の実施に際して、その外にもどのような準備がなされたかについては、大原昇「陪審法の実施準備に就て」（『法曹会雑誌』第7巻第10号、昭和四年一〇月）がある。

（注2）パンフレット『陪審制度の話』は、『法律新聞』（大正一五・四・一三）に掲載されている。

（注3）映画『屍は語らず』は、京都にあった日活大將軍撮影所において作成され、昭和三年一月から、全国の日活系映画館で上映された（前掲・知原信行「陪審制度——京都の動きを中心として」参照）。

（注4）昭和二年七月二八日午前一時から、第一回「陪審法実施委員会」が、司法大臣官邸会議室において開会された。この委員会は、在朝・在野法曹から構成されていた。原嘉道司法大臣の挨拶に続き、鶴澤總明が委員長に選ばれた。鶴澤は、陪審裁判上最も難関である法廷の構造問題を議題として提案したが、議論百出して意見が一致せず、正午散会して、法相の午餐会に出席したという（「芸日」昭和二・七・二九）。

（注5）昭和三年七月二六日から三二日まで、各地方裁判所判検事を司法省に招集して司法官会議を開催するが、同月二八日には、全国の弁護士会長を招き、陪審事務に関する打合わせをしたことになった（「芸日」昭和三・七・一四）。

広島における陪審法施行の準備については、『芸備日日新聞』、『中国新聞』などの報道を見ると、次の通りである。

1 大正二四（一九二五）年一月五日、岡山市会議事堂において開催された、広島控訴院管内弁護士大会において、「陪

審法の実施までには、其趣旨を徹底的に国民に周知了解せしむる要あるが故に、大に宣伝の要あり。司法省にては、相当宣伝費ある筈なるに、今の如き宣伝の仕方にては、甚だ心細し。依て、各弁護士会と協会して、熱心宣伝に務むべく、其費用も相当支出せられんことを要望す。」という決議事項を含めて、一〇数項目の司法制度に関する決議がなされた（「法律新聞」大正一四・一一・二五）。

2 広島市では、大正一四（一九二五）年一月八日から四日間、寿座において陪審制度裁判劇が開演された。この裁判劇は、青年法律家川村金次郎を主幹とし、東京新派男女俳優連、文士、大学生、新聞記者からなる陪審法研究会が、東京を出発して、各地で研究資料として公開してきたものである。演目は、○金と男に捨てられし可憐なる乙女の罪、孝女の犯罪、○某市大工場に起った労働争議の真相、○花柳界に於て全国的に大問題となつた惨殺事件（某花柳界の重大事件、芸妓の犯罪）であつた（「芸日」大正一四・一一・八、「芸日」大正一四・一一・一〇）。

3 大正一五（一九二六）年七月六日から、広島市寿座において、日本文化協会の率いる模擬裁判劇を開演した。この時は、東都の新劇界の權威である文化座の男女数十名が事実問題をとらえて前提劇を演じた。そして、文化協会の新聞記者、法律家、大学生、および広島市法曹界の權威横山金太郎、松井繁太郎、香川秀作、森保祐昌、井上博らをはじめ数十氏の賛助を得て、模擬裁判劇を演じ、陪審制度宣伝応援のため奮起した少壮弁護士平野春一、大町和左吉、田坂戒三その他数名がその裁判劇に出席して熱弁を揮つた。陪審制度宣伝劇の芸題としては、○最近某所に起つた大事件、○恋愛と金權に絡まる美人の犯罪、○女教員の哀れな嬰兒殺し、○土々呂焼の悲惨事件、○白痴娘の妹殺しなどである（「芸日」大正一五・

七・六、「芸日」大正一五・七・八。

4 尾道市においては、大正一五（一九二六）年九月二七日から三日間、借楽座で川村金次郎一行の手によって、陪審制度裁判劇「美人の犯罪」が上演された。この劇には、尾道支部裁判所中場彌太郎監督判事や尾道弁護士協会も後援者に加わった。入場料は、一等五五銭のところ、中国新聞尾道支局の割引券持参の者は、四〇銭で入場できた（「中国」大正一五・九・二七）。

5 大正一五（一九二六）年二月六日、広島市の広島高等工業学校講堂で開催された広島控訴院管内弁護士大会において、松山弁護士会から「陪審法施行に付、司法省の宣伝方法は遺憾なしとせず。映画其他の方法を以て積極的にせられんことを望む。」という議案が提出され、可決されている。この大会では、山口弁護士会からは、「陪審制度の施行を大正二〇年まで延期すること。」という議題も提出されたが、否決された。また、山口弁護士会からは、「陪審法廷に於ける検事、弁護士を対等とすること。」も提議されたが、岡山弁護士の「法廷に於ける弁護士席の設備に付き相当の考慮を煩わしたきこと。」という議案と併せて、「刑事法廷に於ける設備に付き相当の考慮を煩はすこと。」と修正して可決された（「中国」大正一五・一一・六〇七）。

6 昭和二（一九二七）年になると、広島地方裁判所および検事局主催で、同年二月一八日午後五時から寿座において、陪審制度の宣伝を行った。先ず、大審院刑事部長板倉松太郎判事が陪審制度について講演し、次いで、列国の制度を視察し

て帰広したばかりの大原利文広島控訴院判事が実地視察談をして、最後に、司法省で製作した欧米各国の陪審制度の実地公判から製作した活動写真を上映した（「芸日」昭和二・二一・一五）。

7 昭和二（一九二七）年三月七日、広島弁護士会陪審制度調査委員会（富島暢夫、香川秀作、松井繁太郎、米田権之助、池田寛作、土井与一、田中豊、貞広角治）は、司法省の諸諮問案について審議し、次のような決議をし、同月一四日江木翼法相に申告した（「芸日」昭和二・三・一五）。

第一 陪審制度に要する法廷其他の設備は、裁判の威厳を保持するに足るべきを要し、実施を急ぐために姑息な方法に出すべきものに非ざるを考慮すべし

第二 検事と弁護士は、対等の位地に置くことを要す

第三 従来の皮相なる宣伝方法を改めて、真摯適切ならしむるを要す（注、この項には、傍聴人陪審員等につき最も適切なる研究資料を具述してあるというが、新聞には掲載されていない。）

右は、必要欠くべからざるものにして之を完成せんとせば、勢ひ相当の期間内陪審法実施を延期するを可と信ず。

8 昭和二（一九二七）年五月二八日公布の勅令第一四四号に基づき、全国市町村長は、同年九月一日現在の陪審員候補者名簿の作成に着手した（「芸日」昭和二・六・三三）。広島市では、同年九月末には陪審員資格者名簿が完成し、一〇月一日から一八日まで、市内天神町清岸寺市役所庶務課分室で一般の縦覧に供することになった。一〇月末には、広島市の有権者六、二八九名の中から、一四七名の陪審員候補者を抽選で選ぶ予定であるという（「芸日」昭和二・一〇・二二）。

(注) 広島県立文書館には、旧深安郡山野村(現福山市)における、陪審法施行期間中の「陪審員資格者調査票」(自昭和二年至同六年、自昭和七年至同十一年、自昭和十二年至同十五年の三冊)、「陪審員資格者名簿原本」、「陪審員候補者名簿副本」、「陪審員候補者選定録」、ならびに「陪審関係法規及通牒綴」、「陪審員関係書類綴」が保存されている。

9 昭和三(一九二八)年九月三〇日、広島地方裁判所陪審法廷で、本物の判事(裁判長宮脇幸治判事はか二名)検事(樫田忠美検事)、陪審員、弁護士(松井繁太郎広島弁護士会長、池田寛作常議員会議長)が参加して、被告人、証人には裁判所書記が扮し、陪審法に基づく模擬裁判が行われた。模擬事件は、昭和二年八月一日、加茂郡原村のアメリカ戻りの中年男梅本三次(仮名)が、芸妓和歌と馴染んだすえ、同郡八本松の料亭で和歌を絞殺し、自宅に逃げ帰って二人のわが子を絞殺した殺人事件(求刑懲役一五年、判決懲役一五年)から、わが子を殺した点を除いて、モデルにしたものである。模擬裁判では、陪審員の答申により、自殺幫助として懲役三年の求刑があり、懲役二年・執行猶予三年の寛大な判決となった(「芸日」昭和三・九・一五夕刊、「芸日」昭和三・九・三〇夕刊、「芸日」[中国]昭和三・一〇・一、「芸日」[中国]昭和三・一〇・二夕刊)。

(注) この模擬裁判のモデルとなった事件は、「芸日」(昭和二・八・一二夕刊、昭和二・八・二二、昭和三・一・一七)、および「中国」(昭和二・八・二二夕刊、昭和二・八・二二〜二三、昭和三・一・一七)に詳しく報道されている。

10 昭和三(一九二八)年一〇月一日の「司法記念日」、広島地方裁判所において午前九時から、市内の有力者、市内陪審員候補者、弁護士、各官衙の代表者、市内各専門学校・中等学校長、各新聞社長、銀行頭取・支店長、在広両院議員、郡・市会議員その他、約五五〇名を招待して、新築の陪審法廷、陪審員宿舍などを公開した。記念に菓子と陪審法廷の絵葉書

が贈られた。同日四時から、広島控訴院において、判検事、書記、公証人、弁護士ら約一〇〇名が祝賀会を催した(「中国」・「芸日」昭和三・一〇・二夕刊)。

(注) 昭和三年一〇月一日、陪審法実施の日に天皇陛下が東京地裁・東京控訴院・大審院へ行幸され、勅語を賜ったのを記念して、

一〇月一日を「司法記念日」と定めた。しかし、昭和一四年一月一日、「裁判所構成法」実施五〇年記念日に、天皇陛下が大審院を始とする法衙に行幸され、勅語を賜ったので、この年から一月一日を「司法記念日」に変更した(「法律新聞」昭和四・一一・三)。現在の「法の日」(一〇月一日)は、最高裁判所、検察庁、日本弁護士連合会の進言により、昭和三五年六月に閣議決定されたが、これは陪審法施行を記念した「司法記念日」に由来する(『自由と正義』第11巻第10号、昭和三五年一月参照)。

11 福山市においては、昭和三(一九二八)年一〇月六日・七日、陪審制度普及会主催で、福山区裁判所、福山弁護士団、警察署、市役所の後援の下、福山市大黒座で、陪審制度模擬裁判を行った。その裁判資料は、「芸妓君香の二人殺し」で、模擬裁判には、福山の弁護士藤井定一(裁判長役)、同石藤好輝(検事役)、同河村善吉(弁護士役)、同佐藤房松(陪審員指導役)ら、および陪審員有資格者二名が出演した。そして、昼の部では福山区裁判所井上勘太郎判事、夜の部は吉武泰夫監督判事の陪審法に関する講演があった。第一日の六日には、聯隊四〇〇名、中学校一五〇名、師範一五〇名、高女三〇〇名、門田女一五〇名、増川女五〇名が午後から観劇した(「中国」昭和三・一〇・八)。

12 呉市においては、昭和三(一九二八)年一月二日から三日間、広島県連合保護課・呉保護感化樹徳会主催の陪審制

度裁判劇が、呉日日新聞・中国新聞社呉支局・芸備日日新聞社呉支局後援の下に、劇場呉座で開演された。在呉弁護士総出演で、東京新自由劇団木村吉之助一党が、資料劇「薄命な女の犯罪」五幕、「妹の為に予備水兵の殺人」五幕を演じた。会費は、五〇銭であった（「芸日」昭和三・一一・一八夕刊、「芸日」昭和三・一一・二二）。

13 昭和三（一九二八）年二月一日から、広島市新天座において、陪審裁判劇「美人の放火事件」が開演された。東都新進幹部女優が特別出演し、観客は陪審員として判断するという。後援は、広島弁護士会有志、広島各新聞社である。七日からは、更に「広瀬町の美人仲居殺し事件」を上演した。広告記事切抜き持参の者は、特別に三〇銭で入場できた（「芸日」中国」昭和三・一二・一夕刊、「芸日」昭和三・一二・七）。

四 広島における陪審裁判の実際

1 陪審評議に付せられた事件数

全国的に見ると、陪審の評議に付せられた事件数は、合計四八四件（注、法定・請求・更新の合計）である。

年度別に見れば、昭和三（一九二八）年三一件、陪審法施行（昭和三年一月一日）の翌年である昭和四（一九二九）年中が最も多く一四三件であるが、昭和五（一九三〇）年には半減して六六件、昭和六（一九三一）年六〇件、昭和七（一九三二）年五四件、昭和八（一九三三）年三六件、昭和九（一九三四）年二六件、昭和一〇（一九三五）年一八件、昭和一一（一九三六）年一九件、昭和一二（一九三七）年一五件と漸減して、昭和一三（一九三八）年は四件、昭和一四（一九三九）年は四件、昭和一五（一九四〇）年は四件、昭和一六（一九四一）年は一件、昭和一七（一九四二）年は二件に過ぎない。

この間の法定陪審事件受理件数は、二五、〇九七件（刑法犯、その外に特別法犯五二件）であつて、法定陪審事件中、実際に陪審の評議に付せられたものは四四八件、請求陪審に至つては一二件と問題にならないほど少ない。

次に、昭和三（一九二八）年から昭和一五（一九四〇）年までの間に陪審の評議に付せられた事件の終局結果を、地方裁判所別に見ると次の通りである。広島では、有罪一〇件、無罪一件、合計一一件である。

裁判所	有罪	無罪	更新	合計
東京	四七	一〇	四	六一
横浜	二三	一〇	三	三六
浦和	二	〇	〇	二
千葉	二〇	六	〇	二六
水戸	四	一	一	六
宇都宮	四	三	〇	七
前橋	五	〇	〇	五
静岡	一〇	一	〇	一一
甲府	五	〇	〇	五
長野	五	一	〇	六
新潟	一五	四	〇	一九
京都	六	〇	〇	六
大阪	三一	一	二	三四
神戸	八	一	〇	九
奈良	三	〇	〇	三
大津	二	〇	〇	二

裁判所	有罪	無罪	更新	合計
広島	一〇	一	〇	一一
山口	九	二	〇	一一
岡山	一三	〇	〇	一三
鳥取	五	一	一	七
松江	四	〇	一	五
松江	六	一	〇	七
長崎	五	一	〇	六
佐賀	七	〇	一	八
福岡	九	二	〇	一一
大分	一八	四	一	二三
熊本	六	一	〇	七
鹿児島	二	〇	〇	二
宮崎	七	〇	〇	七
那覇	二	〇	〇	二
仙台	六	九	一	一六
福島	一	〇	〇	一

富山	二	一	〇	三
金沢	二	一	〇	三
福井	四	一	一	六
岐阜	五	〇	一	六
安濃津	四	〇	〇	四
名古屋	一四	四	〇	一八
高知	三	〇	〇	三
高松	二	〇	〇	二
徳島	一	〇	〇	一
和歌山	一	〇	〇	一

樺太	二	〇	〇	二
釧路	四	〇	二	六
旭川	四	〇	〇	四
札幌	九	一	一	一
函館	三	〇	〇	三
青森	三	一	〇	四
秋田	一一	七	二	一一
盛岡	二	二	一	五
山形	一	二	〇	三

(注1) 年度別の「法定請求陪審事件受理総件数」は、岡原昌男『陪審法ノ停止ニ関スル法律』について(『法曹会雑誌』第21巻第4号、昭和一八年四月)を参照されたい。

(注2) 地方裁判所別の陪審評議に付せられた事件の終局結果は、前掲『我が国で行われた陪審裁判——昭和初期における陪審法の運用について——』(二二六—二二七頁)を参照されたい。

2 陪審裁判の結果一覧表

広島における陪審裁判については、広島地方検察庁が保存する刑事判決原本、『芸備日日新聞』および『中国新聞』の記事により、次の「陪審公判一覧表」の通り、一一件実施されたことが分かる。しかし、広島地方裁判所には、「陪審公判始末簿」が残っていないので、年度別の法定陪審事件受理件数、その処理の内訳(自白、辞退、陪審)などは、正確には分からない。

⑪	昭和9・3・16	殺人	(現住建造物) 放火	(現住建造物) 放火・懲役12年
⑩	昭和6・3・28	殺人		傷害致死・懲役5年
⑨	昭和6・3・16	殺人		傷害致死・懲役4年
⑧	昭和5・5・19	殺人未遂		傷害・懲役1年
⑦	昭和4・7・30	殺人未遂		傷害・懲役3年
⑥	昭和4・6・5	強盜傷人		強盜傷人・懲役3年6月
⑤	昭和4・4・27	(現住建造物) 放火		無罪
④	昭和4・3・18	(現住建造物) 放火未遂		(非現住建造物) 放火未遂・懲役2年
③	昭和4・2・20	殺人		殺人・懲役13年
②	昭和3・11・30	窃盜殺人		窃盜殺人・懲役8年
①	昭和3・11・23	殺人未遂		傷害・懲役1年

	被告人名	裁判官名	檢察官名	弁護人名
①	ST武夫	宮脇幸治・河邊義一・本田等	樫田忠美	石川正義
②	NI義一	宮脇幸治・河邊義一・本田等	樫田忠美	森保祐昌・秦良一・田坂戒三
③	NM岩吉	宮脇幸治・河邊義一・本田等	樫田忠美	林飛隆善
④	STセツ	宮脇幸治・河邊義一・高林茂男	樫田忠美	江藤直作
⑤	OT秀雄	宮脇幸治・河邊義一・高林茂男	樫田忠美	中場彌太郎
⑥	HY金作	宮脇幸治・本田等・高林茂男	樫田忠美	永井貢
⑦	MO好一	小玉平太郎・酒卷良一・高林茂男	樫田忠美	中場彌太郎
⑧	OZミツコ	小玉平太郎・數馬伊三郎・高林茂男	樫田忠美	米田規矩馬
⑨	NM豊三郎	小玉平太郎・梅原松次郎・高林茂男	樫田忠美	森保祐昌・秦良一
⑩	NG長造	福田豐市・辻富太郎・近藤完爾	和田順之	森保祐昌・水田謙一
⑪	MI雅留		和田順之	高橋武夫

(注1) 求刑は、①懲役1年6月、②懲役8年、③懲役15年(殺人・懲役9年、傷害・懲役10月の前科二犯)、④懲役3年、⑥懲役3年6月、⑦懲役4年、⑧懲役2年、⑨懲役7年、⑩懲役7年、⑪懲役15年

(注2) ②③⑪は上告、②(弁護士秦良一・森保祐昌) 昭和四年五月三日破毀自判・懲役8年、③昭和四年五月二日上告棄却、⑪(弁護士高橋武夫・三浦強) 昭和九年六月一四日上告棄却

(注3) 陪審員に支給した旅費・日当・宿泊費(答申までの開廷日数)は、①四五二円六〇銭(1日)、②六〇二円九八銭(3日)、③四二二円五二銭(1日)、④四四六円〇〇銭(1日)、⑤六二六円〇四銭(3日)、⑥四九六円二二銭(1日)、⑦(1日)、⑧(1日)、⑨(1日)、⑩(1日)、⑪(2日)、その他は不明。「全国陪審公判結果一覧表」(前掲『法曹会雑誌』第7巻第10号、三三〇頁) 参照。

(注4) ②⑤の「説示」は、司法省刑事局・編『陪審説示集』(司法省刑事局・昭和四年一〇月、三三二頁・三四四頁) 参照。

(注5) ①②の「問書」・「答申」は、「問書集」(前掲『法曹会雑誌』第7巻第10号、四一七〜四一八頁) 参照。

(注6) ②の上告審判決は、「法律新聞」(昭和四・九・二五、四頁。後に、稲葉慶和・編『資料で見る陪審法判例集』、学術選書・平成二二年八月に収録) に掲載されている。「大審院刑事判例集」第八卷(法曹会・昭和二六年二月) に収録された判決文は、破毀自判した理由が省略されている。

3 陪審裁判についての新聞報道

こ、では、前項の「陪審公判一覧表」に掲載した①から⑪の陪審公判について、新聞報道の概要を紹介しよう。『中国新聞』の記事を中心とし、『芸備日日新聞』の記事で補った。

(注) 昭和三年九月一六日午後零時半より、第一東京弁護士会および帝国弁護士会は、司法省と連絡して、東京控訴院管内における判検事ならびに書記、弁護士、東京府下における陪審員候補者二千数百名、都下の日刊新聞社、法律関係雑誌社等、所謂友人筋

広島における陪審裁判

のみに対し、模範的陪審模擬裁判を演演し、以て陪審員制実施上に資する所あらしめようと、駿河台の明治大学講堂において、大々的にしかも極めて如実に実演した。これには、在京の判検事、書記、弁護士、陪審員が参加した。その際、次のような内容の「陪審裁判の進行順序」という印刷物を配布した。各地の陪審裁判の進行も、この順序とほぼ同じなので、紹介しておこう（『法律新聞』昭和三・九・二八）。なお、この陪審模擬裁判では、花井卓藏が弁護士として無罪の弁論をしており、その速記録が、前掲・花井卓藏「訟庭論草 満鉄事件を論ず附陪審法に就て」に収録されている。

「陪審裁判の進行順序」

公判前の手続（不公開）

第一 公判準備手続

陪審裁判は、一切の証拠を直接、且一挙に公判廷に顕出せしめて、陪審の判断を求め、審理の延期続行は務めて避くるを要するが故に、公判の開始前、完全なる公判準備手続が勵行せらるゝことを以て要諦と為す。本件に於ても、此の趣旨に従ひ前に公判準備期日を開き、当事者双方の申出又は職権に因り、本裁判に必用なりと思料せらるゝ証拠に付、公判廷に於ける取調を決定し、多数の証人を召喚せり。

第二 陪審構成の手続

公判の開始前、当日呼出を受けて出頭したる三十六名の陪審員中より、除斥、失格、忌避等の手続を経て、結局当事者双方に異議なき陪審員十二名を、抽籤に依りて順次決定し、之を本陪審の構成員と為し、最後に尚一名の異議なき当籤者を抽出して、補充陪審員と為せり。

公判の進行順序（公開）

第一 開廷準備

裁判所書記は、定刻前出廷し、廷丁を指揮して、左の準備を為すこと。

(一) 傍聴人の入廷、(二) 被告人の入廷、(三) 陪審員の入廷

着席は、当籤の順番に従ひ、席次は前列を先にし後列を後に、同列に在りては判事席に最も近き座席を基準とし順次遠に及

ぶものとす。

(四) 弁護人の入廷、(五) 検事の入廷

第二 裁判官の臨廷

臨廷の際、警鈴を以て其の予告あるべく、此の時満廷総起立すること。

右は、開廷の儀礼として、厳肅なる気分を法廷に漂はせ、裁判に対する信頼の念を高めしむるに著しき力あり。

第三 裁判長は陪審員に対し、心得を諭告し、然後、宣誓の式を行ふ事。

宣誓は、総員起立の中に裁判長宣誓文を朗読し、陪審員をして之に署名せしむるに依りて行はる。

第四 審理開始の宣言

裁判長は、被告人に氏名、年齢、職業、住居、本籍、出生地等を訊問し、人違に非ざることを確めたる上、此の宣言を為すこと。

第五 検事の公訴事実陳述(注、予審終結決定書に基づいて陳述する。)

第六 被告人の弁解

第七 被告人に対する事実の訊問

第八 証拠調の開始

但し、開始前犯罪の構成事実に関する争点を指摘し、陪審員に対し予め証拠調に対する注意を促し置くこと(簡明を要す。冗長に亘るべからず)。

一、証人尋問

(一) 乃至(七) (注、各証人名は省略)

二、証拠書類の読聞け

(一) 被告人第一回予審訊問調書、(二) 予審判事第一回検証調書及附属函面同、(三) 第二回検証調書
三、証拠物件の開示

広島における陪審裁判

押収第一号乃至第五号

第九 証拠調の終了

但し、終了前被告人をして証拠調に対する弁解を為さしめ、利益なる証拠あらば更に提出し得る旨を告ぐることに關する事實。

第十 検事の意見陳述

但し、犯罪構成上及法律上の問題に限る。

第十一 弁護人の意見陳述

但し、犯罪構成に關する事實及法律上の問題に限る。

第十二 被告人の最後の陳述

第十三 裁判長の説示及発問

第十四 問書の作成及交付

裁判長は、問書に署名押印して、陪審に交付すること。

第十五 陪審の評議

陪審員、問書の交付を受けて評議の為に退廷、評議室に入ること。

評議に關し、遵守すべき事項は、

一、先ず、陪審長を互選すること。

一、陪審長は、評議の進行整理を担任すること。

一、問に主問と補問とあるときは、先ず主問に付評議し、補問を後にすること。

但し、主問に付「然り」と決定したるときは、補問の評議を要せず、「然らず」と決定したるときは、補問に付評議すること。

一、陪審員は、互に意見を交換して十分に評議を練ること。

一、評議中、更に裁判長の説示を求むる必用起りたるときは、公判廷に於て其の申立を為し得ること。

一、陪審長は、評議の熟したるとき、各員をして順次問に対する意見を表示せしめ、最後に自己の意見を表示すること。
一、問に対する意見は、事実を認むる場合（即肯定）に「然り」と表示し、認めざる場合（即否定）には「然らず」と表示すること。

一、問に対し「然り」との意見を表示せる者七人以上、即過半数なるときは「然り」と決定し、過半数に達せざるとき、即六人以下なるときは「然らず」と決定すること（故に六人と六人なるときは「然らず」と決定すべし）。

一、答申は、之を問書に「然り」又は「然らず」と記載し、陪審長署名捺印して、之を裁判長に提出すること。

一、陪審員は、評議の内容顛末に付、秘密を厳守すること。

一、陪審長、評議を終りたるときは、其の旨を裁判長に通知すること。

第十六 陪審の答申と其の発表

裁判長は、公判廷に於て陪審長より答申書を受取り、閲覽の上書記をして問及之に対する答申を朗読せしむること。

第十七 陪審の解散

裁判長は、陪審員に対し、任務終了の旨を告げ、随意退廷を許すこと。

第十八 答申採否の合議

裁判長は、陪席判事と合議し、陪審の答申を採択すべきや否やを決定すること。

第十九 陪審の答申不当にして、採択すべからざるとき

此の場合は決定を以て事件を更に他の陪審の評議に付する宣告を為す。

第二十 事実否定（然らずとの）の答申を採択する場合

此の場合には、直ちに判決を以て、無罪を言渡す。

第二十一 事実肯定（然りとの）答申を採択する場合

此の場合には、答申の事実を基礎とし、適用法令及刑の量定に付、第二段の弁論に入る。

但し、法令適用又は量刑に関し必用あるときは、申立に依り又は職権を以て、弁論前その取調を為すことを得。

(一) 検事の意見陳述、(二) 弁護人の意見陳述、(三) 被告人の最終の陳述、(四) 弁論終結及判決の言渡。
第二十二 判決の言渡には、

- 一、有罪無罪を問はず、陪審の評議に付して、事実の判断を為したることを示すこと。
- 一、有罪の言渡には、罪となるべき事実及適用法令を示すこと(証拠説明は不要)。
- 一、無罪の言渡には、犯罪構成の事実を認めざることを、又は被告事件罪とならざることを示すこと。
- 一、有罪の判決を言渡したるときは、被告人に対し、書面を以て五日以内に上告を為し得ることを告知すること。

① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」 昭和三年一月三日判決

この事件は、沼隈郡□□村字□□部落、農業S T武夫(二〇歳)が、無理解な世人から貧乏人として侮辱されていたところ、昭和三年九月二九日、同村氏神八幡神社の御輿かつぎ慰労宴で飲酒酩酊して、村人M K房一と口論となり、お前の如き口端に乳のついている貧乏人のお出で幕ではないと罵られたので、憤怒のあまり自宅から持ち出した日本刀で、房一を斬りつけようと捜し廻る途中の道路上において、従兄のS T勘一(四四歳)から遮られ、血迷った武夫は、勘一を斬りつけて重傷を負わせたもので、殺人未遂か傷害か問題になる事件であり、かつ、武夫の家族は病人や子供ばかりで、彼の逮捕後は赤貧に墮ち、部落民の同情金でようやく糊口をしのいでいるという事情もあつて、好個の陪審事件であつた。

この事件は、広島最初の陪審裁判として、昭和三年一月二三日、広島地方裁判所で開かれた。宮脇裁判長係、樫田検事立会のもとに、初陪審員の腕試し的の事件なので、今村控訴院長、南谷検事長、古森検事正、伊藤裁判所長、中村警察部長、その他お歴々も臨席してすこぶる大が、りであつた。

この日朝から押し寄せた公判ファンの群衆で、裁判所の庭は埋まり、傍聴券がもらえた五〇余名が傍聴席にギッシリと

詰め込まれたが、傍聴券がもらえずにすく／＼帰るものも多く、一方呼び出された陪審員は、紋付羽織で詰めかけ、開廷の午前九時までに三三名出席、三名欠席という好成績であった。

陪審員の顔ぶれは、百姓を第一に、指物師、鍛冶屋、洋服屋、銀行・会社員、職工、八百屋、金貸というところで、いづれも相当の年配である。県下の全都各地から呼び上げたところに、裁判長の苦心が見える。午前九時四〇分、判事席後方の扉が開き係官、陪審員が臨席すると、人込みを分けて被告人のS T 武夫が連れ込まれる。

かくて、非公開の中に三三名の陪審員につき、抽選により正陪審員一二名の選定に入ったが、被告人からも弁護人からも、一名の忌避者をも出さず、一二名の正陪審員と補充員二名を選ぶ。この間、約三〇分で法廷手続きを終り、一〇時二〇分を以ていよ／＼「民衆裁判」の幕が切つて落とされた。

裁判長を正面にして、右側の上下二段に居並んだ陪審員は何れも、重大な責務に緊張して硬くなっている。

先ず、裁判長は、陪審員席に向つて、その責務の重かつ大なることを、諄々と説いたうえ、「この事件に対しては、この法廷において取調べたことのみに基づいて、公正無私に情実利害を離れ、また、被告人に対する好き嫌いその他後難など考えず、最も正しい心で、事実の真相を公平に判断しなくてはならぬ。評議の顛末の口外の如きは、法律を以て難く禁ぜられている。」など、細々と注意を述べ、一同起立のうちに、「公平忠実にその職務を行う。」旨の宣誓をさせ、次いで、検事は公訴事実を述べ、裁判長は被告人に向い、「何かいうことはないか。」とたゞし、被告人は朴訥げな口調で、「勘一に斬りつけたことは、間違いありませんが、殺そうという気はなかつたのがス。酒に酔つてやったもんですケナ。」とオロ／＼声でいひ放つと、検事は再び立つて、「本件は、連続犯として、房一に対する殺人予備事件の点も審理して頂きたい。」と述べるや、陪審員席はや、色めいて目を見はり聞き耳を立てる。

酒量の点につき、裁判長の訊問に対し、被告人は、「どれほど飲んだか知らぬが、酔っていた。」と答え、また、房一口論したことや貧乏人と罵倒されたことについて、「口論はしたが、何をいったかは覚えぬ。たゞ罵られたので腹が立った。」と述べ、掴み合いた点も、「ヨク覚えぬ。」と答え、「家に帰って、日本刀を抜身で持ち出した記憶はあるが、どういふ気で持ち出したのか覚えぬ。房一を斬る考えがあったのか否かも、酔っていたので分からぬ。房一を斬ってやるといったのですが、自分では覚えません。」と、重要な点はみな「覚えぬ。」といってしまうので、裁判長はいろ／＼と突込んで訊ねるが、やはり被告人は、「勘一に阻止されたことも覚えぬ。斬りつけたことは後で知ったが、どう思ってた斬ったのか、自分ではわかりません。」と答え、検事廷や予審では「腹が立ち気が立っていたので、殺す意思で斬った。」と申立て、いと、裁判長に突込まれて、「それは、嘘です、間違いです。前後不覚に酔っていたので、何も分からなかった。」と否認する。

陪審員は、裁判長から被告人の申立てについて、「何かお訊ねになることはありませんか。」といわれても、一同顔を見合せて黙っている。これで、訊問を終り、証人調べに入るに際して、一一時半、休憩に入る。陪審員は、控室で缶詰になりながら、昼食をすませ、午後零時半から再開、証人七名の調べに移った。

第一の証人本郷村OD矢一（三九歳）は、「九月二九日の祭の酒宴で、武夫は私にも話しかけたが、酒に酔払うて言葉もハッキリせず、足はヨロ／＼させていました。日頃は、温順な青年です。」と、被告人に有利に証言し、

次に、喧嘩の相手MK房一が証人に立って、「II喜一方での酒宴の後、UN与一方で、また私と武夫と会って口論した。けれども、喧嘩にならぬ間に他人に分けられてしまいました。武夫は、酒に酔うて足も千鳥足になっていたが、平素は温和しい男です。」と、これも有利に証言。

また、被害者のST勘一も証人として、「武夫が裸で日本刀をもって駆け出したので、止めに行ったら私を斬りつけた。私を斬って、武夫はボンヤリ立っていました。」と述べた。

その他の証人も、「武夫は、平素柔順な方で、別に他人と喧嘩口論もせず、凶行当日は随分酒に酔っていた。」と証言した。

証言は、いずれも被告人に有利だが、その間に陪審員から質問を試みた者はなく、一同たゞ黙々として耳を傾け、中には筆記している熱心家もいた。

証人調べが終って、裁判長は証拠調べをなし、「予審の調べで、被告人は、邪魔をする者は皆、殺すつもりだったと述べている。」と読み聞かせ、証拠の日本刀を示すや、このとき、被告人は再び予審での申立は嘘だと力説し、かくて、事実調べを終わる。

次に、樫田検事は立って、犯罪の事実および法律の問題につき、意見を述べ、「本件の被告人は、法廷で殺意を否認しているが、事実においては、酒に酔うた上で、貧乏ゆえ侮辱されたので立腹のあまり、房一に対して咄嗟の間に殺意を起したもので、この点は検事廷や予審で被告人も自白していたのであるから、殺人予備として有罪である。次に、勘一を斬った点についても、被告人は殺意を否認しておるが、日本刀を振りかざして斬れば、相手が死ぬかも知れぬと思つて斬つたのだから、殺人行為である。しかも、本件の被告人は、最初には邪魔者だから、殺すつもりだったと殺意を認めていたもので、今になって覆しておるが、殺人未遂罪であることは明白である。陪審員諸君は、被告人を可哀そうと思つて、同情から事実を曲げて見ることのないように」と、一時間余にわたり有罪論をなした。

代わつて、石川弁護士は、検事と反対の説を唱えて、「本件は、単なる傷害事件に過ぎない。殺意があつたものではない。

い。」と論じた。

この間、陪審員一同は、検事や弁護士の顔を見つめて、耳を立て、聞き、「もっと大きい声を出して下さい。」と、弁護士に注文した者もあったが、四時休憩に入る。

五時再開。天井のシャンデリヤが、点ぜられて明るく法廷を輝かしている。裁判長の陪審員に対する説示に移って、宮脇裁判長は、事実の關係と証拠の要領および法律上の論点につき説明し、「本件で事実上の問題となるのは、第一の房一に対する殺人予備の点では、被告人が房一を殺すつもりで、日本刀を持ち出したか否か、また、殺すつもりで捜し廻ったか否かであり、第二の勘一に対する殺人未遂の点では、被告人が殺意をもって斬りつけたか否かにある。刑法によると、殺人予備罪は二年以下の懲役、殺人未遂罪は三年以上の懲役または無期、死刑となっており、減刑もできるが、もし殺意なくして斬りつけた場合には、傷害罪となる。」と説き終って、問書を作成し、これを陪審員に交付し、陪審員一同は退廷した。時に午後六時。これより、陪審員は、評議室に入って、陪審員長を選挙し、いよいよ左の如き主問および補問について、「然り、然らず」と答申をなすべく、重大な評議を始めた。

（主問一）被告人は、MK房一を殺害する意思を以て、自宅から日本刀を取り出し、房一の在りかを捜し廻ったものか。

（主問二）被告人は、ST勘一を殺す意思をもって斬りつけたが、他人に止められて殺意を果さなかったものか。

（補問一）被告人は、勘一を殺害する意思なくして、斬りつけ傷を負はせたものか。

陪審員の会議は、かなりの議論があつた模様で、五〇分で終りを告げ、午後六時五〇分再開。陪審員の答申の結果は、主問第一については「然らず」、第二についても「然らず」、補問については「然り」とあり、すなわち、殺人予備の点は無罪、殺人未遂の点は殺意なしとし、傷害罪なりと認定したものであつたが、これで、陪審員の任務は終り解散した。そ

して、裁判長は合議の結果、この答申を採用することに決し、傷害罪との認定のもとに、更に続行すること、なった。

第二次の審理に入り、証人として被告人の両親が家庭の貧困な事情を述べた後、検事は懲役一年六ヶ月を求刑し、弁護士の執行猶予論があつて、合議のうえ宮脇裁判長は、被告人に対し「懲役一年に処す。」との判決を言渡して閉廷した。時に八時半。

三月二三日、広島地方裁判所で行われた、S T 武夫にかゝる殺人予備および殺人未遂事件の陪審公判は、広島における初陪審裁判なので、陪審員の成績如何は注目され、その失敗が懸念されていたが、陪審員一同は熱心に審理に参与し、評議においても激しい議論の後、主問第一および第二を否認して、補問を肯定し、単なる傷害事件なりと答申したなど、一般からは大成功だと見られているが、これについて公判に臨席した専門家の感想を叩いて見た。

今村広島控訴院長は、「先ず、陪審員候補者諸君が、権利義務を理解され、真面目に真相を捉えようと傾聴していられたことは感心で、想像以上に陪審員が理解と緊張をもっていたのに、私は敬意を表するものだ。今後も、あの真面目さで、職責を諒解して出てくれ、ば、陪審法は大成功である。裁判に対する感想としては、あの事件は、傷害か殺人かという簡単なものであつたが、陪審法が要求する順序が、初めての公判だから型にとらわれて、今一步という物足りなさが感じられた。手続においては完全で、検事の弁論も行届いたものであつたが、陪審員に真相をつかませるには、もっと言葉の用い方など工夫が必要である。裁判長も弁護士も型において整うていたが、真の成功にはなお一步というところであつた。陪審員の評決の適不適は、もっと記録を見ねば何ともいえぬが、非常な見当違いでないことは、確かである。しかし、法律論では、犯罪についての普通人の考えている意思と法律上の意思とは違つているので、普通人は結果を希望してなければ、意思があつたといわぬが、刑法上では希望がなくなるとも結果が来ることを認識しておれば、意思を認める。すなわち、

希望主義ではなく認識主義であつて、相手が死ぬかも知れぬと知つて斬れば、殺意があることになる。今度の評決も、普通人の考えて判断したのではないかと思われる遺憾があつた。こゝが、事件のヤマなのだから、陪審員に心証を得せしめる方法において、余程苦心せねばならぬ。この点で、物足りなさがあつたが、これを除くと、成功だつたということができさる。」という。

南谷検事長は、「陪審員が、二名欠席したのみで、三四名みな出席したことは、まづ陪審法の勝利であつた。また、相場の服装を整え、真摯に責任を感じて出られたこと、法廷で終りまで倦まず調べを傾聴されたことも、国民の理解を立証するもので、私を感激させた。それから、検事としては、事件そのものを陪審員諸君に了解させるため、通俗的に分かり易く意見を述べる工夫の必要を感じた。法律では、未必の故意といつて、必ずしも人を殺す意思がなくとも、相手が死ぬかも知れぬとの認識があれば、殺意があるので、この点を榎田検事も熱心に論告したが、陪審員に浸透しなかつたのではないかと思われる。今後は、平明に説明せねばなるまいと感じた。陪審員の評決については、私も検事の立場として、不服もあるが、そこが陪審法の妙味なのだから、何もいうまい。」という。

弁護人として、列席した尾道の石川弁護士は語る。「私は、最初から傷害だと信じていたが、不安もあつた。形式上では、本人の自白もあるので、殺人になる事件だが、その真相を見抜いて、陪審員が傷害との判断を下されたことは、事実上適合したもので、当然とはい、ながら感心した。これは、健全な常識の判断の勝利で、陪審員として大成功だと、私は思つている。」〔中国〕昭和三・一一・二夕刊、昭和三・一一・八、昭和三・一一・二四夕刊、昭和三・一一・二五夕刊、昭和三・一一・二五、昭和三・二二・一夕刊。〔芸日〕昭和三・一一・八、昭和三・一一・二四夕刊、昭和三・一一・二四、昭和三・一一・二五夕刊

② 「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三・一一・三〇判決

昭和三年一月二七日、広島における第二次の陪審裁判として、広島市□□町、青物商NI義一（四〇歳）にかゝる窃盗殺人被告事件の公判が、広島地方裁判所において宮脇裁判長係、樫田検事立会のもとに開かれた。

被告人は、検事廷および予審廷では、犯行を自白していたが、公判準備の途中から否認し始め、冤罪だと申立てるに至ったもので、有罪か無罪かの問題になるので注目されている。また、窃盗の点についても、義一は否認して陪審を請求しており、一部分ではあるが請求陪審は全国でも最初の審理となるので、今村控訴院長、南谷検事長、その他お歴々の法官も臨席している。

この日呼び出された陪審員候補者のうち二名欠席、三四名出席して、午前一〇時から陪審員の抽選を行い、一名の忌避者も出さずに、広島市紙屋町時計商藤谷正夫ほか一名の正陪審員および補充員二名を選定し、公判は一〇時半から開廷した。裁判長も検事も、二度目なので馴れて余裕を見せているが、陪審員一同は初回だから、硬くなつて緊張していた。

宮脇裁判長から、陪審員に対して、その心得を説いた後、樫田検事は、「被告人義一は、一二、三年前に妻帯したこともあるが、禿頭を嫌われて二度とも離別となり、その後は独身生活を続けていたところ、昭和三年五月一三日ごろ、市内□□町YMマサ方仲居OMハマヨと情交を結んでからは、同人に金品を贈与して関係を続け、ハマヨが情夫を持つて義一を嫌悪し、金品を受取りながら情交には応ぜぬようになり、八月五日の深夜、ハマヨの勤め先の□□町SE飲食店でハマヨが他の男と情交した模様には嫉妬、憤激のあまり殺意を起こして、準備のため□□町TS金物店から七首を窃取し、携えて飲食店に帰ってみると、ハマヨが出た後なので追跡して、翌六日午前一時ごろ広瀬神社鳥居前の路上において、七首を以てハマヨの背部を突刺し、即死せしめたものである。」と公訴事実を述べた。

被告人は、頭の光った老人で、検事が述べた公訴事実につき、裁判長の質問に答え、「それは、間違いです、無根です。私の覚えのないことです。警察で責められて身が堪らなかつたので、嘘の告白をしたものです。八月五日の夜は、私は家に寝ていたので、窃盗も殺人もしません。たゞし、ハマヨと情交関係があつた点およびハマヨが他に情夫を持つていたことも、その通りですが、私は嫉妬したりしたことはありません。…ことに殺そうなど、思ったことはありません…」と徹底的に否認して、陪審員を驚かした。また、被告人は、禿頭で苦勞したことを告白した後、ハマヨとの関係を述べて、「はじめは、月一〇円で情交する約束だったが、ハマヨから将来は夫婦になろうとい、出したので、私も妻にしてやつてい、と考えていた。」と、甘いところを述べ、「ハマヨが私を嫌い出したというのも間違いです。また、他に情夫があると知つて、私が嫉妬したとあるのも嘘です。」と否認してしまい、「ハマヨが情交を拒絶したこともありません。冷たく扱われたこともなく、私は腹を立てるワケもなかつたのです。…警察でひどい折檻を受け、嘘を告白したけれども、全然覚えのないことです。八月五日には、友人の家へ遊びに行っていました。」と弁解につとめた。

裁判長から、「この前、公判準備では、野球見物に行つていたと申立てたではないか。」と突込まれて、義一はい、詰まつてしまい、三分間ほど黙つて赤面した後、「あ、そうです。覚え違いでした。」と言葉をにがした。

しかし、義一は最後まで否認し続けて、「八月五日の夜に、早くから自宅で寝ていた。」と申立て、「SE飲食店を窺うたことも、七首を盗んだことも、ハマヨを斬つたことも、全然ありません。予審では、嘘を告白したのです。…なにも知らずに、六日の朝早く市場へ行つていると、刑事が私を連れて行つて、一度帰えされたが、また一日くらいして捕らえられ、…警察でいじめられて…」と縷々弁じて、「どうぞ明るいお裁きを…」と哀願した。これに対し、陪審員一同は、裁判長に促されても、被告人に質問を試みる者はなく、互いに顔見合せて、興味あり気に、たゞ黙々と傾聴している。午

後零時二〇分休憩。昼食の後、一時半から再開して、証人一二名の調べに移った。

午後は、証人として、七首を盗まれたTS牛之助が調べられた後、隣家のTYカメラは、「短刀を盗んだ犯人は、大きい男で、カスリの浴衣を着てたようです。」と証言したが、証拠品の衣類はシマであるから、被告人にや、有利な証言である。

次に、YMマサは、「ハマヨに二階を貸していたが、男が四、五人も出入りするうちで、小早川というのが一番色男だった。途中から義一が来なくなつたという事実はない。：ほかに、背の高い髪を分けた男が、二度ばかり来たが、ハマヨに嫌われて来なくなつた。」と被告人に有利に証言して、事件の上に疑問の影を投げ掛ける。

次に、飲食店の女将OMタメは、「ハマヨは、義一が禿頭で、夜でも帽子をかぶつて寝るからイヤでかなわぬとか、帰るときついて来るのが怖ろしくてならぬとか、私に打明けていた。ハマヨは、小早川の方を好いてたようです。」と、これは不利に証言した。

また、髪結のFTサイも証人として、「私が仲を取り持ったのですが、ハマヨは途中から義一を嫌いだした。しかし、義一の方は、熱心にハマヨを思っていたようです。ハマヨは、義一がついて来るのをイヤがつて、抜けて帰ったこともあり、また、二人が乱暴な喧嘩をしたことも聞きました。八月五日の夜は、私と二人で帰るところを、ハマヨは斬られたのです。：犯人の顔は分からなかつたが、白い浴衣を着た若い大きい男でした。それが義一かどうか知りません。警察でも義一だといったことはありません。」と、不利にも有利にもとれる証言をなした。

次に、三好巡査部長は、「西署で義一を調べたのは私ですが、自白を強いたことはなく、本人から素直に犯行を詳しく自白した後で、胸がスツとした、重荷を降ろしたようだと言え告白し、それから始めて、夜も眠れることになつたという有様でした。：義一は、自分ではみじめな生活に甘んじながら、ハマヨに貢いで熱中していたのに裏切られて、嫉妬か

ら犯行に及んだものです。：FTサイが、警察で犯人は義一だと申したのも事実です。」と頗る不利な証言をなす。このとき、被告人は泣いていたが、フト立って「それは嘘です。私は、責められて心にもなく自白したのです。」と申立てた。次に、HN松次、YNB森之助の両名は、「八月五日の夜にSE飲食店の前で涼んでいたが、義一が窺いに來たのは見なかった。そんな男は、なかったようです。」と有利に証言した。

次に、YG繁造は、「八月六日の朝早く市場で義一と会ったが、少しも変わった様子はなかった。」と述べ、また、被告人の実弟NI常吉は、「八月五日の夜は、義一は私の宅で夕食をすませ、ラジオを聞いて、一〇時半ごろ帰ったが、一一時過ぎ義一が寝ているのを、母が見て戻った。」と証言し、隣家のYD新一も証人として出て、「五日夜一時ごろ、義一が自宅で寝ているのを、私は見ました。」と述べ、この三名の証言は、被告人にとって頗る有利なので、事件はさらに疑問に包まれるに至った。この時、一陪審員がはじめて口を開き、新一に対して、「その夜、義一は蚊帳をつゝて寝ていたか否か。」と初質問を試みた。

かくて、午後六時二〇分証人調べは終わり、次に、裁判長は証拠書類および物件の調べを行い、被告人に不利な証拠の開示をした。この時また、他の一陪審員から、「短刀の鑑定をしたとき、指紋は残っていないなかったか。」と、なか／＼専門的な質問を、裁判官に試みた。こゝで一先ず審理を打切ることにして、閉廷した。時に午後八時。

NI義一の窃盜殺人事件陪審公判第二日は、二八日午前九時半から開廷した。一夜を宿舎に缶詰された陪審員一同は、もはや裁判に馴染んで落ち着き払っている。

昨日で審理を終えたので、今日は弁論に移り、犯罪の事実上および法律上の問題について、先ず、樫田検事は有罪意見を述べ、「被害者のハマヨは、佐伯郡□□村の某資産家の娘で、県下の有名家に嫁いでいたが、性多情淫奔のため離縁と

なり、KY某と内縁の夫婦となつて、各地を流浪したのち、昨年三月から来広し、KYと別れて後は、仲居をして転々しながら、色んな男と関係していたが、あばずれ女であった。」と事件の発生および捜査の経過を説明した後、「被告人は、公判廷では犯行を否認しておるが、警察では自白している。これは、任意に供述したもので、強いられたというのは嘘である。また、検事廷でも『女の態度に立腹して斬りました。しかし、殺意はなかった。』と自白し、更に予審では、『女に裏切られたから、憎んで殺意をもつて殺した。』と自白している。被告人は、今になって否認しておるが、以前の供述は信ずるに足る証拠だ。：何とかして罪を逃れようとあせつて否認している被告人の心事は、哀れなものであるが：」と被告人の弁解を一蹴し、更に証拠を論じて、「被告人の自白の方が、事実にも符合しておる。被告人は否認するが、ハマヨから嫌われていたことも、証言で明白だ。：ハマヨは、仇っぽい美人で、被告人は、嫉妬から犯行に及んだものである。FTサイは、被告人は犯人だと知りながら偽証しているし、NI常吉、YD新一両名の証言は、問題にならぬ。」と二時間わたつて弁論し、正午休憩。食事の後、午後一時から再開。

二八日午後も、榎田検事は、午前にかけて有罪の意見を述べ、「窃盗の点も、殺人の点も、被告人が犯人であることは、明白で証拠は充分である。地理的にみても、時間的にみても矛盾はない。これは、恋に盲目となつた被告人の犯行で、もし殺す意思がないとしても、斬れば死ぬかもしれないと認識して斬れば殺意であるから、殺意を否認しても、やはり殺人罪である。」と、現場付近の凶解を示しつつ、痛論した。

これに対して、秦、田坂、森保三弁護士は、交々熱弁を振るつて、「百人の罪人を逸すとも、一名の冤罪を罰する勿れ。半信半疑の証拠ならば、被告人の利益にとるべしと、これ刑法の精神である。被告人の自白は、不自然で事実と相違している。これは、強要された嘘の自白である。警察では、拷問の実例は多い。しかして、被告人は、決して犯人ではなく、

有利な証拠が多い。また、犯行の動機もなく、ことに短刀窃取の点の証拠は絶無である。本件には、被告人の自白のほか有力な証拠なく、しかも、これは現実とあらゆる点で矛盾しており、被告人が取消しているから、全く証拠不十分な無理な事件である。」と四時間にわたって、無罪論をなした。

いよ／＼事件は疑問に包まれたまゝ、大緊張裡に裁判長の陪審員に対する発問に移ろうとしたとき、宮脇裁判長は、「遅くなつたから、今日はこれで打切り、明日に続行します。陪審員諸君は、気の毒ですが、いま一夜だけ…」と宣して閉廷した。時に、午後六時。

NI義一の窃盗殺人事件は、二九日午前一〇時から開廷。二夜続けて缶詰めとなつた陪審員一同は勿論、係の各法官、弁護士、被告人ならびに臨席の広島控訴院管内各首脳部の法官から傍聴人にいたるまで、何れも大緊張裡に開廷したのである。

かくて、いよ／＼陪審員に対する発問に先き立つて、宮脇裁判長は、まず、厳かな口調を以て、「昨日、弁護士からの弁論のうちにあつた言葉で、『疑わしきは、軽きに從え。』というのは、諺であつて規定ではなく、要するに公平に判断すべしという精神に過ぎぬ。また、『百人の罪人を逸すとも、一人の冤罪を罰するなかれ。』という諺もあるが、困難な事件を逸してよいというわけではない。また、警察の取調べの処置についても、他の例で推察してはならぬ。陪審員諸君は、冷静公平に判断せねばならぬ…」と、意味深長な諭告を与えた後、説示として、「本件で問題となるのは、(一) ハマヨが被告人の他に情夫を持った、め、被告人を嫌いだし、金品を受取りながら、情交は許さなかつたか否か、(二) 被告人は、そのため煩悶し、八月五日深夜にSE飲食店の外から窺つて、ハマヨが他の男と関係しているのを見て、殺す氣になつたのか否か、(三) 被告人は、その夜、TS金物店で短刀を盗んだか否か、(四) 被告人がその短刀で、広瀬町の道路におい

て、ハマヨを斬りつけ即死させたものか否か…の四点であり、また、(一) 窃盗犯人と殺人犯人とは同一人か、(二) 犯人は、果たして被告人か否か…も問題である。」と、これらに対する不利な証拠につき、一時間半にわたって説明し、「窃盗罪は、一〇年以下の懲役に、殺人罪は、死刑、無期もしくは三年以上の懲役に処せられることになっている。」と述べ終つて、左の如き問書を、陪審員に交付した。

(問一) 被告人は、TS 武士之助方で短刀を盗みたりや。

(問二) 被告人は、短刀でOMハマヨを突刺し殺したものなりや。

かくて、陪審員一同は、評議室に退き、いよく問題の評決に移る。時に一一時四〇分。陪審員の評議は、激論があつた模様で、一時間半にして終り、午後一時二〇分再開。

陪審員の評議では、問一に対して「然り」、問二に対しても「然り」とあり、すなわち、被告人は短刀を盗んで、OMハマヨを殺害したものであると、被告人に対する検事の公訴事實は正当で、真犯人と認定すべきであるという答申をした。裁判長は、合議の結果、これを採択することに決定し、右答申の事實を基礎として、法の適用および刑の認定について、樫田検事の論告に移った。

被告人は、有罪と決して、顔をうつ伏し、泣きもせず、黙々としていたが、樫田検事は、「被告人は、ハマヨを熱愛するあまり、自分の不自由は堪えて、金品を貢いでいたのに、女に裏切られて、愛すればこそ、…犯行に及んだもので、動機には同情できる。」と論じて、窃盗および殺人罪としては、比較的軽く、懲役八年を求刑した。

これに対し、森保、秦岡弁護士は退席し、田坂弁護士も簡単に、「私としては、あくまで無実を信じていたので、今となつては、たゞ寛大な御処分をお願いしたい。」と一言のべたのみで終わる。このとき被告人は、論告の途中からいかにも堪

えられぬという様子に、すゝり泣いていたが、「何かいうことはないか。」と裁判長にいわれても、黙々として頭をあげず、判決は三〇日午後一時に言渡しと決して、二時過ぎ閉廷した。

有罪・無罪が問題となっていたNI義一の事件につき、陪審員が有罪の答申をしたことに對し、検事局側では、大いに満足の意を表して、重荷を下したような安心ぶりであるが、古森検事は次のように語る。「本件は、有罪か無罪かという、大問題であつたが、陪審員の答申を、私としては正しいものと確信している。今まで、各地で行われた陪審裁判では、検事の意見が陪審員から否定されることが多かつたやうで、本件などは珍らしいことだが、検事の法律にとらわれた見方を、陪審員の常識的な見方によつて緩和することは、陪審法の一長所であらう。たゞ、無茶な答申をさせぬやう、判事も検事もよほど修養せねばならぬと、私は感じている。そして、陪審員が、予想以上に真面目に熱心に、かつ、理解をもつて、冷静公平に判断されたことに、敬意を表している。」

これに對し、弁護士および被告人側では、あくまで無罪を信じていたので、大いに不満の模様であるが、判決があつた後、不服として大審院へ上告するかも知れぬという。

三月三〇日午後一時四〇分、美人仲居殺し犯人、NI義一の窃盜殺人被告事件に對し、宮脇裁判長は、検事の求刑通り懲役八年の判決を言渡した。

なお、宮脇裁判長は、義一に對し、右判決と同時に、「陪審費用の三分の一および予審ならびに公判における証人の費用全額は被告人の負担とす。」と言渡した。義一の陪審は、三日間にわたり、陪審員は二日続けて缶詰となつたので、費用総額五三五円四八銭であつた。義一は、大した借金ができたわけである。

先に開かれた、ST武夫にかゝる第一回陪審裁判は、費用全額四五二円六〇銭であつたが、これは全部国庫負担となつ

た。しかるに、義一には、一部負担を言渡された理由は、同人の窃盗強盗被告事件の内、窃盗は法定陪審ではなく（注、強盗は法定陪審、窃盗は請求陪審）、最初は自白していながら、途中で翻して陪審を請求したのだから、このような結果になったものだという。いずれにしても、陪審裁判とは、随分費用のいるものではある。

NI義一は、右の判決を不服として、昭和三年二月五日、大審院へ上告の申立てをした。そして、最初の陪審上告である、NI義一に対する窃盗殺人事件は、いよ／＼来る昭和四年三月一日、刑事第一部藤波裁判長、三橋検事係、秦良一、森保祐昌の二弁護士立会で開廷されることになった。

陪審における処女上告として、法曹界ならびに一般から、すこぶる注目されていた問題の上告趣意書が、昭和四年二月二日午後、大審院に到着し、裁判長ならびに検事のもとへ廻付された。上告趣意書にあげられた論点は、左の六項目であるが、その主要な争点は、陪審員の答申の根本をなすべき陪審裁判長の説示に意見が加わっているかどうかという、重要性を帯びたものだけに、今後の上告に対する指針ともなる、大審院の解釈ならびに判決は、すこぶるその結果如何を注目されている。

一 裁判長の説示が、弁護士の弁論を四点にわたって反撃している。これは、「説示中に意見が加わることで」、判決の結果に重大な影響がある。

一 証人SK「とめ」の証言は、陪審法の定むるところによって、証拠とすることは出来ないにも拘わらず、裁判長の説示中に証拠として採用し、述べたことは不当である。

一 説示には、当然証拠となることの内容をば、その内容さえも説き及んでいないことの不法がある。

一 説示に際し、問題となるべき事実につき、被告人の利益となることを避けた事実がある。

一 本件は、殺人窃盜の併合罪だとして、取扱っているが、窃盜、殺人と各々別個の犯罪として取扱うべく、一罪としての取扱いでない旨を説示で述べねばならぬ。ところが、それがなされていない。

一 裁判長は、記録から予審調書だけを取りはずして、陪審員に交付した。その際、予審における被告人の陳述と公判廷における被告人の陳述が、違っていることを強調し、陪審員に理解せしめようとした。陪審法第八二条には、陪審員に対し、証拠物や書類を交付することを許してあるが、それは単に見せるためのものであって、読ませるためにすべきではない。裁判長は、この際読ませるためやったのだから不当だ。

三月一日正午、「広瀬町の美人仲居殺し事件」は、大審院刑事部藤波裁判長、三橋検事係で開廷となった。当日、秦・森保両弁護士は、上告理由として、大要左の如き申立てをなした。

第一 証人の呼出しが出来るものを、呼出さざることの不穩当なること。

第二 取調要点の内容を示さず、被告人に不利益であつたこと。

第三 利益の証拠を明示せぬこと。

第四 窃盜、殺人を併合罪としているが、この点を明かに示さぬこと。

第五 被告人の自白を記載している訊問調書を、証人に読み聞かせながら、記録から該調書を引き外して、陪審員に示さぬこと。

これに対し、三橋検事は起つて、左の如き反対意見を述べた。

第一 陪審法第七三条第一号に証人とは、広義の解釈で差支えない。その証人を呼出すと呼ばずとは、広義の解釈を待つものである。

第二 裁判長は、必要と認むる証拠のみの要領を示せば宜しい。

第三 弁護人より見て利益・不利益の問題は、裁判長は関知しない。

第四 陪審法犯罪の構成要件は、併合罪とするも、関連罪とするも差支えない。

第五 訊問調書を証拠と見るは、広義の解釈で差支えない。

と論告した。

かくて、全国における陪審法劈頭の上告裁判は、不日解決を与えられること、なった。

〔中国〕昭和三・一一・四夕刊、昭和三・一一・九夕刊、昭和三・一一・二八夕刊、昭和三・一一・二九夕刊、昭和三・一一・二九、昭和三・一一・三〇夕刊、昭和三・一一・三〇、昭和三・一二・一夕刊、昭和三・一二・一、昭和三・一二・六夕刊、昭和四・二・一五夕刊、昭和四・三・二。〔芸日〕昭和三・一一・二八夕刊、昭和三・一一・二八、昭和三・一一・二九夕刊、昭和三・一一・二九、昭和三・一一・三〇夕刊、昭和三・一二・一夕刊、昭和四・一・一〇、昭和四・二・一六

（注一）昭和四年五月三日、大審院は、「原判決は之を破毀す、被告人を懲役八年に処す、訴訟費用中陪審費用の三分の一及予審並公判に於て証人に支給したる分は被告人の負担とす。」と、広島地方裁判所の判決を破毀し、同裁判所と同じ内容の判決をした。大審院は、弁護人らの上告理由について、左記「判決要旨」の通り判示して却けたが、法令の適用については職権で調査し、本件窃盜罪と殺人罪とは観念的競合（刑法第五四条第一項）であるが、原判決が併合罪（刑法第四五条前段）としたのは、左記「破毀自判理由」の通り擬律錯誤の違法があり、破毀を免れないものであった。

「判決要旨」（『大審院刑事判例集』第八卷、法曹会・昭和二六年二月）

一 陪審員の心得の論告は、検事被告事件陳述の前に於てする当初の一回に限ることなく、裁判長に於て必要と認むるに於ては、説示の前後を問はず、時宜に従ひ之を繰返すを妨げず。

- 二 陪審員が、評議答申を為すに付、必要なる一般経験上並訴訟法上の心得の如きは、諭告の範囲内に属するものとす。
- 三 証人に對し召喚状を發したるも、旅行不在の爲召喚すること能はざる場合は、陪審法第七十三條第一項の疾病以外の事由に因り召喚し難きものに該當す。
- 四 陪審法第七十七條に依り、証拠の要領を説示するには、公判に於て証拠調を経たる証拠の全体を一同として、其要領を説示するを以て足り、各証拠に付、前に証拠調の際爲したると同様に、要旨を告げ、又は之を示すの要なく、箇々の証拠の中、或ものは全然之を説示せざるものありとするも、説示の違法無効を來たすことなし。
- 五 陪審法第八十二條第二項の公判に於て示したる証拠物及証拠書類とは、公判廷に於て証拠調を爲したる証拠物及証拠書類を意味するものに外ならず。

〔破毀自判理由〕〔法律新聞〕昭和四・九・二五

本件の判決に依り定まりたる事実に対する、法令の適用の当否に付、職権を以て調査を爲すに、本件に於けるが如く、刑法上犯罪の予備を予備として処罰する事案に付、犯人が殺人の目的を以て匕首を窃取し、窃取したる匕首を使用して殺人の目的を遂げたるものに在て、右匕首窃取の事實は適々殺人罪の予備に該當し、殺人罪の予備は予備として処罰せらるゝものなりと雖、予備が一步を進めて実行の域に達したるときは、予備は実行行為の中に吸収せらるべきものなるが故に、右予備の点に付ては特に刑法第二百一条（殺人予備）の罪名に觸るゝことなきは勿論なるも、右殺人の行為が未だ進展せずして、尚ほ予備の程度に在る時期に在ては、殺人予備と窃盜とは一行爲數罪名に觸るゝものと謂ふべく、予備の行為が進展して実行と爲り、既遂と爲りたる場合に及び、右一行爲中予備の点が実行行為中に吸収せられたるに拘らず、獨り窃盜行為のみが之と離れて獨立の一罪を組成すべき謂はれなく、從て窃盜の点は刑法第二百三十五條の窃盜の罪名に觸れながら、其の殺人既遂行為との關係に於ては、両者は法律上一個の行為として刑法第九十九條の殺人の罪名に觸るゝと共に、前掲窃盜の罪名に觸るゝものと謂ふべく、此の場合は刑法第五十四條第一項の適用に於ては、一個の行為にして數個の罪名に觸るゝものとして、其の前段に該當するものと謂はざるべからず。然るに、原判決は、右窃盜と殺人とは刑法第四十五條前段の併合罪に該するものとして、同法第九十九條所定刑中の有期懲役を選択し、之に法定の加重を施して処断したるは、明かに擬律錯誤の違法あるものにして、

結局上告は理由あるに帰し、此の点に於て原判決は到底破毀を免れざるものとす。

(注2) NI義一は、その後、肺病のため、刑の執行猶予となつて宅下げとなり、自宅で病死したという〔中国〕昭和四・八・二九夕刊)。

③ 「府中町の女髪結殺し事件」昭和四・二・二〇判決

荻品郡□□町、青物商NM岩吉(五二歳)にかゝる殺人被告事件の公判準備は、昭和四年一月一八日広島地方裁判所に
おいて行われた。

昭和三年一月一九日午前一二時ごろ、NM岩吉が、□町MM兼一の内縁の妻で女髪結のNIツル(二八歳)を、兼一の前で刺身包丁をもつて突き刺し、出血死させた事件であるが、殺意を否認した模様で、いよ／＼広島における第三次の陪審事件として、昭和四年二月一八日午前九時から陪審裁判に附せられることになり、当日は、証人として被害者の夫兼一ほか八名を喚問することになった。

この事件は、殺人罪か傷害致死罪か、問題になるはずであるが、被告人岩吉が犯行におよんだ事情については、人間愛欲の悩みが潜んでいる。

岩吉と兼一夫婦とは、近所に住んでいたが、ツルが岩吉の死んだ先妻によく似ているので、岩吉はロクマクで寝ている兼一を気の毒がる傍ら、ツルを非常に愛していた。ツルも子のようにして岩吉に愛されていたが、岩吉の愛しかたは猛烈で、いつも晩酌などの酌をしてもらつて楽しんでた。しかし、岩吉とツルとの間に痴情関係は絶対になく、親子のような愛であつたと否認してしているらしく、他人の証言もそれを裏書している模様である。ところが、岩吉のあまりひつこ

い態度を、ツルが厭がり出して、行かなくなったので、一月一日の夜に岩吉は、御詠歌聴聞のために自分方に来るよ
うに、ツルを呼びに行つたところ、ツルの妹婿になぐられたので、それを立腹していた。岩吉は、一九日に青物行商の途
中で酒を三合ばかり飲み、昼飯を食べに帰る途中で、兼一方の前を通りか、り、ツルと兼一とが仲よくおはぎを食べてい
るのを見て、飛び込んで、ツルの前胸部、左乳房外八ヶ所の刺傷を加える凶行に及んだものだという。

犯行の利那について、岩吉は「酒に酔っていたのと、かねてからの立腹とから、二人の姿をみて、思わず知らず躍りこ
んで、夢中で斬つた。」とい、また、刺身包丁は、家に持つて帰るつもりで持つていたものだと、要するに、発作的な
犯行だと弁解している模様である。

N M岩吉にかゝる、殺人被告事件の陪審公判は、昭和四年二月一日午前一〇時一〇分から、広島地方裁判所において、
宮脇裁判長係、櫻田検事干与、林飛官選弁護士立会で開廷した。今日も、今村控訴院長、伊藤広島地方裁判所長、古森検
事正以下多数、其背後に陣取っている。殺人か傷害致死か?と陪審員一同は緊張の色をみせ、傍聴席も満員である。

検事の公訴事実陳述の後、審理に入ったが、白頭の田舎臭い老人である被告人は、裁判長の訊問に対して殺意を否認し、
ツルとの関係について、「ツルの所業に感心したのと、ツルの顔が一六年前に死んだ私の先妻にヨク似ていたのと、心
を惹かれたからです。そのころ、夕食のときツルに対して『私の子になつてくれぬか。』といつたら、『なります。』とい
つたので、一層可愛くなつて来た。私には子がないので、ツルを養女にもらい、兼一も養子に引取るつもりでした。」と述べ、
裁判長から、被告人が同人を家へ引寄せようとしたが、応じないので乱暴をしたという点も極力否認し、「そんな証言を
している者があつたら、こゝへ呼んで下さい。」と、やゝ興奮する。

凶行当時のことについて、「二月一九日には、朝から行商に出て、昼前に飯を食べに帰る途中、兼一方を窺つたのは、

戸が開いていたから見たので、戸を私が開いたのではない。台所にいたツルの姿を見て、私は飛び込んでツルに斬りつけた。」と述べ、犯行は酒に酔うて夢中でやった、それも殺す意はなく、傷つけるために刺したと陳述する。

裁判長から、熱愛が憎悪に一変して殺したのではないかと訊かれ、「憎んだことはなく、いまでも可愛いくて、狂気になりそうです。」と述べ、一時五〇分休憩。午後一時から再開して、証人調べに移った。

証人として出廷したKMシナ（五六歳）は、被告人岩吉の内縁の妻であるが、「岩吉と私とは、ツル一家の不幸に同情して、兼一に食物をやったり、ツルに飯を食わせたりしていた。岩吉が、先妻に似ているというところ、ツルは嫌っていたが、養女になるといったので、岩吉は喜んでいた。私は、嫉妬したことはないが、岩吉とツルのことで、喧嘩するようになった。岩吉は、ツルが可愛いくて堪らぬ風でした。岩吉は、情け深い男で、乱暴者ではありません。ツルの妹婿に殴られて、二日間泣き通っていた。一九日の凶行後に帰宅して自殺しかけたので、私が阻止しました。」と、こゝまで有利に証言したが、裁判長に突込まれて、「岩吉は、いつも荷車を引いて帰るのに、その日だけ車を置いて、しかも、近道をせず遠まわりして、ツル方の前を通ったのです。ツルとの関係に痴情があったか否かは、男と女とのことです。怪しいものはありません。包丁を持って行ったのも不思議です。」と、つい被告人に不利な証言を述べてしまう。

次に、TD三八藏（五四歳）は、「岩吉は、ツルが子になるといっているので、色んな品をやったのに瞞されたといつて、泣いていた。岩吉は、酒癖の悪い男です。」と、被告人に不利に証言し、SNヨシノ（三三歳）も同様に述べた。

次に、IDナツ（五七歳）が、「一九日に岩吉が、兼一方の障子を開けて入って、ツルを殺した。」と、不利に証言するや、一陪審員から、「兼一方の台所は、障子が閉じていても、中を窺えるか否か。」と適切な質問を試みる。

次に、ツルの実母OMマツノ（四八歳）は、めん／＼と被告人に対する怨み言を述べて頗る不利に証言し、また、MO

芳夫(三三歳)、HI九一、DI俊夫らも大体不利な証言をなし、終わつて、裁判長は、被告人に証拠を読み聞かせたが、不利なもの多く、四時半休憩。同五〇分再開。

樫田検事は、犯罪構成に関する事実上および法律上の問題につき、「被告人とツルとの関係については、子に対するよ
うな純な愛でなく、酒の酌をさせて楽しんだり、将来は兼一が死んだら引取ろうと、玩弄物に対する如き、不純な特殊な
恋愛が動いていたものに違いない。ところが、執拗さをツルに嫌われ、しかも、彼女の妹婿に殴られたので、被告人は憤
慨のあまり、可愛さ余つて憎さ百倍の心となつて、殺意を決し、機会を窺つて、遂に殺害したものである。このことは、
前後の事情および証人の証言によつて明白である。被告人の弁解は、罪を免れんための嘘の否認である。」と述べた。

これに対して、林飛官選弁護士は、傷害致死論を主張し、「本件は、被告人が述べる如く、殺意ありしものにあらず、
傷ける意で斬つたに過ぎぬと見るべきである。ツルを殺さねばならぬ事情はなかつた。」と論じ、午後六時五〇分休憩。
夕食後、八時再開、宮脇裁判長の陪審員に対する、説示および発問に移つた。

宮脇裁判長は、陪審員に対する説示の後、次の問書を交付した。

(主問) 被告人は、ツルを殺意をもつて突刺し、出血死させたものなりや。

(補問) 被告人は、殺害する意思なくて、ツルに刺傷を負わせ、出血にて死に至らしめたものなりや。

陪審員の評議は、五〇分にして終り、主問に対して「然り」と答申した。時に九時四〇分。裁判長は、陪審員の答申を
採決し、殺人罪との認定のもとに、第二次弁論に入り、樫田検事は、「被告人は、明治四二年二月に和歌山で友人を殺し、
故殺罪により大阪で懲役九年の刑を受け、大正五年五月には福山で先妻を傷害した罪により懲役一〇月に処せられておる
前科者で、粗暴性がある男であるが、人妻のツルに対して親切にしたのは、恋愛的な野心があつてしたこと、ツルが冷

淡だといって、憤慨し殺害するに至った犯行には、同情の余地がない。無期懲役にでも処すべき罪であるが、酒に酔うての犯行でもあり、老人でもあるので」と、懲役一五年を求刑した。

林飛官選弁護士は、減刑論を試み、午後一〇時半閉廷。判決言渡しは、二〇日午前一〇時と指定された。

二月二〇日午前一一時、N M岩吉は、宮脇裁判長から、懲役一三年の判決が言渡された。

それに服せずN M岩夫は上告したが、五月二二日午前一一時四〇分、大審院第二号法廷において、中西裁判長より、上告棄却の言渡があった。(「中国」昭和四・一・一九夕刊、昭和四・二・一九夕刊、昭和四・二・二〇夕刊、昭和四・二・二二夕刊、昭和四・五・二三。「芸日」昭和四・一・二三夕刊、昭和四・一・一九夕刊、昭和四・二・九、昭和四・二・一九夕刊、昭和四・二・一九、昭和四・二・二〇、昭和四・二・二二夕刊)

④ 「落合村の恨みの放火事件」昭和四・三・一八判決

安佐郡□□村大字□、日稼S Tセツ(四七歳)にかゝる放火未遂被告事件の陪審公判は、昭和四年三月一五日午前一〇時から、広島地方裁判所において、宮脇裁判長、櫻田検事係で開廷した。

被告人セツは、昨年一月ごろ、□村W玉市の妻に対し糯米二升の売渡方を頼み、代金八〇銭の前貸しをしていたが、玉市の妻は数日の後、自殺した。ゆゑ、セツは糯米を渡してもらえなかつたので、玉市に代金の返却を求めたところ、玉市は、「自分の妻が、お前のような貧乏人から借金するはずはない。お前が、妻から借りていたのだから。」と、セツを悪罵して応ぜず、その後、セツが一〇円の盗難にかゝったときも、玉市は他人の前でセツに対し、「お前が、五円も一〇円も金を盗まれることがあるか。他人の金を盗りでもせねばならないはずだ。」と侮辱したので、セツは玉市を恨んで報復せんも

のと、本年一月一三日午前八時ごろ、玉市の家財および農業収穫物を焼失さす目的で、同村OD貞夫方の納屋および住宅へ放火せんと企てた、というドラマチックな事件である。

セツは、はじめから泣きむせんで、切なそうに涙を手拭でぬぐいながら、悲痛な声をしぼって、「主人は酒屋で、長男は東京で、次男は鍛冶屋で働いているが、送金してくれるほどでなく、一五歳になる娘が女工をして、時々金を送ってくるが、私は日稼やワラ細工をして、貧乏な暮らしをしております。W玉市は、アメリカ戻りの金のある男で、金のことです。私を悪口したので、腹が立ちました。盗まれた一〇円は、娘がくれた金ですし、八〇銭でも私には大金で、なお、昨年一月ごろ玉市は、私に情交をいんどんだことさえあります。しかし、玉市に復讐してやろうという心はなかったが、一月三日の朝、フトした出来心から、玉市の仕打が憎くてたまらず、ツイ玉市が同居している貞夫方へ放火してやる気になって、コタツの火を持ち出しました。そして、貞夫方の隣のFM静雄の木小屋内の松葉などへタドン火を投げたので、火が燃えあがって、板戸や古畳を焼いたことは事実です。私は、たゞ納屋にある玉市のモミを焼いてやる心で放火したもので、貞夫方の住宅や玉市の家財を焼く心は決してなかったのです。それまでには、他人が消し止めるだろうと思つてしたので、と重要な点を否認した。

正午休憩。午後一時から玉市らの証人調べに移った。

証人として、被害者W玉市(五九歳)は、「セツに対して情交をいんどんだことはあるが、金のことで悪罵したことはない。」と弁解し、被告人に不利に証言して、公判廷でセツを罵り、裁判長から制せられた。なお、KMマツノ、OD貞夫、ODシヅヨ、FM鉄雄、KNコトラも、大いに不利な証言をなした。

終つて、櫻田検事は、「被告人が、FMの木小屋を焼くつもりで放火したことは、自分で認めているから、本件はいづ

れにしても無罪にはならぬ。しかし、木小屋へ放火することによって、OD貞夫の納屋および住宅を類焼させて、玉市の家財、モミなどを焼くつもりだったか否かの争点については、被告人は公判廷では否認している。法律では、人のおらぬ場所へ放火すれば懲役二年以上、もし、人のおる建物へ放火すれば死刑、無期または懲役五年以上という罪になっているが、焼く意思がなくとも、焼けるかも知れぬと思つてすれば、やはり犯意ある放火罪である。被告人は、納屋および住宅が焼けるかも知れぬとの考えで、放火したことは明らかであり、納屋では貞夫がいつも仕事をしていて、当日もおつただから、本件は証拠充分なる放火未遂罪である。」と、意見を述べた。

江藤官選弁護士は、「被告人は、木小屋へ放火してOD貞夫の納屋のモミを焼くつもりだったことは、自白しているであつて、住宅を焼くつもりだった点を否認しているが、これは正当である。納屋に貞夫がいた点は、怪しいし、被告人が認識したとは思われぬ。」と、反対意見を述べ、午後六時休憩。

午後七時から再開、宮脇裁判長は、陪審員に対して説示の後、左の如き問書を交付した。

(主問一) 被告人セツは、W玉市に対する恨みをはらさんため、玉市の同居せるOD貞夫方納屋および住宅を焼いて、同所にある玉市の柵を焼失せしめんとして、貞夫方の納屋に隣接せるFM鉄雄の木小屋に放火して、前記納屋および住宅に延焼せしめんとしたが、未遂に終わったものか。

(補問一) 被告人は、貞夫方の納屋の一部が職場で、貞夫が現在するかも知れぬと知りながら、前記の如く放火したものでか。

(補問二) 被告人は、貞夫方の納屋のみを焼く意思で、しかも、貞夫がそこに現在しているかも知れぬと知りながら、前記放火して未遂に終わったものか。

(補問三) 被告人は、貞夫の納屋のみを焼く意思にて、かつ、貞夫が納屋に現在することを知らずして、前記放火したるも、他人に消し止められて、目的を遂げなかったものか。

陪審員は、評議の結果、主問および補問の一、二を否定し、補問の三に「然り」と答申した。すなわち、被告人の犯罪は、住宅放火未遂ではなく、人のいぬ場所へ放火して未遂に終わった(放火罪では最も軽い罪)とみるべきであると、評決したもので、被告人および弁護士の主張が通ったわけだが、裁判長はこれを採決して、公訴事実の一部を否定した認定のもとに、第二次弁論に移った。

樫田検事は、「犯罪動機には、同情してよい事情もあるが、罪が罪であるから、特に軽くするということはできぬ。」と、懲役三年を求刑した。

江藤官選弁護士は、執行猶予論をして、午後九時半閉廷。判決言渡は、一八日午前九時に指定された。

一八日午前一〇時、被告人セツは、宮脇裁判長から、懲役二年の判決を言渡された。(中国) 昭和四・三・一六夕刊、昭和四・三・一六、昭和四・三・一七夕刊、昭和四・三・一九夕刊。「芸日」昭和四・二・二三、昭和四・三・一六夕刊、昭和四・三・一七夕刊、昭和四・三・一九夕刊)

⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」 昭和四・四・二七判決

功名したさに放火した青年夜警団員、加茂郡□□町字□□、理髪職OT秀雄(二一歳)にかゝる放火被告事件の陪審公判は、昭和四年四月二五日午前九時半から、広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、樫田検事立会のもとに開かれた。

樫田検事は、被告人秀雄は、本年二月旧年末のため、□町□□部落の青年団員の一人として、部落の夜警に従事中、二

月六日夜九時Y Oケイ方へ、火災発見により他人から推賞されたさに放火したが、他人に消し止められて、大事に至らなかつたものである。が、被告人は、検事調べおよび予審では犯行を自白していたに拘わらず、途中から陳述を齷えし始めた、と公訴理由を述べた。

被告人は、裁判長の調べに対し、「検事のいわれたことは、間違いだ。」と犯行を否認し、「その時刻には、他の場所に行ったので、現場へは行ったこともない。放火したのは自分ではなく、犯人については他に怪しい男があつた次第で、自分は冤罪である。警察で責められて、嘘の自白をしていたのです。」と申立てた。正午前に休憩。

午後は一時から、午前が続いて、被告人は、裁判長の訊問に答え、「警察では、警官から自白すれば赦すが、せねば帰さぬといじめられ、仕方なくタバコの吸い殻からの失火ですと自白させられ、次には、放火だろうと責められて、嘘の自白をさせられた。その自白を齷すと罪になると、警部補からいわれたので、帰して貰えるものと思つて、検事へも予審判事へも、同様の嘘の自白をした。」と弁解し、陪審員中三名から、被告人の学歴および警察との関係などについて質問があつた。

証人に呼ばれた、Y Mテル子、N H章、K Mササエ、K K眞一、K T嘉太郎、U Tミカ、K I桂らは、いづれも当夜の被告人の挙動および時刻の点で、大体有利に証言したが、陪審員一同は珍しくも、それ／＼数回にわたり、詳細な質問を試みて熱心さを見せた。証人は、一二名いるので、午後七時閉廷。

第二日の二六日は、午前九時半開廷した。証人として出廷した、忠海警察署の稲本警部補、西藤、松浦両巡査は、それ／＼被告人を検査した当時の模様を述べて、「被告人の挙動に怪しい点が多かつたので、疑われた。しかし、誘導尋問はしていない。警察で被告人は、任意に自白したもので、決して無理はしなかつた。同人を脅したなどいう事実はない。」と、

不利な証言をなし、午後零時半休憩。

陪審公判第二日の午後は、二時から開廷した。宮脇裁判長は、一時間半にわたって証拠の呈示をなし、終わって弁論に入り、

櫻田検事は、「被告人が、警察で誘導尋問されたという弁解は、嘘である。被告人が真犯人であることは、証拠充分であり、同人が刑務所で、面会に来た姉に向って、自分が悪いことをして皆に迷惑をかけて済まぬ、と告白した事実がある点を見ても明らかである。本件は、純然たる放火罪である。」と、二時間にわたり有罪意見を述べた。

中場弁護士は、「被告人が犯人かも知れぬという、疑いのみで、断罪するのは危険である。本件の証拠は、いづれも証拠不十分であり、自白も強いられてしたと見るべきで、事実とは合わぬ。功名したさの放火など、は、こじつけとしか思われぬ。警官以外の証人の証言は、被告人に有利である。」と、熱心に無罪論を主張して、午後七時休憩。

なお、被告人秀雄は、刑務所に拘留されて八〇日になる間に、母のハルは可愛い末子の身を心配して病氣となり、遂に三月はじめに死亡。父力松も同様煩悶から、今や重病の床に臥しており、このことは、被告人に秘せられていたが、弁護士の弁論によって事実を知って、はじめて悲嘆した被告人の有様は、傍聴人から同情された。

かくて、午後八時再開。いよく裁判長は、詳細に説示をなし、有罪か？無罪か？左の問書を陪審員に交付した。

(主問) 被告人は、二月六日午後九時過ぎ、□□町Y〇ケイ方と胡神社との間なる路地において、ケイ方へ延焼することを認識しながら、落松葉へ放火して立去りたるため、ケイ方の塀板を焼くに至ったものなりや。

(補問) 被告人は、前記放火をなしたるも、他人が消したるため、ケイ方の壁板を燻焦したるに止まりたるものなりや。

陪審評議は、午後一〇時から三時間におよび、激論もあつた模様で、午前一時ようやく評決、答申は主問、補問とも然

らずとあり、裁判長はこれを採択して、直ちに被告人に対して、「無罪」の判決を宣告した。このとき、熱心に居残っていた傍聴人は、一同思わず嘆声をあげ、傍聴席にいた秀雄の実妹は、感謝のあまり号泣するなど、劇的シーンをみせた。広島では、陪審事件での無罪はこれが最初で、検事も多分上告せぬらしい。「中国」「芸日」昭和四・四・二六夕刊、昭和四・四・二六、昭和四・四・二七夕刊、昭和四・四・二七、昭和四・四・二八夕刊)

⑥ 「三庄町の強盗傷人事件」昭和四・六・五判決

強盗傷人事件が、初めて広島地方裁判所の陪審裁判で審理された。御調郡□□町OS鉄工所□□工場□□分工場ドック内TK丸の火夫手伝、青森県生れ、HY金作(二一歳)にかゝる強盗傷人被告事件で、昭和四年六月三日午前九時から、宮脇裁判長係、櫻田検事干与、永井官選弁護士立会のもとに開廷された。

事件の内容は、被告人はTK丸が入渠中に辞職したが、給料は借金で差押えられたので、金に困っていたところ、本年三月一日、知人と共に飲酒し、同日夜一〇時ごろ酒に酔って、□□町大字□□の道路に差し掛かったとき、丁度MJ半三郎(三三歳)と出会ったので、強盗の目的で、携えていた酒一升瓶で同人の顔をなぐり、なお、割木でなぐり、蹴り倒して、七ヶ所に傷害を加えた後、同人から錦紗兵児帯と金時計とを強奪したものである。

公判廷における被告人は、恥しげに頭をかきながら、「強盗ではありません。単なる喧嘩です。双方とも酔っていたので、フットしたことから喧嘩になり、格闘した後、MJが追いかけて来て、私をころばせたので、私は落ちていた割木でなぐり返したのです。裸にしてやろうと思って、帯を引っぱったり、シャクにさわるので、時計を引きちぎったりしたが、いづれも盗むつもりではなく、喧嘩のためです。最初から強盗などという心はなく、また、金を出せといったことはありません。」

と否認した。

陪審公判第一日午後は、七名の証人調べがあったが、いづれも被告人に不利な証言をなした。

証人調べが終わって、立会櫻田検事は、「被告人は、否認しているが、本件は、金に困って強盗を働いたものであるとみるべきだ。」と意見を述べ、

永井官選弁護士は、「被告人が弁解する如く、単なる喧嘩から起こった傷害事件とみるのが本当で、強盗ではない。」と論じた。

次に、宮脇裁判長は説示の後、陪審員に対して、「主問」本件は強盗傷人か、「補問」単なる傷害か、との発問をなしたが、陪審員の評議は、主問に対して「然り」と答申し、裁判長は、これを採択した。

櫻田検事は、強盗傷人事件は懲役七年以上ということになっているが、本件は情状酌量できると、懲役三年六月を求刑した。これに対し、永井弁護士は、減刑論をなし、午後一時閉廷。

六月五日、宮脇裁判長から、H Y金作に対して、求刑通り懲役三年六月の判決が言渡された。(中国)昭和四・五・四、昭和四・六・四夕刊、昭和四・六・四、昭和四・六・五夕刊、昭和四・六・五夕刊、「芸旦」昭和四・五・四、昭和四・六・六

⑦ 「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四・七・三〇判決

愛想づかしをする妻マチヨを斬った、原籍愛知県越智郡□□村、当時豊田郡□□町字□□、料理店M O好一(二九歳)にかゝる殺人未遂被告事件の陪審公判は、昭和四年七月二十九日午前九時から、広島地方裁判所において開廷された。

被告人好一は、あふれ出る涙を新しいハンカチで押さえながら、「マチヨとの仲には、二人の女の子があり、長女の方

はマチヨの不注意から海に落ちて死に、二女はマチヨが痲癩を起こしてほり投げた、めひどく頭を打ち、それが原因となつて遂にこの世を去つた。こんなことから、根が氣儘でそして短氣なマチヨは、遂にヒステリーとなり、二人の仲は兎角円満を欠くようになった。その後マチヨは、しば／＼無断で実家に帰り、本年の四月中にも家出して、岡山あたりで仲居などをして居たのを、仲裁する人があつて連れ帰り、再び元のように同棲していたが、五月一六日朝些細なことから口論し、丁度カミソリを持つていたので、かつとなつて一度は斬りつけたが、その後は無我夢中で何度何処を斬つたかは分からない。しかし、決して殺すツモリでやつたのではない。」と殺意を否認した。

正午、事實調べを終わり休憩。午後一時から証人調べに入つた。

先ず、当の被害者たる、好一の妻マチヨは、「好一は、いつもつらく当り、殴る蹴るの虐待で、ある時は裁縫用の焼きごての柄の処でひどく殴られたことがあり、何べんか実家に逃げ帰り、離縁話を持ち出しました。けれども、好一は、『籍がこつちにある限り、どうしたつて逃がしはせぬ。お前の逃げる所へは、どこまでだつて、つきまとつてやる。』と、嫌がらせをいつて困らせました。斬られる二、三日前にも、頸をしめて殺してやるといつて、騒ぎました。」と、夫婦とも思われぬ、憎しみの口調で、被告人にすこぶる不利な証言をなした。

この時、陪審員席から、「好一は、いつでも自宅で髭を剃っていたか、また当日はカミソリを研いでいたか、研いでいたとすれば、その時脅される様なことはなかつたか。」と、裁判官でさえ一寸氣づかないようなことを訊ねた。これに対し、マチヨは、「髭は、床屋で剃る時もあり、自宅で剃る時もあり、一定してはいなかつたが、当日カミソリを研いでいる時には、別に脅されるようなことはなかつた。」と、ぼつり／＼と述べた。陪審員は更に、「当日好一は、髭を剃らねばならぬように伸びておつたか。」と突つ込んだので、マチヨは、「髭が伸びていたかどうかは、ハッキリしない。」と、あやふ

やになった。そこで、裁判長から、「永く連れ添う夫の髭が、伸びていたかどうか、知らないような者があるか。」と、さも皮肉そうに詰め寄られたが、結局ハッキリしなかった。この本物の裁判官そのこのけの訊問を試みていたのは、誰であろう広島県会の万年暦として重宝がられ、一方議場においては、堂々の論陣を張っている老闘士、佐伯郡選出の県会議員広瀬定太郎その人であった。

午後二時再度休憩。午後四時続行し、他の五人の証人調べに入ったが、マチヨの証言に反し、被告人に有利な証言をした。

次いで、樫田検事は、「被告人は、凶行直後には、殺意があったと自白しながら、予審に入ってから、急に最初の一刀しか覚えぬというは不審であり、かつ、一ヶ所の剃刀傷から断じて、殺意がなかったとはいわれぬ。」と、殺人未遂を主張した。

これに対し、中場弁護士は、「この事件は、世間にま、ある夫婦喧嘩の度の過ぎたもので、殺意など、は以ての外である。」と傷害を主張した。

午後九時、裁判長の説示に入って、殺人、傷害の分岐点をなす殺意の有無につき、事実ならびに証人の証言を羅列して、陪審員の参考に供した。そして、裁判長から、陪審員に対し、主問として、「被告人M〇好一は、その妻マチヨに対し、殺意を以て剃刀にて斬りつけ、頭部・顔部・右鎖骨部など一ヶ所に創傷を加えたるも、マチヨがその場を待避したるため、殺害するに至らざりしものなるや」、補問として、「被告人M〇好一は、剃刀を以て、その妻マチヨに斬りつけ、前記の創傷を被らしめたるものなりや」との問書を交付した。陪審員は評議の結果、主問に対して「然り」との答申をなした。

検事は、その意見に基づき、殺人未遂として論告し、懲役四年を求刑した。裁判長は合議の結果、殺人未遂犯として、

該犯罪の最小限度である、懲役三年の判決をした。時に三〇日午前一時であった。(「中国」「芸日」昭和四・七・三〇夕刊、昭和四・七・三〇、昭和四・七・三二夕刊)

⑧ 「福山市の女給の殺人未遂事件」昭和五・五・一九判決

叛いてゆく愛人に硫酸を飲ませて無理心中を遂げようとした情熱の女、沼隈郡□町生れ、当時福山市□□□町A D食堂の女給、福山市□町K D茂方、O Zミッコ(二四歳)にかゝる殺人未遂被告事件の公判準備は、昭和五年四月七日午後、広島地方裁判所で小玉裁判官、北村検事係、米田弁護士列席のもとに行われた。

公訴事實は、ミッコは、六年前から同市□□町製綿業T G武一(三三歳)の情婦となっていたところ、昨年の夏ごろから、武一は家庭の事情のため遠ざかり冷淡な態度となつたので、ミッコは絶縁されるものと思つて、未練に悩んでいた矢先、昨年一月にミッコの母親が死亡し、病める父と幼い弟とを扶養しなければならぬ立場となつたので、行詰りを感じ、いっそ武一を殺して自分も死のうと、昨年一二月ごろ決心して硫酸を用意した。それを知らぬ武一は、本年一月一日に年賀回礼の帰途、ミッコ方に立ち寄り同衾したので、同日正午ごろミッコは、武一の口中に硫酸を注ぎこんだが、武一が驚いて逃げたので、頭部および口中に治療三週間の火傷を負わせたのみで、殺意を遂げることが出来なかつたものである。頗るロマンチックな事件であるが、ミッコは警察でも検事局でも予審でも殺意を認め、無理情死をしようとしたものだと、自白していたに拘らず、にわかにな公判準備では前の陳述を齟して、殺意を否認した模様で、本人も希望して法定陪審事件として、陪審裁判に附せられることになつた。これが、広島における本年(昭和五年)最初の陪審公判となるはずで、公判ファンを唸らせることだろう。

OZミツコにかゝる殺人未遂被告事件の陪審公判は、五月一六日午前八時から、小玉裁判長係、樫田検事立会、米田弁護士列席のもとに開かれた。

検事から公訴事実を述べた後、九時半から、裁判長の訊問に入ったが、厳かに陪審公判廷に立ったミツコは、未決監の生活にやつれをみせているが、近代的な美人で派手な錦紗の袴も意気に、永い女給稼業の習慣からか羞恥の模様もなく、涙もこぼさず悲しい顔さえしないで、絶えず嬌笑を浮べながら甘ったるい声で、「殺意はなく、男に腹痛を起こさせて、二、三日自分の家で寝させたい、介抱したいと思つて飲ませたのです。警察や予審で、男から捨てられそうなので、殺意を持つたと申したのは嘘で、冗談にいったのです。」と、しきりに殺意を否認して、傍聴席に満員の婦人連を苦笑させたが、陪審員からは質問もなく終つて、証拠調べに入り、

被害者のTG武一は、「女が感情を害しておろうと思つければ、殺そうとまで決心することはないはずです。」と、ミツコに有利な証言をした。なお、女給FI浅子の調べがあつて休憩。

一六日午後も証人調べが行われたが、大体において、被告人に有利な証言者が多く、終つて、ミツコは、「私が、警察や予審で殺意があつたようにいったことは、自分さえ悪くなつていけば、TG武一に迷惑もかゝらず、したがつて別れずにすむと思つて、よい加減なことをいったので嘘です。」と、いじらしく弁解し、殺意を否認し続けた。

立会の樫田検事は、「被告人の弁解が、本当だとすれば傷害罪である。しかし、起訴事実の通りなら、無理心中の殺人未遂罪である。ミツコは、□の貧しい家庭に生れて、カフェを軒々女給をしていた。病める父と弟とを、母が養つていたが、母が死んでミツコに責任がかぶさつて来たので悲観した。ところが、男との関係は、数年来の恋愛関係である。人間を盲目にする強い恋である。しかも、男は妻との義理で、遠ざかろうとい、出したので、ミツコは、寂しさ頼りなさやる

せなさから、世を憐み死を決して、その道づれに男を殺そうという決心となったのは、自然な人情であった。その結果、硫酸を洗濯屋でもらつて来て用意して、無理心中の機会を待つていたのである。故に、警察でも予審でも、殺意を認めていたのに、途中から自白を齎えしたものである。」と、芝居や小唄を引用して、恋愛心理を説き人情を論じて、起訴理由を正当なりと主張した。

米田弁護士は、「本件は、無理情死の未遂とは信じられぬ。前後の事情からみても、殺したり死んだりする原因も理由もなく、従つて、死の用意をしていなかったことでも明白だ。どの証拠をみても、殺意を確めるものはない。やはり、チヨット腹痛を起こさして、泊めさせたたくて飲ませたと認めるのが本当である。殺人未遂ではなく、単なる傷害罪である。」と反対意見を述べ、

裁判長は、事件の証拠として、「被告人が、家庭の事情のため悲観していたことは、証人がある。被告人も、予審ではこれを認めて、なお男からは、遠ざかられ捨てられそうなので、むしろ男を殺して、自分も死のうと決心したのだと述べていた。しかし、実行を鈍っている間に、男から大阪や西条へ遊びに連れて行つてやろうと、約束して裏切られたので腹を立て、一緒に寝ているうちに決心して、用意の硫酸で無理心中を遂げようとしたのだと、述べていた。これらの証拠を信すべきか、公判廷の陳述を信すべきか。」と、詳細に説示して、左のような問書を陪審員に交付した。時に午後六時二〇分。

(主問) 被告人は、殺害する意思を以て硫酸を飲ませたが、殺意を遂げなかつたものか。

(補問) 然らずとすれば、硫酸を飲ませて傷害を加えたものか。

陪審の評議は、一時間して後、答申は主問然らず、補問然り、すなわち、傷害罪と認むべきである、というにあつた。裁判長は、これを採用して、第二次の弁論に入った。

樫田検事は、「傷害罪とすれば、男を二、三日泊めたい、介抱したいと思つて、硫酸を飲ませたことになるが、刑の量定においては、殺人未遂罪と大した異なりようはない。無理心中の未遂とすれば、むしろ同情すべき点が多いが、傷害の目的でしたとすれば、妻子ある男を自分の愛欲心を満足させるために、自分のわがま、のために、家庭を破壊して引止めようとしたもので、情状甚だ悪い憎むべき犯罪である。傷害罪としては重いし、改悛の情も明かでない。愛欲に狂う他を戒めることも必要である。」と、比較的重い懲役二年を求刑した。

被告人ミツコは、ホツとしたものか、夜に入った、めか、切なげにしきりに泣いていた。米田弁護士は、情状酌量を論じて、執行猶予を求めたが、八時半閉廷。

五月一九日午後二時、被告人ミツコは、小玉裁判長から、傷害罪としては罪が重く情状が悪いから、執行猶予とすることは出来ない、懲役一年の実刑が言渡された。(「中国」昭和五・四・八、昭和五・五・一七夕刊、昭和五・五・一七、昭和五・五・二〇夕刊。「芸日」昭和五・五・八、昭和五・五・一七夕刊、昭和五・五・一七、昭和五・五・二〇)

⑨ 「福島町の実兄殺し事件」昭和六・三・一六判決

広島市□□町、屠夫NM豊三郎(三九歳)の実兄殺し被告事件の公判は、広島地方裁判所で本年最初の陪審裁判として、昭和六年三月一三日午前一〇時から、小玉裁判長係、樫田検事干与、森保弁護士列席の許に開かれた。被告人は、チョツト凄い顔をした男で、どてら姿で出廷した。

検事から、「被告人は、数年前に妻と離婚して後、单身生活をして、食事だけは隣家にいる実兄のNM澤吉方ではないが、昨年九月九日午後六時ごろ、澤吉方で共に酒を飲み、夕食を済ませたとき、被告人が毎夜のように酩酊して酒癖が

悪いから、早く帰宅せよと澤吉から注意されたのに、これは食を吞んでいうものと誤解して、一旦帰宅したが憤慨の余り殺意を生じ、肉切包丁を自宅から持ち出して、同七時ごろ再び澤吉方へゆき、同家の台所で同人の腹部を突刺し、そのため腹管破裂による急性腹膜炎を起こさせて、同月一四日遂に死亡さすに至ったという、殺人事件である。」と、公訴事実を述べ、審理に入った。

被告人は、兄から注意されたことも、口論し刺したことも、覚えぬとい、「私は、酒癖がよくないので、一升以上も飲んで、酔うと自分が分からなくなります。その日は、午後から五、六ヶ所でコップ酒を飲み、兄の家で飲んだのを加えると、一升以上になるので、途中から分からなくなったのです。記憶はありませんが、検事から、私が兄を刺したといわれ驚きました。あれだけ仲のよかつた兄を、刺し殺したとすれば、私は死刑になってもかまわぬと思います。けれども、なにも覚えなないので。」と、さすがに泣き声になって沈んでいたが、殺意を認めなかつた。

証人九名の調べに移つて、同町K I ハツ（六三歳）その他、被告人がその日に酒を飲んだという店の主人らが調べられたが、何れも覚えぬとか、来たことはなかつたとか、その日に会つたが酔うていなかったなど、被告人へ不利な証言をするものが多いが、陪審員は黙々として一語も発せず、正午休憩。

午後一時再開、証人九名のうち、残り二名について審理した後、樫田検事の意見に入った。

樫田検事は、「酒飲みは、常に酒に事寄せて責任を酒に転嫁せしめようとする傾向がある。これが、何等事件が発生しない際ならば、それで済むかも知れぬが、事苟も刑事事件となつて現れた以上、そんなボンヤリしたことでは行かぬ。豊三郎は酒飲みであり、当夜総てを合すると一升ばかり飲んでゐる。しかし、この酒は、同場席で飲んでゐるものではなく、所謂梯子酒式の飲み方であつて、豊三郎等の如き晩酌だけでも五、六合は平気でやる者には、この酒は何の潤いにもなら

ず、決して酩酊状態に陥っていなかったものである。最後に、実兄澤吉と共に晩酌したのは、各二合ずつ出し合わせているのだから、この酒でも豊三郎は二合五勺以上に飲んでいない。凶行に使用した肉切包丁の如きも、日頃置かない処に置いていたのを、即座に取って来て、グット突き刺している。これがもし、同人がいうが如く酔っていたものなら、決して即座に取って来られるものではない。この事実よりしても、当時の精神状態はハッキリしていたと見るより外はない。こればかりではない、付近のHH安吉という人の家に、自首しなくてはなるまいと、相談している事実がある。これでも、酩酊して居ったと云われようか。当時、同人は、これによって見るも、常人の精神状態であつたということが、明らかである。これらの事実およびやつてやると云つて、兇器を取りに行った事実などから見ても、殺意があつたということは、明瞭である。」と、声を励まして殺す意思を強調した。

これに対して、森保弁護士は同検事とは正反対の立場から、秦弁護士は検事とは全然異なつた立場から、小南博士の鑑定書に基づいて弁駁をなした後、森保弁護士の傷害致死意見に入った。

森保弁護士は、「犬や猫でさえ、親の腹から生まれたものは、咬み合つたりするようなことはない。然るに同事件の被告人は人間である。普通以上に兄弟仲の睦まじかつた二人である。検事は、金一〇銭という僅かなことですら、それが原因となつて殺人事件が起こる云われたが、それは場合が違う。たゞ単に足を踏んだから、人を殺すなど、云うようなことは、断じてあるべきものではない。その足を踏んだ男が、以前に自分の女房を奪つたような男であつたならば、その足を踏んだことが原因となつて、殺人事件というような大それた事件が起こることがある。然し、日頃は非常に仲がよく、当日の如きも二人連れ合つて湯に入つて、背中を擦り合つたような間柄にある者が、兄を殺してもいゝ、死んでも構わぬというようなつもりで、やつたものであるなど有り得ない。」とあくまで傷害致死意見を強調した。

これに対し、小玉裁判長は、一時間の長きにわたり、被告人、検事、弁護人と、その供述ならびに主張について、説示をなし、その結果「豊三郎は、殺意を以て澤吉を突き刺したものであるか。」、それとも、「たゞ傷つける意思で刺して死に至らしめたものであるか。」という、問書を陪審員に交付した。

陪審員は、評議室に閉じこもって約一時間にわたり評議を凝らしたうえ、「たゞ傷つける意思で刺して、死に至らしめたものである。」との答申をし、裁判長は、これを採用した。

樫田検事は第二次弁論である刑の量定に入り、「兄に対して済まぬから、自分は死刑に処せられてもいい、と、法廷における豊三郎は、それまでに悔悟している。また、自首しようではないかと、他人に相談している。しかし、従来同人の如き粗暴なる言動の者は、それをなさざるように戒めることが必要である。酒を飲んでは喧嘩をする、骨肉の肉を殺ぐというような人間は、充分戒めねばならぬ。同人は今衷心悔悟しているが、一旦死した兄は帰らぬ。その生命は取り返せぬ。その遺族、その妻はどうするか、一〇人の子供は如何。この罪状を償うには、懲役七年が相当である。」と求刑した。

これに対し、秦、森保弁護士の減刑論があり、森保弁護士は、「豊三郎のやったことは、酔狂である。刃物を持って暴れ廻った、その刃物が誤って触れたのであるから、過失致死罪であり、それならば懲役七年は重すぎる。現今は、決して報復の時代ではない。一日も早く真人間になさしめ、兄の霊を慰めることが、法の使命である。それには、半年なり一年なりで充分である。」と、熱弁大いに振るい、午後一〇時三〇分閉廷した。

二月一六日午後、小玉裁判長から、被告人豊三郎は、犯行当時は酒中毒のため心神耗弱の状態にあつたのだから情状を酌量すると、懲役四年という判決言渡しがあり、豊三郎は感謝の涙にくれながら、直ちに上告権を放棄した。「中国」昭和六・三・一四夕刊、昭和六・三・一五夕刊、昭和六・三・一五夕刊、昭和六・三・一七。「芸日」昭和六・三・一四夕刊、昭和六・三・一四、昭和六・三・一五

夕刊、昭和六・三・一七)

⑩ 「段原町の一〇銭からの殺人事件」昭和六・三・二八判決

大阪市此花区□□□中□丁目生れ、当時広島市□□町Y S金一方、石工職N G長造(二九歳)の僅か一〇銭に絡まる殺人被告事件の公判は、陪審裁判として、昭和六年三月二七日午前一〇時から、広島地方裁判所で小玉裁判長係、櫻田検事立会の下に開かれた。傍聴席は、裁判所関係の夫人や令嬢で華やかに満員で、被告人が恥しげに口ごもる姿も春らしい。

被告人長造は、昭和五年一〇月三一日午後九時ごろ、□□方で勘定日の酒を飲み酔払って、同僚Y I新吉と、同が一〇銭を紛失したことから口論となり、同人から殴打されたので憤慨し、にわかに殺意を生じて、隠し持った刺身包丁で、同人の左胸部を突き刺し殺害したものである、というのが公訴事実で、殺人か、傷害致死か、正当防衛か、問題であると、検事が述べたのに対し、

被告人は、「殺す気は絶対ありませんでした。僅か一〇銭のことで新吉が文句を言ったので、なだめようとしたところ、殴りつけられカッとなって夢中で、包丁で突き刺したのです。一〇銭を私が盗んだと疑ったのでもなく、それで私が憤慨したのでもありません。」と泣きながら否認し、予審の实地検証で格闘の跡がみられる点を突込まれて、「格闘したことはありません。包丁は、突く意思も斬る気もなく、新吉がやって来ないように、振り回しているうちに当たったのです。新吉とは、仲良しだったのに、誤って死なせたのは残念です。包丁は、バクチをうつ用心に持っていたのです。」と、芝居が、りにむせびながら述べ、終って、証人の同僚H三郎(三五歳)その他は、大体において被告人に有利な証言をした。正午休憩。

午後は、証人調べが二時に終わり、小玉裁判長から証拠書類の読み聞かせがあったが、被告人が、被害者と一〇銭のことで口論した際、および凶行の現場について、また包丁は途中で階下へ取りに行つたらしいという点について、不利な証言もあり、被告人は相変わらず殺意を否認して、正当防衛を主張した。

弁論に移つて、榎田検事は、「被告人は、はじめ検事の取調べに對しては傷害致死だと申立て、いたが、前後の事情および証拠からみて、殺人罪として起訴され、予審でも証拠十分なりとして、殺人罪と決定されたものである。法廷では、陳述を変えて否認しているが、意識をもって包丁を振り回したからには、過失傷害致死とはいえぬ。殺人における意思は、明白な殺意でなくても、死ぬかもしれないと知つて刺した場合には、刑法上殺人とみられる。被告人のいう正当防衛については、反対な証言ばかりで嘘である。証拠によれば、明らかに殺人罪で、包丁もこの事件のために、用意して持ち出して隠していたものと見るべきだ。」と、二時間にわたつて、殺人罪を主張した。

森保、水田弁護士は、「本件は、正当防衛の無罪か、もしくは傷害致死罪とみるべきで、どの点からいっても、殺人罪とするのは不合理だ。」と主張した。

夜に入つて、小玉裁判長は、説示の後、陪審員に對し、

(主問) 被告人は、殺意をもって、Y I新吉を刺身包丁で突き刺し、殺害したもののか、

(補問) 然らずとせば、被告人は、殺意なくして兇器をもって、新吉の胸部を突き刺し、内出血により死にいたらしめたものか、

(別問) 然らずとせば、被告人は、新吉のため不法に殴打され、かつ、窓際に押しつけられて、蹴殺されようとする状態にあつたので、自己の生命を防衛するため、止むを得ず前記の行為に及んだものか、

との問書を交付した。

陪審員は、評議の後、主問の殺人に「然らず」、補問の傷害致死に「然り」と答申し、裁判長はこれを探択して、第二次の弁論に移り、樫田検事は、傷害致死罪としては情状が悪いと、懲役七年を求刑した。

三月二八日午前一〇時、傷害致死罪となったNG長造に対し、小玉裁判長は、懲役五年の判決を言渡した。(中国「芸日」昭和六・三・二八夕刊、昭和六・三・二八、昭和六・三・二九夕刊)

① 「呉市の放火事件」昭和九・三・一六判決

昭和九年三月一二日、広島地方裁判所で、約三年振りに陪審公判が行われた。事件は、深安郡□□村生れ、当時呉市□□通り□□丁目、写真業MI雅留(三〇歳)にかゝる放火被告事件で、午前一〇時二〇分から、福田裁判長、和田検事、高橋弁護士、陪審員列席で開廷した。陪審公判は、昭和六年三月二八日、NG長造にかゝる殺人事件があつて以来、久し振りになので、傍聴席は定数席一杯である。裁判長、まず陪審員に注意、心得を述べ、事実調べに入り、和田検事が公訴事実を述べる。

被告人は、KG秀人氏所有の家を月三三円で借り、昭和七年一月TY館という写真業を開業、機械類動産価約一、七〇〇円にNHDS火災、TH火災の両保険会社と計四、〇〇〇円契約をしたが、同年八月失火から床一尺ばかりを焼き、両保険会社から一三五円の支払いを受けた。そのころ同人は、ヒロイン中毒になり生活困難を来し、昨年九月三〇日多額な支払に現金一〇円余しかないところから、以前の失火を思い放火を決意、自宅に放火装置をした結果、同日午後二時出火、当時早越水道中断のため、隣家一二棟一三戸を全焼、更に八棟八戸を半焼した。

丸刈、小柄の被告人は、「覚えはない。」と否認し、裁判長は、「保険金を取ろうとしたのではなく、昭和七年電灯をつけ放して火が出たと同様、電灯から火が出たのだな。」と問い返せば、「ハイ」と低声に答え、審理は午後につき、第一日で事実および証拠調べを完了した。

一三日は、午前九時三〇分から開廷した。この日は、劈頭、検事の論告があり、検事は公訴事実通り、被告人は生活に窮し、保険金詐欺のため放火したるものであると認定し、その法律的解釈を陪審員にも解るよう、一時間余にわたって詳述した。次いで、弁護人および被告人は、いずれも失火であると弁解し、正午休廷。

午後は、一時一五分から再開され、裁判長から証拠など二時間余にわたり説示があつて、「主問としては、放火なりや。補問としては、失火なりや。」の問書を交付。三時四〇分から陪審員は、四〇分間評議の結果「主問然り」と答申。裁判長は、陪審員の答申を採択した。

次いで、和田検事は、「ヘロイン患者で、同情の余地はあるが、人家稠密で早魃の際、情状重し。」と論じて、懲役一五年を求刑、弁護人の弁論があつて、最後に被告人は涙声で、「放火でない。」と、あくまで否認の言葉を述べた。閉廷午後五時一五分。

三月二六日午後二時、福田裁判長から、被告人雅留に対して、懲役二二年の判決言渡しがあつた。被告人雅留は、上告したが、昭和九年六月一四日上告を棄却された。（「中国」昭和九・三・一三夕刊、昭和九・三・一四夕刊、昭和九・三・一四、昭和九・三・一七。「芸日」昭和九・三・一四夕刊、昭和九・三・一四、昭和九・三・一七）

4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の履歴

広島において陪審裁判を担当した判検事・弁護士の履歴を、『広島県紳士名鑑』（国民教育普及社・大正六年二月）、『広島県紳士録』昭和八年版（西日本興信所・昭和八年九月）、『司法大観』昭和三年版（法曹会・昭和三年七月）、『司法大観』昭和四二年版（法曹会・昭和四二年七月）、『全国弁護士大観』（法曹公論社・昭和五三年一月）、『広島弁護士会史』（広島弁護士会・昭和六一年七月）、『議会制度百年史』衆議院議員名鑑（大蔵省印刷局・平成二年一月）、『日本法曹界人物事典』第一卷乃至第五卷（ゆまに書房・平成七年八月）などにより紹介しよう。

〔注1〕『日本法曹界人物事典』第一卷に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編纂会・大正四年一月）、第二卷に『帝国法曹大観』改訂・増補（帝国法曹大観編纂会・大正十一年一月）、第三卷に『帝国法曹大観』改定第三版（帝国法曹大観編纂会・昭和四年三月）、第四卷に『大日本法曹大観』（大日本法曹大観編纂会・昭和十一年一月）、第五卷に『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所・昭和十五年七月）が収録されている。

〔注2〕『広島弁護士会史』中の「資料編」には、広島弁護士会「会報」に連載された、「先進（物故）会員を偲ぶ座談会」の記録が収録されている。また、広島弁護士会には、『会員名簿』第四号（昭和十三年三月改）が、保存されている。

〔注3〕前項、本項、次項、ならびに（注）などでは、日本元号年（例えば、明治十二年）に西暦年を併記（例えば、「明治二二（一八七九）年」と記載）することなく、西暦年は省略した。西暦年を求める場合は、明治□年に六七を足して、一八〇〇に加えると算出でき、大正□年に一一を足して、昭和□年に二五を足して、平成□年に八八を足して、それぞれ一九〇〇に加えば算出できる。

① 宮脇幸治

明治二二年六月一五日生、島根県安濃郡佐比売村、明治三九年七月法政大学卒業、明治四一年二二月判検事登用第一回

試験及第、司法官試補・鳥取地方裁判所詰、明治四四年七月大曲区裁判所予備判事、明治四五年三月酒田区裁判所判事、大正二年五月弘前区裁判所判事、大正四年八月青森地方裁判所判事、大正六年九月五所河原区裁判所判事、大正七年七月仙台地方裁判所判事、大正九年一〇月岡山地方裁判所判事、大正一一年九月広島控訴院判事、大正一四年一二月広島地方裁判所部長。（『日本法曹界人物事典』第三卷）

② 河邊義一

明治三〇年二月一四日生、和歌山県海草郡安原村、大正九年七月東京帝国大学法学部卒業、大正九年八月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年四月岡山地方裁判所予備判事、大正一一年七月岡山地方裁判所判事、昭和二年八月広島地方裁判所判事、昭和五年八月呉区裁判所判事、昭和六年九月広島区裁判所判事、昭和八年一〇月鳥取地方裁判所判事、昭和一三年九月広島控訴院判事、昭和一五年七月山口市地方裁判所部長、昭和二二年一一月山口市地方裁判所判事。（『日本法曹界人物事典』第五卷、『司法大観』昭和三二年版）

③ 本田等

明治三五年六月二三日生、熊本県下益城郡中山村、大正一四年一一月高等試験行政科合格、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月広島地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月広島地方裁判所判事、昭和四年一一月岡山地方裁判所判事、昭和六年四月広島地方裁判所判事、昭和八年二月浦和地方裁判所判事、昭和九年一二月横浜地方裁判所判事、昭和一一年九月東京刑事地方裁判所判事、昭和一四年一二月函館地方裁判所部長、昭和一七年四月東京控訴院判事、昭和一八年一二月東京区裁判所判事、昭和二〇年六月東京控訴院判事、昭和二〇年一〇月大審院判事代理、昭和二二年五月東京高等裁判所判事、昭和二三

年一月横浜地方裁判所判事。(『日本法曹界人物事典』第五卷、『司法大観』昭和三年版)

④ 高林茂男

明治三六年九月五日生、横浜市長島町、大正一五年三月早稲田大学法律科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・岡山地方裁判所詰、昭和三年一〇月岡山地方裁判所予備判事、昭和四年二月広島地方裁判所判事、昭和六年一〇月横浜地方裁判所判事、昭和九年五月東京区裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事、昭和一二年一〇月札幌控訴院判事、昭和一四年七月東京刑事地方裁判所判事。(『日本法曹界人物事典』第五卷)

⑤ 小玉平太郎

明治一〇年五月一日生、岡山県川上郡日里村、明治三三年東京法学院卒業、明治三八年一二月判検事登用第一回試験及第、明治三八年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治四一年四月小倉区裁判所判事、大正元年一〇月熊本地方裁判所判事、大正六年九月御船区裁判所判事、大正六年一二月熊本地方裁判所判事、大正八年六月下関区裁判所判事、大正一〇年四月広島地方裁判所判事、大正一二年四月松山地方裁判所部長、昭和三年七月山口地方裁判所部長、昭和四年八月広島地方裁判所部長、昭和七年一二月勅任官待遇、昭和八年一〇月高等官二等、昭和八年一〇月樺太地方裁判所長、昭和一〇年二月徳島地方裁判所長。(『日本法曹界人物事典』第四卷)

⑥ 酒巻良一

明治二九年三月二六日生、徳島県阿波郡林村、大正一〇年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備判事、大正一二年五月岡山地方裁判所判事、昭和二年一二月広島地方裁判所判事、昭和五年九月尾道区裁判所判事、昭和七年一二月広島控訴院判事、

昭和十三年九月松江地方裁判所部長。（『日本法曹界人物事典』第五卷）

⑦ 數馬伊三郎

明治二十九年六月二十九日生、石川県鳳至郡宇出津村、大正一二年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一二年六月弁護士名簿登録、大正一三年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年三月東京地方裁判所予備判事、大正一五年五月安濃津地方裁判所判事、昭和二年一〇月松山地方裁判所判事、昭和四年六月広島区裁判所判事、昭和六年一二月岡山地方裁判所判事、昭和八年七月東京地方裁判所判事、昭和一〇年五月東京刑事地方裁判所判事。（『日本法曹界人物事典』第五卷）

⑧ 梅原松次郎

明治二十八年一月二十六日生、静岡県田方郡修善寺村、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年四月東京帝国大学法学部卒業、大正一三年五月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年三月東京地方裁判所予備判事、昭和二年五月広島区裁判所判事、昭和六年八月東京区裁判所判事、昭和一〇年一二月東京控訴院判事、昭和一二年八月東京民事地方裁判所部長、昭和一四年七月東京控訴院判事、昭和一七年三月東京区裁判所判事、昭和一八年三月東京控訴院判事、昭和二二年三月長野地方裁判所部長、昭和二二年一二月東京高等裁判所判事、昭和二八年四月公証人（東京法務局所属）。（『日本法曹界人物事典』第五卷、『司法大観』昭和三二年版）

⑨ 福田豊市

明治一四年二月五日生、島根県簸川郡大津村、明治四五年法政大学専門部卒業、大正三年一二月判検事登用第一回試験及弁護士試験及第、司法官試補・東京地方裁判所詰、大正五年七月東京地方裁判所予備判事、大正五年一〇月東京地方裁判所予備判事、大正五年一〇月山口地方裁判所判事、大正七年七月浜田区裁判所判事、大正一一年九月岡山地方裁判所判

事、大正一二年一月広島地方裁判所判事、大正一四年一二月広島控訴院判事、昭和四年一月松江地方裁判所部長、昭和五年三月広島控訴院判事、昭和七年一二月三次区裁判所監督判事、昭和八年一〇月広島地方裁判所部長、昭和一三年三月京都区裁判所監督判事（『日本法曹界人物事典』第五卷）

⑩ 辻富太郎

明治三七年四月六日生、三重県河芸郡合川村、大正一三年三月日本大学法律科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・広島地方裁判所詰、昭和三年一〇月山口地方裁判所予備判事、昭和四年六月山口地方裁判所判事、昭和八年五月広島地方裁判所判事、昭和一〇年二月宇和島区裁判所判事、昭和一二年九月益田区裁判所判事、昭和一四年四月広島区裁判所判事（『日本法曹界人物事典』第五卷）

⑪ 近藤完爾

明治四一年三月一四日生、大分県西国東郡草地村、昭和四年一二月高等試験司法科合格、昭和五年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和七年一〇月東京地方裁判所予備判事、昭和八年二月静岡地方裁判所浜松支部予備判事、昭和八年三月東京地方裁判所予備判事、昭和八年七月広島地方裁判所判事、昭和九年五月沼津区裁判所判事、昭和九年七月静岡地方裁判所判事、昭和一一年五月横浜地方裁判所判事、昭和一二年九月東京区裁判所判事、昭和一八年四月東京控訴院判事、昭和二〇年一二月東京民事地方裁判所部長、昭和二二年八月司法教官、昭和二二年四月東京民事地方裁判所部長、昭和二二年一月東京地方裁判所判事、昭和三四年三月司法制度調査のためヨーロッパ出張、昭和三八年一二月水戸地方裁判所兼家庭裁判所長、昭和四〇年一月東京高等裁判所判事。（『日本法曹界人物事典』第五卷、『司法大観』昭和四二年版）

⑫ 樫田忠美

明治一九年六月一日生、山梨県甲府市富士見町（東京都世田谷区玉川用賀町）、明治四四年七月東京帝国大学法科大学卒業、司法官試補・浦和地方裁判所詰、大正二年五月浦和地方裁判所予備検事、大正二年七月熊谷区裁判所予備検事、大正三年六月千葉地方裁判所検事、大正四年一二月長野地方裁判所検事、大正六年九月上田区裁判所検事、大正六年九月岩村田区裁判所検事、大正八年六月東京区裁判所検事、大正一一年七月前橋地方裁判所検事、大正一三年一月岡山地方裁判所検事、大正一五年八月犯罪捜査に関する学理的考察に付調査研究を命ず、昭和二年五月広島地方裁判所検事、昭和六年一〇月札幌控訴院検事、昭和八年一〇月大審院検事、昭和九年五月高等試験臨時委員（以下二回）、昭和九年八月高等官二等、昭和一〇年一〇月前橋地方裁判所検事正、昭和一二年札幌地方裁判所検事正、昭和一四年宇都宮地方裁判所検事正、昭和一四年九月高等官一等。（『日本法曹界人物事典』第一卷・第四卷・第五卷）

（注） 樫田忠美は、担当した陪審裁判における経験を踏まえて、「陪審法と犯罪捜査」（『法曹会雑誌』第7巻第11号、昭和四年一月）と題する論文を書いている。先ず、昭和四年四月二七日無罪となった、O.T.秀雄にかゝる放火被告事件における警察の捜査を取り上げて、警察官が被告人の利益となるべき事実を記録しておかなかつた、め、弁護士から故意にその事実を隠蔽したのではないかと攻撃されて、それが陪審員の心証を被告人の有利に動かしたように観察されるので、「将来、警察官並検事は、捜査の端緒経過を漫然取捨することなく率直に記録上明かにし、捜査の公平冷静を一般民衆より疑はれざるやう、備へ置くの必要ある感ぜしめたり。」と対応策を提示するなど、「捜査の記録」、「現場検証」、「供述の変化」、「鑑定書」、「取調方法」の五点にわたって考察している。その外に、戦前・戦後を通じて、刑事訴訟法、犯罪捜査に関する多数の著書がある。

なお、樫田は、昭和二〇年八月六日当時、広島地方裁判所検事正であった。原爆が投下された当日、樫田は、上柳町の官舎を出る用意をしている時に被爆し、倒壊建物の下敷きとなったが脱出して、九死に一生を得た。軽傷であったので、検事局復旧の

陣頭指揮を執っていた。しかし、昭和二年二月一九日、櫻田は、「私はマツカーサー嵐(注、公職追放)によって、紅葉の葉のように散つてゆくが、諸君は新しい日本の荷い手として、若々しい芽をふきだしてほしい。」と職員に挨拶し、退官した。その後、弁護士登録、中央大学法学部教授となり、昭和三年一月五日死亡した(広島高等・地方検察庁・編『原爆の記録』、広島高等・地方検察庁・昭和四年八月。『大衆人事録』東京篇、帝国秘密探偵社・昭和三年九月・第一九版)。

⑬ 和田順之

明治一九年二月一日生、岡山県勝田郡豊国村、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年八月司法官試補・長野地方裁判所詰、大正三年四月上田区裁判所予備検事、大正三年六月小樽区裁判所検事、大正五年一〇月宇都宮地方裁判所検事、大正七年四月栃木区裁判所検事、大正八年六月姫路区裁判所検事、大正一〇年七月神戸地方裁判所検事、大正一二年八月名古屋区裁判所検事、大正一三年八月名古屋地方裁判所検事、大正一五年一月金沢地方裁判所検事、昭和二年一月広島控訴院検事、昭和七年一月広島地方裁判所検事、昭和十一年一月下関区裁判所検事。〔日本法曹界人物事典〕

第四卷)

⑭ 石川正義

四四歳(昭和八年九月現在)、尾道市久保町(本籍・住所)、大正七年東京帝国大学法科大学独法科卒業、千葉地方裁判所検事を振り出しに水戸、松江、広島、尾道、各地方裁判所検事奉職、大正一一年現住所に弁護士開業、哲学・音楽(趣味)。

(『広島県紳士録』)

⑮ 森保祐昌(旧名、助三郎)

明治一三年一月五日生、広島県双三郡田幸村(本籍)、広島市新川場町(住所)、明治三八年早稲田大学専門部法律科卒

業、明治四一年一二月弁護士試験及第（東京弁護士会、江木衷に師事、明治四三年広島弁護士会客員、昭和九年六月広島弁護士会へ登録換）、常議員（昭和二年・一六年）、広島市会議員（大正六年六月・大正一〇年六月、大正一四年六月、昭和二年六月）・副議長（大正六年六月）・議長（大正一四年六月・昭和四年五月、昭和二年六月）、県会議員（大正八年九月・大正一五年二月・昭和九年八月）・市部会議長（大正八年）、衆議院議員（昭和三年二月、立憲民政党）、民政党広島県支部常任顧問（昭和八年九月現在）、信念を以て事に当たたる（処世の信条、僧籍に在った、昭和二〇年八月一二日原爆により死亡。（『広島県紳士名鑑』、『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』、『議会制度百年史』衆議院議員名鑑）

（注）昭和六年一〇月一九日、鬼検事と称えられていた堅田忠美が、札幌控訴院の次席検事として広島を去るに臨んで、その口から、而も心の底から、ほとぼしかった一つの言葉があるという。樫田検事は、「広島には立派な弁護士ばかりであり、そのうちでも森保弁護士と来たら実に天晴れなもので、あの人が椅子に腰をおろしてゐる時は、居るかゝるないか判らぬやうであるが、一度起つて弁論に入るや、なか／＼えらいことを云ふ。陪審事件の如く、しらうと（注、素人）の陪審員が裁判に関与する際などには、しらうと判りがして非常な効果があり、あれほどの弁論が出来るからには、どんなに頭が冴えてゐるか、それとなく窺はれる訳である。」と、仏（ほとけ）の森保弁護士を賞揚したという（『芸日』昭和六・一〇・二〇夕刊）。

⑩ 秦良一

明治二二年三月二三日生、広島県豊田郡善人寺村（本籍）、広島市新川場町（事務所）、大正一四年一月（大正二二年法律第五二号）弁護士試験合格、大正一五年三月弁護士登録（広島弁護士会）、常議員（昭和八年・一二年・一三年・一五年・一七年・一九年）、副会長（昭和一四年・二〇年）、昭和二〇年八月六日原爆により死亡。（『会員名簿』第四号）

広島における陪審裁判

(注) 秦良一は、広島における陪審裁判のうち、「広瀬町の美人仲居殺し事件」(昭和三年十一月三〇日判決) および「福島町の実兄殺し事件」(昭和六年三月一六日判決) の弁護士をした経験から、「陪審法の欠陥」(「法律新聞」昭和六・八・三) を執筆し、陪審法を改正して、「陪審員選定は市町村長において為すこと」、「裁判長の説示廃止」、「再陪審に付せぬこと」、「証拠物及証拠書類を陪審員に交付せぬこと」を提言している。

⑰ 田坂戒三

明治三〇年二月二日生、広島県高田郡刈田村(本籍)、広島市八丁堀(事務所)、大正八年広島区・地方裁判所書記、大正一一年九月(大正一一年度第一次) 弁護士試験及第、大正一一年一二月弁護士登録(東京弁護士会、名川侃市法律事務所にて開業、昭和二年八月広島弁護士会へ登録換)、大正一二年三月日本大学法律専門部卒業、常議員(昭和一四年・一六年)、副会長(昭和一七年・二三年)、会長(二六年)、平成四年九月九日死亡。(『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号、『全国弁護士大観』)

⑱ 林飛(注、はやしば) 隆善

明治二七年九月二〇日生、広島県鹿足郡六日市村(本籍)、広島市堀川町(事務所)、大正一〇年中央大学法科卒業、大正一〇年九月(大正一〇年度第一次) 弁護士試験及第、大正一一年一月弁護士登録(広島弁護士会、横山金太郎に師事)、常議員(大正一四年・昭和五年・八年・一一年・一三年・一五年・一七年・一九年)、副会長(昭和三年)、会長(昭和二〇年)、広陵中学校理事(昭和八年現在)、正義(処世の信条)、昭和二〇年八月六日原爆により死亡。(『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号)

⑲ 江藤直作

明治四年六月一四日生、広島県三上郡庄原村(本籍)、広島市小町(事務所)、明治二五年七月東京法学院卒業、明治二八年一二月判検事登用第一回試験及第、司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治三〇年七月萩区裁判所判事、明治三二年八月

山口地方裁判所判事、明治三五年九月赤間関区裁判所判事、明治四〇年四月広島控訴院判事、明治四三年一月広島地方裁判所部長、大正一〇年二月弁護士登録（広島弁護士会）、常議員（昭和九年）、正及公正に生く（処世の信条）、昭和一四年四月二十七日死亡。（『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』、『日本法曹界人物事典』第一巻）

⑳ 中場彌太郎

明治六年一二月二四日生、広島県豊田郡大乘村（本籍）、尾道市久保町（事務所）、明治三三年七月明治法律学校卒業、明治三六年一二月判検事登用第一回試験及第、司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治三八年九月岐阜地方裁判所判事、明治四〇年一月富山地方裁判所判事、明治四一年六月名古屋地方裁判所判事、大正二年三月関東都督府判官、大正六年三月萩区裁判所判事、大正七年一二月呉区裁判所判事、昭和三年八月弁護士登録（広島弁護士会）、常議員（昭和二年・一六年）、昭和二六年一二月一三日死亡（『会員名簿』第四号、『日本法曹界人物事典』第二巻）

㉑ 永井貢

明治二〇年五月一日生、広島市水主町（本籍）、広島市小町（事務所）、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年七月三井物産（株）入社、大正一〇年九月弁護士登録（東京弁護士会、大正一二年三月登録取消、大正一五年八月広島弁護士会へ再登録、昭和一五年三月第二東京弁護士会へ登録換、昭和二二年五月広島弁護士会へ登録換）、常議員（昭和七年・一〇年・一三年・昭和二年）、副会長（昭和九年）、会長（昭和二五年）、広島市第一助役（大正一三年三月）、広島市会議員（昭和一二年九月）、昭和三年一月一三日死亡。（『会員名簿』第四号）

㉒ 米田規矩馬

明治二四年二月一日生、広島県双三郡吉舎町（本籍）、広島市銀山町（事務所）、大正七年七月京都帝国大学法律科卒業、

大正七年八月弁護士登録（大阪弁護士会、昭和七年登録取消、昭和九年一〇月第一東京弁護士会へ再登録、昭和一六年三月広島弁護士会へ登録換、昭和二八年三月登録取消）、衆議院議員（昭和五年二月、昭和七年二月、広島県第三区・立憲政友会）、通信大臣秘書官・鉄道大臣秘書官（昭和八年）、吉舎町長（昭和二八年三月）、昭和四九年一〇月二八日死亡。（『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』、『議會制度百年史』衆議院議員名鑑）

⑳ 水田謙一

明治一六年八月一日生、広島県高田郡吉田町（本籍）、広島市国泰寺（事務所）、明治三七年八月明治大学卒業、明治四一年一二月判検事登用第一回試験及第、司法官試験補・静岡地方裁判所詰、明治四四年七月浜松区裁判所予備判事、明治四五年三月山形地方裁判所判事、大正二年五月山形区裁判所検事、大正三年一〇月福井区裁判所検事、大正五年五月高山区裁判所検事、大正七年七月敦賀区裁判所検事、大正八年六月福井区裁判所検事、大正八年七月武生区裁判所検事、大正一一年七月豊橋区裁判所検事、大正一二年五月金沢地方裁判所検事、大正一五年一二月名古屋控訴院検事、大正一五年一二月弁護士登録（広島弁護士会）、常議員（昭和一一年・一八年・二〇年・二二年）、副会長（昭和一六年）、会長（昭和一九年）、正しく強く（処世の信条）、昭和三九年一〇月一二日死亡。（『広島県紳士録』、『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』、『日本法曹界人物事典』第二卷）

㉑ 高橋武夫

明治二九年一〇月一日生、広島県豊田郡久芳村（本籍）、広島市八丁堀（事務所）、大正一一年明治大学法科卒業、南満州鉄道（株）勤務、大正一二年一二月朝鮮弁護士試験合格、大正一一年一二月朝鮮総督府弁護士、大正一二年二月（大正一一年第二次）弁護士試験及第、大正一三年五月弁護士登録（於東京、大正一四年二月広島弁護士会へ登録換）、常議員（昭和四年・六年・

八年・一〇年・一三年・一五年、二二年)、副会長(昭和七年、二〇年)、会長(昭和二年)、広島市会議員(昭和八年六月、昭和二年八月)・広島市参事会員(昭和八年八月、昭和一五年二月)、昭和四八年四月一日死亡。(『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』、『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇、帝国秘密探偵社・昭和一七年一〇月・第一四版)

(注) 高橋武夫は、昭和四年二月、佐竹新市らと中国無産党を結成し、自らは執行委員長に就任し、佐竹は書記長となった(『芸日』昭和四・一・二五、昭和四・二・八)。中国無産党は、昭和五年一〇月全国大衆党広島支部と称したが、昭和六年七月全国大衆党と労農党との合併により全国労農大衆党広島支部と改称し、更に、昭和九年七月社民党との合同により社会大衆党を結成し、同党支部となった(『広島県警察史編纂委員会・編『広島県警察百年史』下巻、広島県警察本部・昭和四六年五月、二六〇頁)。高橋は、昭和一一年一〇月一六日、法医学を研究するために岡山医科大学法医学教室の研究者となり、同年一月九日、同志の了解を得て社会大衆党を離脱して、無産運動から引退した(『芸日』昭和一一・一一・一〇)。

晩年、高橋は、「叛骨と孤高を愛し生きて来しわが過ぎし日に悔はあらざり」と詠じている(『広島弁護士会』『会報』第10号、昭和四五年一月)。

②5 三浦強一

明治二四年一月一日生、広島県佐伯郡大野村(本籍)、広島市上幟町(事務所)、明治四三年五月通信省通信官吏練習所行政科卒業、大正五年一二月弁護士試験及第、大正六年二月弁護士登録(於東京、昭和二年五月広島弁護士会へ登録換)、常議員(昭和三年・八年・一〇年・一二年・一五年・一七年・一八年・二〇年・二二年)、副会長(昭和五年)、会長(昭和一三年)、大野村長(昭和二〇年一〇月〜昭和三年二月)、昭和五〇年六月八日死亡。(『会員名簿』第四号、『広島弁護士会史』)

五 新聞報道に見る陪審裁判の不振

我が国における陪審裁判の不振の最大の原因は、「被告人が事件を陪審の評議に付することを辞退したことに在るのであるが、陪審辞退の理由は想像するに陪審の答申を採択して事実の判断を為した判決に対しては控訴を為すことを得ないのみならず、事実誤認を理由とする上告も許されないこと（法第百一条、第百三条）、裁判所が陪審の答申を不当と認めるときは、何回でも事件を他の陪審に付すことが出来ること（法第九十五条）、陪審の評議に付しても被告人等が期待した程に、左程多くの無罪判決が言渡されなかつたと謂ふ過去の事実、素人の判断に対する不安、陪審裁判手続の煩雑及一般に訴訟費用が多額に上ること等に因るものと思ふ。」という。前掲・岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律」に就て（『法曹会雑誌』第21巻第4号、一八頁）参照。

（注1） 我が国における陪審裁判の実情と不振の原因については、前掲『我が国で行われた陪審裁判——昭和初期における陪審法の運用について——』（二四六頁～二七三頁）にも詳しく紹介されている。

（注2） 前掲『法曹会雑誌』第7巻第10号「陪審法実施記念号・昭和四年一〇月」には、南谷知悌広島控訴院検事長「傍聴席より見たる陪審裁判」（同書一一六頁）、今村恭太郎広島控訴院長「感想」（同書一二〇頁）、伊藤久次郎広島地方裁判所長「陪審感」（同書一四七頁）、宮脇幸治広島地方裁判所部長「陪審公判に於て注意すべき諸点」（同書二二二頁）が、収録されている。（注3） 前掲『法曹公論』37（陪審法施行三周年・新民訴実施二周年記念号・昭和六年一〇月）には、広島市の弁護士たちである、早川六郎（尾道）、佐藤芳松（福山）、失名氏（広島）、秦良一（広島）、林美一（広島）、富島暢夫（広島）、佐藤五三（広島）、水田謙一（広島）らの、現行陪審法に否定的な意見、改善を要するという意見などが収録されている。

広島においても、陪審裁判は不振であった。その状況および不振の理由を、『芸備日日新聞』および『中国新聞』など、どのように報道しているか見てみよう。

1 「被告の多くは陪審を辞退」〔芸日〕昭和三・二一・三二夕刊

一般国民は、司法参与を許されるといふので、多大の期待を以て迎へられた陪審法が、実施されて丁度三ヶ月、この間、果して幾何の収獲があつたか、：殺人及び放火罪の殆ど全部は、法定陪審にかゝるべきであるのに、僅かに二十六件しか審理されなかつたといふのは、被告の多数が陪審を辞退したによる。斯多数の辞退者があつたのは、初めて実施された陪審裁判の真価が、まだ一般国民に諒解されないため、司法省では明年早々全国地方裁判所に訓令を發し、辞退件数と辞退原因の報告を取り纏め、今後の参考に資することになつてゐる。

陪審法第三条で許されている請求陪審は、殺人の法定陪審に附随する窃盜罪の請求陪審が唯一件あつたのみで、司法省では折角請求陪審を許した意味をなさないといふので、聊か途方に暮れてゐる。陪審遣直しとなつたのは、大分の放火と、水戸の殺人各一件で、これは重大なる制度変更のはじめに當つて、是非もない事だと見られてゐる。

2 「陪審裁判の前途今尚ほ遠遠」〔芸日〕昭和四・一・九

司法史上に一新紀元を画する陪審法も、実施後第二年を迎へたが、司法当局としては、先ず本年中に法定請求陪審を通じて、二千件を取扱ふ方針で、陪審員候補者もその割合で選定したのである。併し、昨年中の成績に依れば、三ヶ月間に法定請求陪審を通じ、五百件取扱ふ方針の処、僅か二十七件を取扱つたに過ぎない。これは、一つには、十月一日の実施

後、準備のため手間取つたのと、御大典もあつた関係であるが、法定陪審に該当する被告人の中、陪審を辞退したものが多かつた。陪審辞退の理由は、種々あるであらうが、陪審法その物が一般国民に好く理解されてゐないのと、弁護士意思に基くものと見られてゐる。昨年割合から推すと、本年は五百件位が関の山で、陪審の前途は今尚遠慮である。

3 「陪審制度裁判の精神を没却」〔芸日〕昭和四・二・二六)

政府が、陪審法中同法の通用を受けざる犯罪事項中に、改めて治安維持法違反を含まずと、右改正案を議會に提出せんとしてゐるに際し、相当無産党方面より反対運動が起る模様であるが、右に関し旧労農党の代議士山本宣治氏は、二十五日左の如く語つた。

共産党事件に就ては、京都、大阪では、これが陪審に附せられる様、被告から要求がありたに拘らず、裁判所は、公判の日取りが陪審法実施期日たる昨年十月一日以前に決定したとの理由で、これを取り上げなかつたのであるから、事實は現在の支配階級の手加減に依つて、陪審を不法にも拒否したものと見るの外はない。即ち、共産主義犯罪の發生に最も恐怖を感じるものは、ごく少数の支配階級に過ぎずして、陪審法に規定されて陪審員は、例へ資格が直接国税三円以上を納税の上に制限があるにしても、少数支配者程共産主義に対し極端なる危険を感じるものでない。其処で、万一共産主義事件に陪審を許せば支配階級は、非常な危険を感じざるを得ない。これを法律運用の手加減に委すが如きことは、心もとないとして、今回陪審改正法律案が出来るものと思はれる。要するに、現政府の反動政治は、凡ゆる手段方法を選ばず、本来民衆的であるべき陪審法にまで、斯様な制限を附するに到るもので、政治意識の如き最も大衆的批判に委さなければならぬものまで、これを拒否して陪審法を殺人や放火犯にばかり適用せんとするものであるが、これは陪審法の精神を

没却し、極めて露骨な資本家地主の意思を同法改正の背後に見ることが出来る。

(注1) 山本宣治は、この後間もなく、昭和四年三月五日、「治安維持法に反対し、赤化運動を容易ならしめたる罪」などを理由に、暗殺された(「中国」昭和四・三・七夕刊)。

(注2) 陪審法から「治安維持法の罪」が除外されたのは、共産党事件に関連して、被告側の暴露戦術の防止策として採られたという(「中国」昭和四・二・二八)。原嘉道司法大臣は、提案理由を、「共産党事件発生により、これを除外すべきものと認めただのである。」と述べている(「中国」昭和四・三・三夕刊・朝刊)。

(注3) 昭和四年法律第五号「陪審法改正」(昭和四年四月四日公布)により、陪審法第四条(陪審の評議に付さない罪)に「治安維持法の罪」が追加された。この改正は、公布の日から施行されたが、この改正施行以前に生じた事件についても適用された。

4 「陪審法の不人気に司法当局も悩む」(「芸日」昭和五・六・二四)

司法裁判史上画期的試みとして、各方面から非常に期待された陪審法は、実施以来一年八ヶ月になるが、期待に反して実際陪審裁判の開かれる数が非常に少く、当局も奇異の現象として調査してをる。一昨年秋季実施の当時、司法省の予想では一ヶ年の陪審事件が、約二千三百件くらゐあるものとして予算を立てたが、一ヶ年経過後調べて見ると、陪審裁判該当事件千二百八十二件中、被告から辞退した数が実に六百八十九件、自白した、め陪審にかけられなかったのが三百五十件で、実際に陪審にかけられたのは僅かに二百四十三件、また被告から請求出来るものが、千八百五十七件あったが、そのうち千三百八十七件は自白して問題とならず、十五件ほど請求したものがあつたが、そのうち五件は取下げ十件位裁判になつた。このごろでは、この辞退組がますます殖えてきてをるし、青森、大津、富山、松江あたりは、まだ一回も陪審裁判を

開かないといふ閑散ぶりである。したがって、その後、司法省の予算もグツと減らされてゐるが、どうして陪審裁判が不人気なのか、専門家の見るところは左の如くで、早くも手続の緩和とか科刑の軽減とか問題になつて来た。

しかして、不人気の理由は、○国民の眞の要求によつて生れたものでない、○費用や手数が多くかゝる、殊に弁護士は陪審裁判が初まると、それが終わるまでは他の仕事が出来ない、○一審で刑が確定してしまふので、被告としては不安が多く、それよりも従来の方を選びたいやうな気がする。また、弁護士としても、よほど確信がなければ、被告に陪審を勧められない、○陪審裁判は、普通裁判よりもいくらか科刑が軽いやうであるが、三審までやる場合の方がより一そう軽いらしい、○国民の大多数は、従来裁判官のみの裁判に相当信頼をもつてゐる、○陪審裁判の労力は、普通裁判の約三十倍といはれてゐる、○法律知識の相当あるものと殆んど零のものは陪審を嫌ひ、生半可通のものが歓迎する傾向がある。

5 「陪審裁判 広島でも成績は面白くない」〔芸日〕昭和六・一・二二)

遅ればせに実施された我国の陪審法は、どんな成績かといへば、それはお話にならぬ程、繁昌しないといふよりほかはない。同法実施の昭和三年十月一日からけふまでに、広島地方裁判所の陪審法廷で、どれだけの陪審公判が開かれたといふに、実施の三年中には一件もやらす(注、二件陪審公判が行われている)。翌四年には、法定陪審事件五十四件中、自白したものが二十四件、辞退したものが二十五件、結局陪審事件として審理されたのがわずかに五件、五年中は法定陪審四十六件中、自白したものが十八件、辞退したものが二十一件、未済が六件、陪審事件として公判を受けたものが、情夫を殺さんと就寝中劇薬を口中に注ぎ込んだといふ、福山の女給のOZミツコの殺人未遂事件(公判の結果、傷害となるが)タツ

タ一件だけであった。

昨年中は、陪審員候補者も千四百八十九人で、このうち三十六人が光榮に浴し、そのうちより更に抽籤によつて、十二名が公判に参加したものであったので、本年は陪審員候補者の数も千四百六十六人と、二十三人だけへらしてある。しかし、これが何日何人だけ公判廷に参加するか、甚だ心細いところである。

6 「夢だった裁判の民衆化 不評な陪審法」〔中国〕昭和六・一・二一夕刊

裁判の民衆化といふ新時代の要求にもとづいて、昭和三年十月から実施された陪審法は、二周年を迎へる日も近いが、その間の成績は、全国的にすこぶる不良で、期待を裏切られてゐる。

広島地方裁判所でも同じ傾向を示し、昭和四年度には法律上陪審事件として扱はれたもの五十四件のうち、五件だけ陪審裁判にかけられ、他の四十九件のうち自白二十四件、陪審辞退二十五件であつたところ、昨昭和五年度には法定陪審事件四十六件のうち辞退二十一件、自白十八件、未済六件で、陪審裁判となつたのはタツタ一件しかなかつた。

せつかく堂々たる陪審法廷や陪審員宿舎その他の設備をしてゐながら、年に一件とは手数や設備がもつたいたないばかりでなく、陪審法もほとんど無意義の状態であるといはれてゐるが、陪審を請求する被告人が減つてゆくといふよりは、ほとんどゐないといふ事情の裏には、相当の理由がある。

陪審裁判が嫌はれるのは、まづ第一に費用のかゝる点で、一件に四、五百円の費用がかゝるが、これは有罪の場合には被告人が負担せねばならぬことになつてゐる（注、陪審費用を負担するのは、請求陪審の場合である。陪審法第三条・第一〇六条・第一〇七条）。つぎに、被告人としては刑の軽いことをなによりも望んでゐるが、陪審にかけたからといって、必ずしも有

利だとは限らず、現に昨年度唯一の陪審裁判であった福山市の女給OZミツ子の殺人事件は、犯罪動機を陪審員から同情されたらしく、陪審は殺人未遂を否定して傷害だと答申し、これが採用されて懲役一年の判決があった。ところが、もし殺人未遂となれば、かへって法律上では情状酌量されて執行猶予にでもなるべき事件だったので、罪は軽くなったが、刑は反対に重くなる結果となった。

かういふ、デリケートな問題もあり、いたづらに費用や手数をかけて陪審裁判にするよりは、裁判長を信頼して普通公判にした方が有利だといふ考へから、陪審を避けるものが多いらしく、これでは陪審法の趣旨に反するので問題となつてゐる。

なほ、昨年は、県下の陪審員候補者千四百八十九名で、呼び出された者三十六名、ことしは、候補者千四百六十六名であるが、いまのところ陪審裁判を請求しさうな事件は一つもないと。

7 「整理の一部として陪審法を停止」〔中国〕昭和六・四・二五夕刊

政府は、今回の行政整理に際しては、従来は一切の行きが、りや情実などを排し、国家の大局から見て、思ひ切つた整理案を作成し、これが実行を期してをる關係上、各省にわたり、苟も整理し得る可能性がある事項に対しては、仮借なく整理を断行しようとしてをる。

しかして、政府首脳部では、先年はじめた陪審法の施行を停止し、もつて相当額の経費を捻出しようとの意向をもつておるやうである。すなはち、陪審法は、その施行以来の成績に見るも、予期の効果を上げてゐないばかりか、若槻首相は本法に対しては、絶対反対の意見をもつてをる關係から、停止を考慮されるにいたつたものであるが、本法を停止すると

すれば、対貴族院ならびに対枢密院関係などを考慮せねばならぬので、政府もこの点で大いに頭を悩ましてをるやうである。しかし、本法を停止するとすれば、司法官の広範囲の異動をする必要があり、これにともなつて、種々厄介な問題が起つて来るので、この成行は相当注目に値するものがあらう。

8 「司法省では、序々改善主義」〔中国〕昭和六・七・一四)

国民の司法権参与として、去る三年一〇月一日実施した陪審法は、最初の期待を裏切つて、わづか三年足らずの今日、甚だ芳しくない評判を聞くにいたり、政府並に与党の一部は勿論、当の司法内部自体にも廃止もしくは一時停止説を唱へられて来てゐる。反対論の根柢は、主として陪審件数の僅少であることは、国民が同制度を歓迎せぬ結果、莫大な経費を要する同制度を、むしろ無用の長物視してゐるものだが、これに対して司法首脳部も予期しないあまりの不評判に、過日来寄り／＼協議中だが、取扱件数の僅少といふだけの理由の廃止説には絶対承服せず、過去一年あまりの実績を資料に、国民歓迎の理想的陪審制度改善の議を進め、過日も司法首脳部、花井、原両博士など、同制度生みの親の人々が会合の際も、同問題につき論究した結果、「一部の廃止説に耳を籍さず、徐々に改善すべきである。」との意見の一致を見たので、何らかの形で改善の運びにいたるだらうと、期待されている。

右につき、八並司法政務次官は語る。「廃止または停止説には、絶対反対で、助長発達の方針である。実施後わずか二年余の振はない成績をとらへて、廃止の理由はあたらない。まだ、陪審法は、いはゞ試練時代ともいふべきもので、朝野一致して趣旨の徹底につとめたい。第二に、廃止説の主張理由は、財政上から目して、廃止すれば国家財政上相当の余裕を生ずるとの意見にもとづいてゐるが、誤解も甚しい。いかにも実施には、巨額の費用を投じたが、しかし準備成り法廷

設備の成つた今日、同法に要する費用は、陪審員の日当、宿泊料に過ぎない。仮りに、一ヶ年二百件の陪審があつて、一件百六十円見当だから、三、四万円の支出で、よしんば廃止しても、それだけの節約にとゞまり、全く廃止論者のいふこととは意義をなさない。」

9 秦良一「陪審法の欠陥」(「法律新聞」昭和六・八・三)

近年漸やく、陪審の不振が問題となるに至つた。去る七月七日の大阪新聞紙上に陪審法の廃止改正論各方面に起る、当局では不賛成といふ表題のもとに、左の記事があつた。

司法省では、さきに陪審法を施行するに当り、一ヶ年平均千三百件を取扱ふ予定で予算を組んだが、実際においては、一ヶ年に百二、三十件の取扱ひにすぎないので、与党方面および政府部内の一部では、一審通りで終結する陪審制は、わが国民性に適せぬものであるから、これを廃止の方がよいとの論が唱へられてゐる。

これに対し、司法当局は、陪審制の廃止論は、従来の司法権に対する国民の信頼を裏書するもので、司法当局としては、この意味において喜ばしいことであるが、深く立入つて考へて見ると、陪審制は国民多年の要望に基づいて実施されたものであり、これが廃止は憲政の本義に背くことになる。殊に、本制度はまだ試練の道程にあるのに、取扱件数が少いからとて、廃止論を唱へるのには、賛同することが出来ないとの意見である。

殊に、刑法改正委員会および在野法曹間においては、陪審の取扱件数が少いのは、現行法に不備欠陥があるためである、現行法は名目は陪審法でも、その実お情主義の立法で、国民の信頼に副はない原因は、この点に存する、ゆゑに、今冬の通常議會に、陪審制度の変更を行ふ一部の改正案を提案するならば、その機会に、(一) 請求陪審といへども、被告人に

費用を負担せしめざることを、(二) 自白した被告といへども、陪審の評議に附すること、とすることの改正案を提案すまでである、との説が有力に唱へられてをり、成行を注目されてゐる。

以上は、冗漫のやうであるが、新聞記事そのまゝを掲載したのである。その他のものもこれと大同小異であつて、何等専門的研究の發表ではない。固より、司法当局並びにその他の人々の意見が、これと合致してゐるかどうか、その信疑は分らぬが、私もこの新聞記事の中にある在野法曹の一人として、かうした新聞記事的に、些か卑見を述べて見たいと思ふ。被告人の自由に辞退することが出来る陪審法の不振は、従来の司法権に対する国民の信頼を裏書きするものと見らるので、私どもは司法当局にお喜びを申し上げたいのであるが、問題をこれで片づけてしまへば、誠に簡単に結論が得らる、わけである。しかしながら、陪審の不振の最大原因は、司法当局の悦に入らるゝとは反対に、在野法曹の気乗のせぬこと、即ちこれではあるまいか。請求陪審は固よりのこと、法定陪審においても、必ず弁護人がある。その弁護人が、被告に對して、陪審の有利なることを告げると、被告人は九分九厘までは、その意見に従ふのであるが、これに反して、その不利なることを云へば、多くは辞退するのであつて、陪審の不振は、被告人が辞退するからである。

果して然らば、何故在野法曹には、氣乗りがせぬのであらふか。その大体論としては、「現行法は、名目は陪審法でも、その実お情主義の立法で」あるからである。政權争奪は、金ピカを着たいばかりだと聞かされて、今更ながら驚くが、これも民衆の一部にはいま尚ほ、官尊民卑の弊風からぬけ切れぬ者が居るからである。裁判所といへば、恐ろしい所のやうに考へてゐる者もある。これらの人々が、選ばれて陪審員となる。そこへ、何もかもお情主義の陪審を、お節介主義でやらるゝのであるから、お上の申さるゝことに、嘘や間違ひのあらふ筈なし、忽ち評議一決「然り」と答申せられ、それで控訴審を奪はるゝ虞を予見しては、進んで誰が陪審を希望せうぞ。こゝに陪審不振の最大原因があると思ふ。

大体陪審法制定に當つては、その国民性より見て、その社会道德的訓練の歴史より見て、当局の頭を悩ましたことは、陪審員より公正なる判断を得ることが出来るかどうかの研究であつたらう。その不安を出来るだけ除去すべき研究に、日もこれ足らなかつた有様であつたやうに思ふ。その当時、情けない哉、「陪審制は、国民多年の要望に基いて実施された」ものでなく、国民要望の与論を背景とせないから、遂にお情主義に墮して了つたのが、制定当時の実情ではなかつたらうか。かうして、制定せられた陪審法を取扱ふにあたつても、このお情主義を如何にして現はすべきかに腐心し、いかにして裁判官が、陪審員に対する指導的地位を獲得すべきかに苦心した跡はあるが、陪審法廷における弁護人の地位及人格を顧みなかつたやうである。これ、遂に在野法曹の氣乗りがせなくなつたことに依つて、察知することが出来るのではあるまいか。かくて、英国式にあて嵌つたと心竊かに喜んでゐる者があるとすれば、その皮相觀たるや、寧ろ滑稽に属するものだ。

一体わが国において、選挙法や陪審法を制定するに當つては、ある一部の識者には、国民全体が賢者にあらざることを憾むやうな傾向がある。だから、国民に任せ切る度量が欠けてくる。その賢者が、その心持を外さずして、大体の膳ごしらへをするのだから、民衆的には変なものにしてさふ。愚民政治、それで国民が満足するならば、宜いではないか。愚衆判断、それで大衆が得心しておれば、宜いではないか。固より、それが批判を受くることによつて、漸次向上する作用は、有機的な国家社会に欠けるものではないのだから、さし当たり、一部識者から見ると、それが愚民政治でも愚衆判断でも宜い訳で、それが嫌ひならば、最初から選挙法や陪審法など、民衆の総動員を目当てとするやうな法律など、その出現を極力阻止する方が宜い。要するに、選挙法や陪審法は、一部識者の法律ではない。実に、国民総動員を要する法律である。従つて、それは国民的に制定せられなければならぬし、国民的に制定しておらなければならぬ筈のものである。ところが、

それが一部識者のものであり、国民から見るとお情主義のものであるならば、せめてもそれを国民的のものに改正せなければ、到底活気づく筈がないことは、当然のことである。

この意味において、陪審法廷における総ての判断は、陪審員の知能常識に任せ切るの度量を以てせなければ、陪審の不振は寧ろ当然のことである。

かうした考へから、現行陪審法を見ると、幾多の欠陥が目につく。その欠陥を除去すべく卑見を述べると、概ね左の通りである。

第一、陪審員選定は、市町村長において為すこと

即ち、陪審法第二十七条の改正である。現行法によると、陪審員候補者名簿調製は、市町村長にやらせてゐるが、この陪審員候補者から陪審員を選定する者は、地方裁判所長であつて、裁判所書記立会の許に抽籤を以て之を為すことになつてゐる。かく規定するについては、色々の弊害を考慮せられた結果であらふ。即ち選定せられた陪審員の氏名が、公判前に漏洩することによる弊害、即ち被告人側から策動する虞れあることによる弊害など、その重なるものであらふと思はる、が、それらに関しては、新たに罰則を設けるなり、その他色々取締方法はあることだらふと思ふ。自己の部下たる予審判事が、有罪と決定した陪審事件に関して、秘密を以て行はるゝ選定は、国民に痛くもない腹を探られ、そこに手心を用ひはせぬかとの疑ひを残すことになる。それほど、被告人及びその関係者は、神経過敏である。国民的陪審法は、国民に対して仮令少しでも疑ひを抱かしむることは、絶対に避けなければならぬ。この意味において、陪審員選定通知を受けた市町村長に、これを選定せしむることが、この疑ひを除去するに一番適當なことだと信ずるのである。

第二、裁判長の説示廃止

即ち、陪審法第七十七条同七十八条の削除、その他この関係条文の改正である。民衆判断に関する不安を、せめてもその説示を規定することによって、除去しようとしたところに、国民的陪審法たる性質を奪ってしまったのである。こゝにおいてか、一部の識者が、民衆を指導する観念の許に制定せられた現行陪審法の不振は、さこそと肯定することが出来る。まだ指導する必要のある陪審員に対しては、説示は絶対に必要であるといふならば、その一方では、未だ地方によると、官尊民卑のぬけ切れぬ陪審員に対して、裁判長が指導的な説示をせられては、到底たまらぬと逃げて行く弁護士や被告人のあることは当然である。

専門家から見た判断と、民衆から見た判断と、或る時には相違を来たすことがあるかも知れぬ。その相違を生じたところに、寧ろ専門を離れた民衆的常識判断を得ることが出来るのである。これを得べく望んでこそ、陪審の特質が生きてくるにも拘はらず、それを専門的に見て不安なりとして、説示によって陪審員を指導し、陪審員の頭を整理せしめんとすることは、明かに間違ひであつて、いらざるお節介である。いままでの例によると、有罪か無罪かの事件に対しては、多く然りと答申し、同じく有罪なるも、殺人か傷害致死かといふやうな事件に対しては、第一問は然らずと答申しあつてゐるやうである。固より陪審員には、認識問題などは専門的で分かりにくいからであるといへば、それまでのことであるが、或は裁判長の説示の仕方、力の入れどころに変化があるからではあるまいか。これらに関して、だん／＼と具体的に研究すると、或は陪審員が如何に裁判長の説示に影響せらるゝかを、証明し得らるゝかも知れぬ。伝統ふるき英国に如何あらふとも、国情を異にするわが国においては、飽くまで説示を存置する理由は乏しい。強ひて説示存置を固執するならば、陪審を今日のやうに、半殺しにして置くより致方がない。

第三、再陪審に付せぬこと

即ち、陪審法第九十五条の削除である。これなどは、当時憲法違反問題などが祟つたので、加へられた条項であらふが、陪審の本質から見ると、その不必要なること、敢て論ずるまでもない。

第四、証拠物及証拠書類を陪審に交付せぬこと

即ち、陪審法第八十二条第二項の削除である。被告人が、予審までは自白したが、準備手続でこれを齟齬した場合など、裁判長が記録から予審訊問調査を取り外して、これを陪審員に交付する。陪審員は、評議室でこれを読む。その時は、先に百の弁解があつたからとて、これに対抗するほどの力とはなり得ない。法廷で詳細に読み聞かされ、それをまた新しく評議室で読ますのだから、到底駄目である。評議一決その答申は然りとなるのも、寧ろ当然のやうに思はれる。法廷に現はれた証拠物及証拠書類に対しては、被告人及弁護人は弁解の余地を残されてゐるのである。即ち、弁解附証拠物及弁解附証拠書類（言葉は少し変だが）であつて、これを法廷から持ち出すことになると、目新らしくなり、再び生々とした弁解附証拠物即有罪的証拠物となつて現はれ、従つて、そこに起る心理状態は稍もすれば、有罪に傷くのは、少しく心理学的に考察すれば、輒く理解し得ることである。そして、これを交付する必要を認めた裁判長の心を、稍もすると有罪的に推断する虞があることは勿論である。

この条項削除反対論を考へて見ると、それは陪審員の自由なる判断に任せ切れない根本的不安觀念から、お節介主義に墮するものであつて、採るに足らないものである。それも必要の場合があるとするならば、法廷で証拠調べのとき、極めて入念に取扱へば宜い。その場合において、その有様を見て取つた被告人及弁護人が、極めて入念に弁解することは勿論であらふ。この弁解を奪ふためならば、陪審法も余程性が悪く出来てゐるものといはねばならぬ。証拠書類の中には、予審訊問調査が含まれてゐるといふ、大審院の判例がある。兎に角、この条項の存在は、余程の重大問題である。

以上は、前に述べたやうに、陪審は国民的のものであらねばならぬ、といふことを根本観念として、そして見た現行陪審法の欠陥を直観的に指摘した結果、その改廃について述べたのであるが、若しも現行法にして、陪審を辞退せしむることを許されなかつたならば、こゝに私の述べたことなどは、いま頃は大変な問題となつて現はれてゐたかも知れぬ。しかしながら、幸ひにも辞退することを許されてゐるので、そのお情けにすぎり、在野法曹は避けて行くのである。

10 「嫌はれ出した『陪審裁判』制度」〔芸日〕昭和七・二二・二八夕刊

広島地方裁判所管内における昭和七年中の陪審事件受理件数は五十三件、前年の持越し十二件、合計六十五件である。このうち公判停止二件、自白二十六件、辞退三十六件、明年廻し四件で、陪審公判として開廷されたものは一件もなく、裁判の民衆化として当時期待されてゐた制度も、年と共に嫌厭され、昨年中は僅か二件であつたが、それでも陪審公判として開廷されたのに、本年のこの審理皆無は、いよゝ民衆から愛想をつかされたものであるといふことが、漸次ハッキリして来たやうである。同裁判が、かく毛嫌ひされる原因は、控訴が利かず、一審より一足飛びに大審院と刑の確定期間が非常に短時日であるので、なるべくならば延ばすだけ延ばして、而して後服役するといふ人間真理マツマにちよつとそぐはぬところがあり、もう一つは沢山の陪審員や証人の旅費、日当などの所謂訴訟負担マツマが重いらしい。

11 「目的に反した陪審法廃止論が有力となる」〔中国〕昭和一一・六・四

裁判所の明朗化を期して制定された陪審制度は、その誕生以来十年の経験から、漸次疑義も生じ、わが司法部内に、その廃止論が台頭して、四日の司法官会同に際し、再検討が加へられる運命に立ちいたつた。

廃止論の根拠とするところは、十一年前原内閣が本制度を制定した当時は、欧米諸外国のやうに、陪審を希望する被告が多くなるであらうと期待してゐたのであるが、実施以来昨年まで十年間、わづかに四百四十二件といふ不成績であること、しかして、このうちには、陪審員が『しからず』と答申し、被告を無罪と断じたものに対し、裁判長がこれを一蹴し、再審の決定をしたものが、殺人事件六十一件中四件、同未遂事件二十一件中二件、放火六十六件中八件、同未遂事件四件中一件、合計十五件の答申の更新を求めてゐることは、この制度の期待と遠いものがある。

更新により、陪審の答申が原審『しからず』とするものはほとんどなく、大部分が『しかり』と前の答申を覆してゐることは、全く民衆の声であるところの陪審員の答申が、何者かに左右された結果と見るほかなきこと、欧米の陪審制度実施にあつては、すべて再審といふことなく、一審において、すなはち陪審員の答申が被告の有罪、無罪を断じて動かさないのに反し、日本では、再審も再々審も出来得る制度であることは、明朗を欠く第二に挙げられる点である。

第三に挙ぐべき点は、日本の陪審員は、その成立を遡つて見ると、十二名の陪審員などの宿舎が、外部と交通を断たれ、この缶詰宿舎には検事だけが自由に出入出来ることになつてゐる。この十二名の陪審員中、地位名望もつとも高い一名が幹事となつてゐて、その幹事の言動が他の十一名の陪審員を左右してゐる事実が一の明らかな弊害である。

しかも、裁判所では、日本特有と銘打つて再審を行ふ理由として数へられてゐるうちに、日本人は弱きを助ける精神から、目先の安価な答申を誤まらせんがため、あるひは一般日本人の法律知識の薄いところから、裁判長が一層の慎重審議を期せんがため、厳正公平な判決を標榜したのだといふが、裁判不明朗の原因は、実にこゝに胚胎する、などがあげられ、これらの不備欠陥を改革しない限り、陪審制の実際の意義がないといふのが、今回少壮判事と弁護士団の一致した意見であるが、四日の司法官会同で、この問題をどう処理するか、非常に注目されてゐる。

(注) 昭和三年八月一〇日刑事第七三三三号大臣訓令「陪審員宿舍規定」により、寄宿係員でない者は、陪審員滞留中の宿舍に出入するには地方裁判所長の許可が必要である。そして、昭和三年八月一〇日刑事第七三三三号司法次官通牒により、陪審員は事件に関し陪審員以外の者と談話することを禁じられている。

12 「評壇 陪審法改廃の議」〔中国〕昭和一一・六・五夕刊

庶政一新の波に乗るもの、うち、司法機構にも改廃の行はるべき余地ありとの声も相当に高く、四日より開かれる司法官会議では、種々なる話題が提供されることであらう。

そのうちに、陪審法を廃止すべしとの説も可なりに力強く主張されるらしい形勢にあるが、無論かうした重大問題が、しかく簡単に片づけられるものでもない。

陪審制の効果が期待されたほどのものでないことは、明らかだ。現状においては、殆ど有名無実に近いといつてもいい、かも知れない有様である。

不振の原因は種々あるだらう。しかし、最も大きな理由としては、陪審員に適任者が無いといふ点ではあるまいか。常識一点張りの判断のみでは、決定し難い場合が少なく、しかも、その常識たるや、いはゆる常識の範囲を出でないところの極めて低度のものであるとしたら、一層心細からざるを得ない。

現行法によれば、陪審員たる資格より除外されるものは、多くは民間のインテリであり、最も常識に富み法律知識をもちへてゐるものである。

故に、たま／＼陪審の席に列する者は、検事の主張に無条件の共鳴をなすもの多く、自信をもつて事に当るほど、堅実

な信念あるものは、極めて少いだらうというて差支へない。

か、有様では、折角の陪審も無価値たらざるを得ない。

さらに、不振の理由として挙げらるべきは、国民性が、罪の有無に関せず、法廷に立つこと自体を恥ぢ、多くの人に見られまいとする風のあることから、被告が陪審を避けたがる点である。容易に改廢の行はるべきものでない法律ではあるが、なほ研究の余地はあるだらう。

(注) この「中国新聞」(昭和一一・六・五夕刊)の記事では、「陪審員に適任者が無い…陪審の席に列する者は、検事の主張に無条件の共鳴をなすもの多く、…か、有様では、折角の陪審も無価値たらざるを得ない。」とある。しかし、仙台では、これとは反対に、知識階級の陪審員候補者が忌避され、農工商のみから構成された陪審員が無罪の答申をしたことから、問題となっている。

すなわち、昭和一一年五月、仙台では、放火事件について無罪評決が出されたのに対し、仙台市内の全新聞と東京新聞全宮城版が、一斉にしかも同一資料同一論調で、陪審員による無罪評決と、弁護士が知識階級の陪審員を忌避して、農工商のそれ採ったことを非難し、「裁判の公正を如何せん」と抗議したので、同年七月、弁護士福島一郎が、「陪審制への抗議について」と題する論文(昭和一一・五・三〇付)で、そのような批難は陪審制度に対する無理解・無知から来していると反論している(『法曹公論』430、昭和一一年七月)。

しかも、昭和一一年八月三〇日、検察事務視察のため仙台を訪問した光行次郎検事総長が、記者会見において、仙台の陪審の答申に無罪が多いことを批判する意味の談話をしたという記事が、「河北新報」(昭和一一・九・一)に掲載されたのに対して、仙台弁護士会は抗議をし、陪審裁判の精神を否定し、国法の尊厳を冒瀆する言辞である、速やかにその責任の帰趨を明らかにせよとの建言書を、林頼三郎司法大臣に提出している。光行検事総長は、同年二月一八日、同年二月の二・二六事件の際にとつた検察指揮を理由として、辞任している(前掲・林正宏「仙台の陪審裁判について」、『仙台弁護士会史』、仙台弁護士会・昭和

五七年一月、二二三頁。

これに関しては、前掲・浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——」に、当時の仙台地方裁判所次席検事山井浩の談話と資料（同書、六二―一〇二頁）、および浦辺による批評（同書、一一二―一六頁）がある。

13 「陪審法改正 集団放火事件で欠陥が判明」（「芸日」昭和二二・六・三〇）

司法省では、さきの神奈川県下に発生したる集団放火事件の関係者が、膨大且複雑なるため、法律専門家ならざる通常人が陪審員として正鵠を得たる判断をなすことが、初めから不可能なるのみならず、三ヶ月前後の審理期間中、陪審員として宿舎に拘束又は自宅で面会に制限を加へることが、きわめて困難なる事実を鑑み、集団的犯罪に陪審法を適用せざるやう、現行法に改正を行うこととなり立案中であつたが、二十九日までにはやく起草を了する予定となつた。よつて、塩野法相は、二十八日夜、麴町の私邸に近衛首相を訪問、同法案を特別議會に提出する意向の下に、二十九日の閣議にはかり、直に御諮詢の手續を取ることにまつた。

右につき、塩野法相は左の如く語る。「今夜首相をお訪ねしたものは、陪審法を改正、特別議會に出したいので、それを検討のため、夏休み前に至急提出する必要があるので、この点諒解を求めたのだ。なほ、この外、司法内の実情、特に司法官の待遇改善の必要を縷々説明しておいた。」

（注）特別国会へ提出する陪審法改正案は、陪審法中に「共同被告人が多数で被告事件が複雑な場合において、公判の審理に長期間を要し、陪審員の滞留の場所および他人との交通を著しく制限するときは、陪審の評議に付さないことが出来る。」という趣旨

の一条を追加するものであった（「中国」昭和一二・七・三。『帝国議会衆議院議事速記録』69・第七一・七二回議會、東京大
学出版会・昭和五九年一〇月、七七頁）。この改正案は、第七一回帝国議会衆議院に提出されたが、東京弁護士会と日本弁護士
協会が協同で反対決議をしたほか（「法律新聞」昭和一二・八・一〇）、審議の過程で反対論が強く審議未了で終わり、次の第七
二回帝国議会には上程されなかった（『帝国議会衆議院委員会議録』81・昭和編・第七一回議會、東京大学出版会・平成七年二
月、三七一頁。『日本国会百年史』中巻、国会資料編纂会・昭和六二年六月、四〇七頁）。

14 「陪審法無用視一時停止か」（「中国」昭和一五・一一・一二）

去る昭和三年から施行された陪審法は、国民の司法参与として、最初は相当の期待をかけられてゐたが、実際においてはその期待を裏切り、陪審裁判を希望するものは非常に少なく、殊にこの三、四年來は、一年間を通じわづかに三、四件に過ぎない状態である。

しかるに、陪審法が存在するために、全国の市町村役場においては、毎年直接国税納付者を有資格者とする陪審員候補者名簿を作成する義務を負はされてをり、これが事変発生以來、地方自治団体の事務が激増してゐる市町村役場にとつては、大なる負担となるので、司法省当局に対し無用の長物化してゐる陪審法は、これを廃止されたいといふ陳情が殺到してゐる。

一方、司法部においても、毎年千五、六〇〇件内外の法定陪審事件があるにもか、はず、その大部分が辞退してゐる、かくのごとき、国民が陪審裁判を嫌忌する原因としては、陪審事件に附されたものは、控訴上告することを許されない規定になつてゐるので、この点を考慮する結果にもよるが、本質的には陪審裁判がわが国情に適しない結果によるものであるから、むしろこれを廃止すべきである、との論が有力に台頭してゐるので、司法当局においても、明年度予算編成に関

連して本問題を取上げ、存続するか否かの判断を下すことになった。

しかして、善後方法としては、左の三案が考慮されてゐるが、事変中にかぎり停止すべしとの論が有力である。

一、陪審法を全然廃止する案

一、陪審法の施行を一時停止する案

一、陪審員候補者の任期を四ヶ年位に延長して、名簿調製の手数と経費を節約する案

(注1) こ、でいう事変発生とは、昭和一二年七月七日蘆溝橋事件から始まる支那事変（日中戦争）を指す。

(注2) このときは、陪審候補者名簿は四年毎に調製することになった（昭和一六年法律第六二二号・昭和一六年三月一二日公布）。

(注3) 陪審法は、昭和一八年四月一日、その施行を停止された（昭和一八年法律第八八号）。

岡原昌男「陪審法ノ停止ニ関スル法律」に就て（『法曹会雑誌』第21巻第4号、昭和一八年四月）は、陪審法の施行停止の理由を説明して、「要するに、陪審法の施行に依り市町村、一般国民、裁判所及検事局が費して居た、相当の時間労力物資及費用を節減し、此の際、之を戦争遂行上より一層有効な方面に結集することを得しむる為、陪審法の施行を一時停止せんとするものであつて、戦時下緊迫せる諸般の事情に鑑みるときは、全く妥当の措置と云ひ得る。元来我国の陪審制度は、民衆をして裁判に関与せしめ、犯罪事実の有無につき常識ある判断を為さしめ、以て裁判に国民の法的意識感情を注入せんとする、高遠な理想の下に設けられたるもので、其の運用の妙を得るときは、平時に於ては寧ろ望ましいものと云ひ得よう。陪審の評議に付せられる事件数が逐年減少して居るにも拘らず、今遽に陪審制度を廃止せず、単に施行停止に止めて戦争終了後、之が再施行を考慮せんとした趣旨は、即ち茲に在る。」という。そして、「戦時下に於ける陪審制度の停止は、独り我国に於てのみ考へられたものではない。」と、第一次世界大戦の際の独英の例を挙げてゐる。

なお、陪審法はなぜ施行を停止したかについては、前田英昭「国会の先例は語る（82）大正の陪審法——なぜ施行を停止したか——」（『国会月報』第48巻630号、平成一三年六月）も参照されたい。

(注4) 陪審法は、「大東亜戦争(注、昭和二年勅令第一六一号で、「今時の戦争」と改正)終了後再施行するものとし、其の期日は各条に付勅令を以て之を定む」(昭和一八年法律第八八号)とされ、現行「裁判所法」第三条第三項には、「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない。」と規定されている。しかし、陪審法と同じく国民が裁判に参加する制度である、参審制度系の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成一六年五月二八日法律第六三号)が制定されたので、陪審法が再施行されることはないであろう。

(注5) 広島控訴院管内弁護士大会でも、「陪審制度の廃止」が、議題として提出されたことはあるが、可決されることはなかった。昭和五年四月二日、鳥取市因幡銀行ビルにおいて開催された広島控訴院管内弁護士大会の議題に附された、「陪審制度廃止の件」は、時期尚早ということで、否決された(「法律新聞」昭和五・五・二〇)。

次に、昭和八年一月一日、広島階行社において開催された広島控訴院管内弁護士大会でも、松江弁護士会から提出された大会議案のうち「陪審制度の廃止」の件は、否決されている。提案趣旨は、「其制度自体何等論難すべきものなけれども、之が運用方法に於て極めて遺憾の点多し。例へば、裁判長の説示及陪審を求むる場合、殆んど弁護人の弁護或は陪審員の存在を無視し、陪審制度の真髓を抜去りたるの感あるものあり。裁判所に於て一層の考慮せられざるあらざれば、寧ろ廃止せらるゝに如かず。」であった。この大会では、岡山弁護士会提出の「陪審法一部改正のこと。(1)裁判所の説示に改良を加え、(2)被告人に再陪審請求の上訴権を与へられたきこと。」が可決されている(「法律新聞」昭和八・一一・二三)。

そして、昭和十三年一〇月一日、松江市公会堂において開催された広島控訴院管内弁護士大会でも、松江弁護士会提案の「陪審法の活動を盛んならしむる為、速に該法の改正を講ぜられむことを、当局に要望するの件」が、可決されている(「法律新聞」昭和一三・一〇・二五)。

昭和十五年一〇月二七日、広島市袋町小学校大講堂で挙行された広島控訴院管内弁護士大会では、鳥取弁護士会提案の討議題「陪審制度は、之を廃止すること。」は、留保されて、可決はされなかった(「法律新聞」昭和一五・一一・一五)。

六 おわりに

本稿は、平成一八（二〇〇六）年二月九日（午後一時三〇分～三時三〇分）、広島修道大学図書館会議室において開催された、「広島修道大学『明治期の法と裁判』研究会」第三回研究会において、増田修が報告した「広島における陪審裁判——昭和初期の芸術日日新聞・中国新聞ならびに刑事判決原本を中心にしてみる陪審裁判——」の原稿を、大幅に増補し、整理したものである。

この研究会には、鳥越健治広島高等裁判所長官、大本和則広島弁護士会長、石本俊憲広島県立文書館長をはじめ、裁判官、弁護士、大学教員、文書館職員など二〇名が参加し、「広島における陪審裁判」に関して、質疑応答・意見交換が行われた。

なお、この研究会では、研究会の本来の目的である、加藤高による「山口裁判所（明治九年三月開設）決議録」についての資料紹介、および紺谷浩司による「平成一八年度に実施した中国地方の裁判所・検察庁における資料調査」などの活動についての報告も行われた。

（注1） 広島高等・地方検察庁からは、樋渡利秋検事長は他に所用があり、坂井靖検事正が出席の予定であったが、当日は風邪のため体調不良で欠席された。刑事判決原本の閲覧・謄写に当たっては、広島地方検察庁渡邊清総務部長の全面的な協力により、広島における陪審事件の判決を調査し、紹介することができた。

（注2） 広島地方検察庁における陪審事件の刑事判決原本の調査は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の会員である、増田修（弁護士・広島弁護士会所属）、紺谷浩司（広島大学名誉教授、西南学院大学大学院法務研究科教授）、加藤高（広島修道大

学名譽教授)、緑大輔(広島修道大学助教)が、協同して行なった。陪審裁判の刑事判決原本は、紺谷がデジタル・カメラで撮影した。

また、『芸備日日新聞』・『中国新聞』の記事は、増田が収集した。それらの新聞記事は、「広島代言人組合沿革誌」(『修道法学』第28巻第2号、平成一八年二月)の続きである、「広島弁護士会沿革誌」明治・大正・昭和戦前編を執筆するために、資料として収集したもの、一部である。

(注3) この(資料紹介)のうち、「一ないし六」の本文執筆、ならびに【資料二】「広島における陪審裁判」―【広島新聞】の記事―のファイル作成は、増田が行なった。【資料一】「広島における陪審裁判」―刑事判決書―、および【資料三】「広島における陪審裁判」―『芸備日日新聞』の記事―のファイル作成は、紺谷が行った。なお、この(資料紹介)の「解題」は、緑が執筆し、「平成17・18年調査活動記録」は、加藤が執筆した。

平成17・18年調査活動記録―広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会―

当年の調査活動を整理し、これを当年度内に公表するという約を果すことが、身辺多忙の裡にできなくなってしまった、という失態を演じたことは遺憾という他ない。以下では平成十七年・同十八年の二年間にわたる当研究会の調査活動を摘記することでその責を塞ぐことにしたい。

平成十七(二〇〇五)年一月八日(土)、二十二日(土)午前十時頃から午後四時過迄、当会員紺谷浩司(西南学院大学法科大学院法務研究科教授、広島大学名誉教授)、増田修(広島弁護士会弁護士)、加藤高(広島修道大学名誉教授)が、前年に続き広島大学法学部所管の明治期民事判決原本調査を継続した。明治期を中心とする元広島・山口等地裁判本庁所管民事判決原本の写真撮影を含む調査を吉原法学部長(当時)の諒承を得て行ったものである。なお以下の調査活動は

すべて前年の続行であり、現在に至っている。すなわち調査対象、調査事項等もすべて前年の継続であるから、会の特記事項を除くほかは簡潔に摘記するに留める。明治期全般の、現在裁判所（地方裁判所を主とする）が所蔵する民（刑）事裁判に関する記録帳簿類の現状を調査し、記録化し（写真撮影等を含む）、そしてすでに国立公文書館に移管され、一部は研究者に公開利用されている民事判決原本「最近刑事判決原本も明治十五（一八八二）年以前の分は、すでに全国地方検察庁より国立公文書館に、民事判決原本と同様「史料」として移管されたと聞いている（平成十七（二〇〇五）年五月二日加藤の調査メモによれば増田氏よりの情報で某検察庁より明治十五年治罪法制定以前の「刑事判決原本」の国立公文書館移管が早急に実現される由であった」と同じく、これら裁判記録帳簿類（たとえば民（刑）事等事件簿―明治前期これら記録簿は、「訴状受（請）取（附）簿」あるいは「番外受附簿」等々と稱されていた）も、当時の裁判の実情を明らかにする上では、必要不可欠の「史料」として、後世の研究者に益すると信じ、残して伝えていきたい、という思いを共有している有志が、研究会を作ったという事は前に触れた。その結果広く裁判所関係者―調査を開始した平成九（一九九七）年当時から、広島高裁歴代長官をはじめ、広島地裁、山口地裁、松江地裁の各歴代所長、同上地裁の各支部長―たとえば山口地裁萩支部、同上岩国支部、松江地裁管内木次簡裁などおよび多くの関係職員の方々の御理解と御協力を得ることができ、現在に及んでいることを改めて謝意を込めて附記しておきたい。

平成十七（二〇〇五）年一月十七日山口地裁岩国支部（以下「山口」、「岩国」と略す）の調査、同月二十四日は山口調査、同月三十一日広島地裁（以下「広島」と略す）調査、二月四日広島調査、二月十七日山口調査、二月二十一日広島地方検察庁（以下「広島地検」と略す）所管の「刑事判決原本」調査、三月七日広島調査、三月八日岩国調査、三月二十四日山口調査、なお三月一日広島大学（以下「廣大」と略す）調査を行った。四月五日広島調査、

四月十一日岩国調査、四月十九日山口調査、四月二十日広島地検調査。五月は十六日岩国、二十三日に広島、二十四日広島、三十日山口、とメモ書きがある。六月二十日岩国のみ調査、三名の日程調整が不能のため。七月は四日広島調査、十一日山口、二十五日岩国、三十日広島調査、八月は三日広島、八日広島、二十二日と二十三日は山口で調査、三十一日岩国調査、九月は十二日広島、二十日岩国、二十六日山口へ各調査。十月は十七日岩国、二十四日山口、二十九日広島、三十一日広島へ各調査。十一月は七日広島地検、十二日広島、十四日岩国、二十一日山口、二十八日広島へ各調査。十二月は十三日山口調査の他、十七日午後一時半から午後四時迄、広島市中区千田町三丁目広島県立文書館二階会議室を当研究会々場に研究報告会開催、演題は「広島法律学校沿革史」講師は会員増田修で、明治二十年から同二十九年まで広島法曹三者が協力して創設開校し、多数の人材を養成した専門法律学校の存在と活動を当時の新聞や官報などを丹念に調査収集し復元した（修道法学二八巻一号平成一七年九月に掲載）。当日の出席者には広島高裁鳥越健治長官、広島高検横田尤孝検事長、広島家裁鈴木敏之所長をはじめ多数の出席者があった（なお当日の会場設定等は専ら広島県立文書館研究員数野文明氏の御高配に寄るものであったことを感謝と共に附記する）。引きつづき平成十八（二〇〇六）年の調査活動を摘記して見よう。一月は十日岩国、二十一日広島、二十三日山口、二十四日広島と紺谷、増田、加藤の三名が各調査を行う。二月は十三日山口、二十日広島地検、二十七日広島を各調査、三月は六日広島、十三日岩国、十四日広島地検、二十二日広島、二十八日山口と各調査、四月は十一日岩国、十七日広島へ各調査、五月は十五日山口、二十二日岩国、二十九日広島へ各調査、六月は六日岩国、十二日山口、二十六日広島、二十七日広島地検へ各調査、七月は三日岩国、十八日広島地検、二十四日山口、三十一日広島へ各調査、八月は七日広島地検、二十一日岩国、二十二日広島、三十日山口へ各調査、九月は十一日広島地検、十三日広島、十九日岩国、二十五日山口へ各調査、十月は二日山口、十六日岩国、二十四日広島

地検、三十日広島へ各調査、十一月は十四日広島地検、二十日(二十一日)山口、二十七日広島へ各調査、十二月は四日広島地検、九日は当研究会報告会(後掲)、十八日山口、二十五日広島へ各調査、とメモ書きしている。これによれば二〇〇六(平成十八)年十月十六日には山口地裁岩国支部所蔵の明治期民刑事裁判史料(記録帳簿類)の調査は一応終了したが、これらの目録整理の後、近い内にその史料全容を紹介する予定である。

ところで平成十八(二〇〇六)年十二月九日(土)午後一時半より同四時過ぎまで広島修道大学図書館会議室に於いて、当研究会報告会(第三回)を行う。会員増田修(広島弁護士会所属)が、昭和初年、広島の高検地検に於いての主報告を行った。近い将来に実施される裁判員制度にとって、大正、昭和初年代、日本に行われた陪審裁判の実情解明は貴重な教訓を与えるのではないか、との考えから、増田修は広島県内の当時の新聞記事を丹念に調査収集し、また広島高検地検関係各位の御理解と御協力を得て、広島地検所蔵の刑事判決原本を調査の結果、判明した広島地裁における陪審裁判例を整理報告したもので、他に陪審立法過程の史料も収集、資料として提供された労作である(当報告の内容は修道法学本号に「資料紹介」として掲載)。他に当年の研究調査報告を会員紺谷浩司が、司会その他は会員加藤高が担当、多数の出席者を得たが、その中に鳥越健治高裁長官、元広島高裁判事草野芳郎氏、広島高裁判事廣田総氏、大本和則広島弁護士会会長をはじめ、広島修道大学法科大学院の植田研究科長その他法科大学院関係教員、弁護士が多数出席する中で、広島県立文書館の石本俊憲館長、同館数野文明氏も出席頂き、質疑も多く交わされ、有意義な一刻を過ごした。(文責 加藤 高)

【資料一】 広島における陪審裁判——「刑事判決書」——

「広島における陪審裁判」に関する判決書は、広島地方検察庁に保存されている。資料として掲載するに当たっては、被告人、証人、被害者などについては、姓名のうち姓はローマ字で、町村名・番地、生まれた月・日は、□で表示するなどした。

なお、⑤「竹原町の手柄の放火事件」（昭和四年四月二七日判決）は、現在は保存されていない。

① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」

昭和三年（一）二二三号

昭和三年十一月二十三日宣告
昭和三年十一月二十九日確定

判決

本籍 広島県沼隈郡□□村□□□□番地
住所 右同

農

S T 武 夫

明治四十二年□月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事榎田忠美関
与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如
シ

広島における陪審裁判

主 文

被告人ヲ懲役壹年ニ処ス

訴訟費用中予審及公判ニ於テ証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負
担トス

理 由

被告人ハ昭和三年九月二十九日広島県沼隈郡□□村I I喜一方ニ
於テ開催セラレタル同村氏神八幡神社御神輿昇慰勞ノ宴ニ於テ飲
酒酩酊ノ末同家向側ナルU N與一方ニ到リ右酒宴ノ世話係O D彌
市ニ対シ酒ノ不足ヲ告ケ更ニ購入スヘキコトヲ求メタルニ同人ヨ
リ拒絶セラレ且同所ニ居合ハセタルM K房一ヨリ罵倒セラレタル
為メ右房一ノ言動ニ憤懣シ之ニ報復ヲ為サントシテ直チニ自宅ニ
立帰り日本刀ヲ携ヘ再ヒ與一方ニ引返シ来リタルモ房一ノ所在不
明ノ為メ其行衛ヲ搜索ノ折柄同村S T 桑次郎方南道路ニ於テ被告
人ノ遠縁ナルS T 勘一カ、被告人ヲ宥メテ之ヲ取押ヘント為シタ
ルトコロ被告人ハ之ヲ憤リ其場ニ於テ突如所携ノ日本刀ヲ以テ勘
一ニ斬付ケ因テ同人ノ左頬部左口角ノ稍後方ヨリ左外聴道口及ヒ
耳翼中央ヲ横断シ乳嘴突起ノ中央部ニ至ル長サ十三糎深サ二、五
糎ノ切創外左頸部、左上髮際ノ二ヶ所ニ各切創全治約三十日ヲ要
スル傷害ヲ蒙ラシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四條ニ該当スルヲ以
テ、懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役壹年ニ処ス
ヘク訴訟費用ノ負担ニ付キ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ヲ適

ハ資料紹介ノ

用シ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月二十三日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事

判事

判事

宮脇幸治印

河辺義一印

本田等印

②「広瀬町の美人仲居殺し事件」

昭和三年(一)一六九号

判決

上訴審ヨリ返還昭和四年 六月二七日

昭和三年十一月三十日宣告
昭和四年 五月 三日確定

本籍 広島市〇〇町〇〇番地

住居 全上

青物商

N I 義 一

明治二十五年〇月〇〇日生

右ノ者ニ対スル窃盜殺人被告事件ニ付本裁判所ハ檢事榎田忠美関
与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲナシタル上判決スルコト左ノ如
シ

修道法学 二九卷 二号

四九六(二六四)

主 文

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ノ三分ノ一及予審並公判ニ於テ証人ニ支給
シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ二十三年以前ニ妻帯シタル事アルモ禿頭ナル為メ妻ニ嫌
ハレ離別トナリ爾來独身生活ヲ続ケ来リタル処昭和三年五月十三
日頃広島市〇〇町Y M マサ方全居仲居業O M ハマヨト情交ヲ結ヒ
其後全人ニ対シ金品ヲ贈与シテ關係ヲ持續シ居ル中ハマヨハ他ニ
情夫ヲ持チ被告人ヲ嫌悪スルニ至リ被告人ヨリ金品ヲ受ケナカラ
情交ノ要求ニ応セス被告人ハ悶々ノ情ニ堪ヘサル折柄全年八月五
日深更ハマヨノ稼業先タル全市〇〇町S E 飲食店ニ到リ戸外ヨリ
窺ヒタルニハマヨハ他ノ男ト酒間ニ嗜々セルノミナラス情交ヲナ
セルカ如キ状況ナルヨリ被告人ハ嫉妬憤激ノ極ハマヨヲ殺害セン
ト決意シ翌八月六日午前零時過頃全市〇〇町金物商T S 武士之
助方店頭ヨリ全人所有ノ匕首一本(価格七円)ヲ窃取シ之ヲ携ヘ
テ前記S E 飲食店ニ立歸リタル処ハマヨハ既ニ全家ヲ立出テ居ル
ヨリ其後ヲ追ヒ全六日午前一時過頃全市〇〇町広瀬神社鳥居前ノ
路上ニ於テ右匕首ヲ以テ全人ノ背部ヲ突刺シ右肺ニ貫通セル刺創
一個ヲ加ヘ全人ヲシテ之ニ基因スル内出血ノ為メ即死セシメ所期
ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為中窃盜ノ点ハ刑法第二百三十五條ニ殺

人ノ点ハ全法第九十九条ニ各該当スルトコロ以上ハ全法第四十五條前段ノ併合罪ナルヲ以テ殺人罪ニ付有期懲役刑ヲ選択シ全法第四十七條第十條ヲ適用シ重キ殺人罪ノ刑ニ全法第十四條ノ制限内ニ於テ法定ノ加重ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ懲役八年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條陪審法第六條第一百七條ニヨリ其負担ヲ定ムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和三年十一月三十日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事	宮脇幸治	印
判事	河辺義一	印
判事	本田等	印

②—2 「広瀬町の美人仲居殺し事件」

昭和四年(刑)第二六号

昭和四年五月三日宣告

判決書

本籍並住居広島市□□町□□番地

青物商

N I 義一

明治二十五年□月□□日生

右殺人窃盜被告事件ニ付昭和三年十一月三十日広島地方裁判所ニ

広島における陪審裁判

於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ヲ判断シテ為シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ハ之ヲ破毀ス

被告人ヲ懲役八年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ノ三分ノ一及予審並公判ニ於テ証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理由

弁護人秦良一上告趣意書第一点裁判長ハ説示ヲ為スニ当リ弁護人ノ弁論ニ対シ四点ニ亘リテ反駁の意見ヲ述ヘタルハ其ノ説示不法不当ナルモノト信ス即チ第一弁護人ノ弁論中「凡ソ人ノ罪ヲ定メルニハ証拠ニ依ラネハナラヌ証拠トハ当公判廷ニ於ケル証人ノ申シタコト裁判所カ御採用ニナツタ予審判事ノ調ヘラ書イタモノ其ノ他テアル假令之ハ斯ウタト思ツテモ証拠カナケレハ罪ヲ定メルコトハ出来ナイノテアル其ノ証拠中ニハ信スルニ足ルト云フモノモアレハ半信半疑ヲ起スモノモアル即チ殺シタノタラウトカ又ハ或ハ殺シタノカモ知レヌト云フ処マテハ考ヘラレルカ今一步進ンテ事實ハ斯々々問違ヒナイト云フ所マテニハ今少シ距離カアルト云フモノモアル一寸茲テ申上ケテ置クカスフ云フ風ニ半信半疑ノ場合ニハ殺サヌト定メナケレハナラヌ疑ハシキハ被告ノ利益ニ釈ルト云フコトハ刑事訴訟即チ人ノ罪ヲ定メル時ノ大原則テアル兔ニ角色々ノ証拠ノ中ニハ信スルニ足ルモノト左様テナイモノトカアル夫レヲ如何才採リニナルカハ陪審員諸君ノ自由テアル(中略)

茲ニ於テカ陪審員諸君ノ常識カ役立ツノテアツテ証拠ニ依ツテ殺サスト云フ方ヲオ探ニナルカ又ハ殺シタト云フ方ヲオ探リニナルカ此ノ点カ諸君ノ公正ナル常識ヲ以テ判断セラル、点テアツテ其ノ外ニ諸君カ頭ヲ痛メラル、コトハナイノテアル」尤モ之ヲ一件記録ニ就テ見レハ「秦弁護人ハ疑ハシキハ輕キニ從フト云フコトハ刑事訴訟法ノ大原則ニシテ是ハ確信ニ從フト事件ヲ判断スヘキコトヲ意味スルモノニシテ証拠ニ依ツテ事件ヲ判断スル場合ニ有罪ナリト確信スル場合ト無罪ト確信スル場合ト半信半疑ノ場合トアリテ有罪ナリト確信スル場合ニ限り有罪ノ判断スヘキモノニシテ無罪ナリト確信スル場合ハ勿論半信半疑ノ場合ハ輕キニ從ヒ無罪ト為スヘキモノナリ」トアルニ對シ裁判長ハ「昨日弁護人ノ弁論中疑ハシキハ輕キニ從フト云フコトハ刑事訴訟法ノ大原則ナリトノ弁論アリタルカ左様ナ諺ハアレトモ刑事訴訟法ニハ斯カル規定ハ存在セス此ノ諺ハ公平ニ判断シ罪アルモノハ罰シ罪ナキモノハ罰スヘカラスト云フ趣旨ニ解スヘキモノニシテ事件ノ判断スルコトカ困難ナルモノハ罪アルモノモ罪ナキモノトシテ罰スヘカラスト云フ趣旨ニアラス困難ナル事件ト雖冷靜ニ公平ニ其ノ事實ノ真相ヲ捉ヘテ審判スルノカ裁判ノ本旨ニシテ陪審員各位ハ此ノ裁判ノ基本トナルヘキ事實ノ判断ヲ為スヘキ職責ヲ有スルモノナレハ最モ冷靜ニ公平ニ事實ノ真相ヲ判断スヘキモノナリ」ト説示セリ而シテ此ノ裁判長ノ説示ハ却ツテ弁論ノ内容ヲ不当不法ナルモノニ改悪セルモノニシテ陪審員ノ公正ナル判断ヲ惑ハスモ亦甚シ

キモノナリ即チ(一)諺トハ何ソヤ其ノ意味不明ナリ(二)罪アルモノハ罰シ罪ナキモノハ罰スヘカラスト云フコトハ單ナル諺ト見ルヘキモノニアラス(三)何人モ「事件ノ判断スルコトカ困難ナルモノハ罪アルモノモ罪ナキモノトシテ罪スヘカラスト云フ趣旨」ノ弁論ヲ為セルモノナシ(四)其ノ直後「困難ナル事件ト雖云々」ト其ノ前ノ「困難ナルモノハ罪アルモノモ罪ナキモノトシテ罰スヘカラスト」ト云ヘルコトト併セ考フレハ裁判長ノ謂フ冷靜ニ公平ニ捉フヘキ事實ノ真相トハ有罪トシテノソレナルコトヲ示セル疑ヒヲ起サシムルコトモ充分ニシテ不法ナリ然ラサレハ裁判長ノ此ノ説示ハ意味ヲ為サス第二弁護人ノ弁論中其ノ結論トシテ「呉々モ証拠ノ中ニ或ハ殺シタカモ知レヌトカ又ハ殺シタノタラウ位ナ半信半疑ヲ起サセルモノカアツタナラハソソナ半信半疑テ人ノ罪ヲ定メルコトハ不可ナイノテアルソソナ半信半疑ハ綺麗サツパリト水ニ流サナケレハナラヌ百人ノ罪人ヲ遁カストモ一人ノ冤罪ヲ罰スヘカラスト之カ陪審法ヲ制定セラレタ大精神テアル(中略)諸君ハ此ノ陪審法ニ依ツテ被告人カ殺シタカ如何カヲ才定メニナルノテアルカラ最モ冷靜ニ判断シテ貰ヒタイ」尤モ之ヲ一件記録ニ就テ見レハ「要之本件ハ疑ハシキ事件ニシテ疑ハシキハ輕キニ從フト云フコトハ刑事訴訟法ノ大原則ニシテ又百人ノ罪アルモノヲ遁カストモ一人ノ罪ナキモノヲ罰スヘカラスト云フ事モアルニ付本件ハ被告人ノ利益ニ解釈スヘキ案件ナル旨弁論シタリ」トアルニ對シ裁判長ハ「又百人ノ罪アルモノヲ遁カシテ一人ノ罪ナキモノヲ罰スヘカ

ラストノ弁論アリタルモ這ハ罪ナキモノヲ罰スヘカラサルコトノ
比喩ニシテ事件カ複雑ニシテ判断スルコトカ困難ナルモノハ遁シ
テ罪ナキモノトスヘシト云フ趣旨ニアラス」ト示セリ之実ニ弁
護人ノ弁論ヲ曲解セルモ甚シキモノニシテ弁護人ハ事件カ複雑ニ
シテ判断スルコトカ困難ナルモノハ遁カスヘシト論シタルニアラ
ス（中略ノ個所ハ陪審法定理由ヲ述ヘタルモノナリ）斯ク裁判
長ハ殊更ニ諺トカ比喩トカノ言語ヲ用ヒテ弁護人ノ弁論ノ趣旨ヲ
改悪セルモノニシテ之畢竟スルニ有罪意見ヲ持シテ弁論ヲ反駁シ
タルニ外ナラス蓋本件ハ有罪意見ヲ以テ見サレハ別ニ困難ナル事
案ニアラス第三弁護人ノ弁論中「予審ノ自白カ真意カラ出タモノ
テアルカ如何カラ考ヘル前ニ夫レト密接ナ關係カアル広島西警察
署カヤツタコトヲ見ル必要カアル其ノ前ニ考ヘテ見タイコトハ
吾々国民ハヨク人權蹂躪問題ヲ耳ニスル警察カ被告人ト睨ンタ者
ノ自白ヲ強要スルタメニ拷問ヲスルト云フコトヲ聞クカ一体ソソ
ナ事カアルタラウカ今例ヲ二ツ挙げテ見タイ一ツハ和歌山市ニ於
テ弁護士ヲ殺傷シタト云フ事件テアル如何シテ弁護士カソシナ酷
イ目ニ逢ツタノテアルカト云ヘハ和歌山警察署司法主任ノ木滑警
部カ岩橋ト云フ裁判所書記ヲ拷問シタノテ人權蹂躪問題カ起ツタ
カラテアル今一ツ此ノ人權蹂躪問題ニ付テ裁判所ハ如何云フ風ニ
見テ居ラル、カト云フト福島県ニ五人殺カアツタ福島地方裁判所
テハ死刑ヲ言渡サレタニ拘ラス宮城控訴院テハ今年七月十六日ニ
無罪ヲ言渡シタノテアル其ノ判決書ヲ見ルト其ノ中ニ斯ウ云フコ

広島における陪審裁判

トカ書イテアル「近時犯罪捜査ニ従事スル警察吏等カ往々功ヲ挙
クルニ急ニシテ被疑者ニ対シ自白ヲ強要スルカ如キ非難ヲ聞カサ
ルニ非サルヲ以テ云々トアツタ今本件ニ付テ見ルニ被告人カアノ
様ニ真ニ逼ツテ云ツテ居ルコトハ嘘テアロウカ被告人カ警察ヘ引
カレタ日カラ丁度六日目ノ九月十一日ノ夜明方ニ一寸体ヲ動かシ
タ何故身体ヲ動かスカト怒鳴ラレ「ハイ済ミマセス」ト云フト「サ
ウタラウ済マナカツタテアラウ早クソウ云フテ了ヘハ胸カスツト
スルテアラウ」ト云フ様ナコトカ自白スルニ至ツタ端緒トナツテ
居ルト申シテ居ルコトハ被告人ノ作り事テアラウカ被告人ノ云フ
コトヲ聞イテ居ルト実ニ真ニ逼ツテ警察ノ不法ヲ怒リタイ様ナ氣
分カ滿々シテ来ルノハ私独リテアラウカ私カ警察カ被告人ニ無理
ヤリニ白状サセタモノテアルト断言スルノテアル是カラ其ノ理由
ヲ述ヘテ見タイ」尤モ一件記録ニ依レハ「而シテ過般和歌山県下
ニ警察官ノ人權蹂躪問題ノ起リタルアリ又福島ニ於ケル五人殺犯
人カ無罪ニナリタル事件モアリテ近時警察官カ犯罪捜査ヲ為スニ
際シ被疑者ニ自白ヲ強要スルコトハ実例ニ乏シカラサルコトニシ
テ本件ハ被告人カ警察署ニ於テ五日モ連続シテ取調ヘヲ受ケ漸ク
自白ヲ為シタルモノナレハ其ノ自白ハ強要セラレタル虚偽ノ自白
ニシテ信ヲ措クニ足ルヘキモノニアラス」トアルニ対シ裁判長ハ
「更ニ又此ノ事件ニ付警察官カ被告人ニ虚偽ノ自白ヲ強要シタル
カ如ク他地方ノ警察官ノ不当ノ処置アリタルコトヲ引用シタル弁
論アリタルモ或警察官カ不当ノ処置ヲ為シタリトスルモ何人モ不

四九九（二六七）

当ノ処置ヲ為スモノト断定スルコトヲ得サルハ勿論ナルヲ以テ其ノ人其ノ人ニ付判断スヘキモノニシテ当法廷ニ現ハレタル証拠ノミニ基キ判断スヘキモノナリ故ニ本件ニ關係ナキ事實ヲ捉ヘテ本件ノ判断ヲ為スカ如キハ其ノ当ヲ得サルモノナリ」ト説示セリ之弁護人ノ引例ヲ攻撃セル趣意ナランモ其ノ不当ナルコト尙ホ後述スヘシ第四回弁護人ノ弁論中「第三三述ヘタル統論トシテ」先ツ警察ハO Mハマヨカ殺サレタ報ニ接スルヤ其ノ時ハマヨト同行者テアツタF T Tサイヲ其ノ日ニ取調ヘタ所同人ノ申ス所ニ依リ犯人ハ丈ノ高い白イ浴衣テ六方袖ト思ハレルヤウナモノヲ着タ年齢三十歳位ニ見ヘル男シカモ大ナ男ト目星ヲ附ケタノテアルソレカラ捜査方針ヲ第一痴情關係第二F T Tサイト間違ヘタルモノ第三強盜強姦ノ所為トシ其ノ日ニ被告人ハ痴情關係ノ分テ疑ハレ警察ヘ連れて行カレ其ノ留守中家宅捜査マテセラレタノテアルカ何等怪マレルホトノモノカナインノテ其ノ日ノ中ニ帰宅ヲ許サレタノテアル其ノ日ニハ被告人ノタメニ昨日当法廷ニ出タ証人ハ殆ント全部調ヘラレタノテアル警察ハ第一第二ニ付テ何等ノ手掛リカナインノテ第三ノ捜査方針ヲ採リソレコソ不眠不休ノ有様テ遂ニ前科ニ犯アルAN政雄ト云フ者ヲ捕縛シタノテアル今裁判長カ持つテ居ラル、記録ノ前ノ方ハ皆此ノAN政雄ニ関スルモノテアル斯クテ確証ヲ握ツタノテ検事局ヘ廻シタ所カ検事局テハ飽クマテモ痴情關係ナリトシテ不起訴トセラレタコトハ先程検事カ詳シク才述ヘニナツタ通りテアルソコテ本件ハAN政雄テナイトスレハ殆ント手

ノ附ケヤウカナイ程五里霧中ノモノトナツタノテアル當時西警察署テハ色々ノ問題カアリ管轄内ニ強盜カ潜伏シテ居ルト云フ疑ヒカアルカ未タ縛ニ付カヌ人心恟々タルモノカアリ又公務中ノ巡査カ龍紋製氷会社ノ自動車ヲ弄ンテ電車ヘ衝突セシメタト云フノテ世間ヲ騒カセタノモ此ノ頃テアル一方本件殺人事件ハ一月二モナルカ何等ノ手掛リカナイト云フ有様テアツタ其処テ如何云フ方針ヲ定メタノカ知ラナイカ九月六日ノ正午被告人カ一生懸命ニ商売ヲシテ居ル時ニ再ヒ警察ヘ連れて帰ツタノテアル此ノ点ハ昨日ノ証人Y G繁造ノ申ス所ニ依ツテ明カテアル茲テ一寸陪審員諸君ニ申上ケテ置キタイコトハ予審ニ於テハ或事件テ取調ヘタ被告人ニ対シテ証拠不十分テ免訴シタモノハ新タナ事實カ又ハ新ラシイ証拠ヲ発見シタ場合テナケレハ再ヒ調ヘルコトハ出来ナイコトニナツテ居ル之ハ警察テモ検事局テモ同シ精神テアルソコテ警察ニハトシテ新ラシイ手掛リカアツテ再ヒ被告人ヲ連れ帰ツタノテアルカ連レテ行クニ付テハ新ラシイ証拠テモ見付ケタノカト云ヘハ何物モナイノテアルソレテハ何故ニ連れて帰ツタノテアルカ若モ警察ニ於テ被告人ヲ無理ヤリニ白状サセヨウトスル積リテナカツタナラハ誠ニ無意味ナ連レ帰りヤウテアル併シ乍ラ無意味ニ連レ帰ツタト云フノテハ仮令被告人ヲ白状サセテモ面白クナイノテソコテ意味ヲ付ケタノハ泥酔徘徊シタ事實ニ依ツテ内務省令警察犯処罰令ニ該當シタカラ拘留六日ニ処シ取調ヘタ所カ遂ニ五日目ニ白状ヲシタト云フコトニシタノテアル」尤モ一件記録ニ就テ見レ

ハ「本件ハ記録ニ依レハ最初警察署ハOMハマヨヲ殺害シタル犯人ハ全人ノ痴情關係カFTサイノ痴情關係カ又ハ強盜殺人ノ所為ナルカトシテ其ノ方面ノ捜査ニ着手シ幾多人ヲ取調ヘタルモ得ル処ナク又AN某ヲ強盜殺人犯人ノ被疑者トシテ取調ヘタルモ之亦犯罪ノ嫌疑ナカリシ為困リ居リタルモノト思フ而シテ被告人ハマヨカ殺害セラレタル日警察署ニ於テ取調ヘテ受ケタルモ何等嫌疑ナカリシヲ以テ即日帰宅ヲ許サレタルモノナル処其ノ後九月六日何等ノ手掛リナキニ拘ラス被告人ヲ泥酔者トシテ勾留処分ニ付シ置キ五日間モ被告人ヲ取調ヘタル結果漸ク自白ヲ為シタルモノニシテ囊ノAN某ヲ強盜殺人犯人ト目シタルカ見込違ヒナリシニ付被告人ヲ殺人犯人トシタル事モ亦見込違ヒニアラサルカト思ハルナリ」トアルニ対シ裁判長ハ「次ニ本件ニ付OMハマヨカ殺害セラレタル際最初或人ヲ強盜殺人犯人トシテ檢拳シタル処見込違ヒナリシニ付本件モ亦見込違ヒニアラサルカトノ趣旨ノ弁論アリタルカ吾人ノ日常ノ經驗ニ徴シ物ヲ捜カス場合最初捜カシタル個所ニナク後ニ捜カシタル個所ニアルコトハ經驗スル所ニシテ此ノ場合ハ最初捜カシタル個所ニナカリシコトカ思違ヒナリシ為後ニ捜カシタル個所ニアリタルコトカ問違ヒトハ云フ事ヲ得サルモノナリ本件事案ノ当否ハ此ノ法廷ニ現ハレタル証拠ノミニ基キ冷靜ニ公平ニ且慎重ニ判断セラレ其ノ職務ヲ盡サレンコトヲ希望ス」ト説示セリ茲ニ至リテハ裁判長ハ檢事ニ代リテ弁論ヲ曲解シツツ之ヲ反駁シタルモノナリ而シテ其ノ後本件事案ノ当否トシ

広島における陪審裁判

テ此所ニ問題トナレル事柄ニ就テハ何等ノ説示ヲ為サス以上ハ極メテ不法不当ナル説示ニシテ弁護人ノ弁論ノ効果ヲ減殺スルモ亦甚シキモノナリ然ルニ記録ニ依レハ裁判長ノ以上ノ説示ハ説示ニアラスシテ諭告トシテ為シタル如ク記載シアルモ斷シテ諭告ニアラス裁判長ハ最終ノ被告人ノ供述終リタル後ニ於テ如上ノ説示ヲ為シタルモノニシテ之ヲ眞実ナリト肯定シ得ヘキ理由ハ(一)諭告ト説示トハ其ノ性質ニ差異アリテ其ノ混同ヲ許サス而シテ如上ノ事項ノ内容トスルモノハ一般的抽象の内容ヲ以テスル諭告ノ性質ニ反スルコト(二)説示ヲ為ス時機ニ於テ之ヲ為セルコト(三)説示前ニ於テ諭告ヲ為ス規定ナク又ソレハ許サレサルコト(四)其ノ後ノ説示ト問斷ナク連続シタルコト(五)弁論ノ内容殊ニ如上ノ第三第四ノ事項ハ本件ニ於テ最重大ナル争点トナルヘキモノ即チ本件起訴事實ハ公判廷ニ於テ被告ノ極力否認スル自白ニ基クモノニシテ其ノ自白ノ真否ニ関スル事項ナルヲ以テ被告人ノ供述ト相俟ツテ証人MS方時同YG繁造ノ供述ニ依リ説示事項ニ属スルコト(六)弁論ノ内容ニ於テ不当ナルモノアリテ陪審員ノ心得ヲ諭告スルニアラサレハ不公平ナル判断ヲナスカ如キ虞ナキコト即チ之ナリ而シテ陪審法ニ於テ不法不当ナル説示ヲ上告理由ト為シタルハ説示カ陪審員ノ評決ニ及ボス影響甚大ナルカタメナリ從テ説示ヲ為ス時期ニ於テ唯形式上諭告ナル言語ヲ用ユレハ其ノ内容如何ニ拘ラス説示ニアラストセハ之陪審員ニ對スル實質的影響如何ヲ顧慮セサル論ナリ裁判長ノ述ヘタルコトヲ陪審員ノ方面ヨリ見テ単ナル陪審員ノ心

得トシテ受容セラルヘキ事項ナルカ又ハ事件ノ説明殊ニ弁論ノ反駁若クハ矯正トシテ受容セラルヘキカヲ決定シ若モ後者ナリトセハ説示ノ時機ニ於テ之ヲ為セル以上仮令記録ニハ論告トアリ而シテ公正ナル判断又ハ冷静ナル判断等ノ言論カ繰返シ記載シアルモ其ノ實質ニ於テ説示ト見ルヘキモノニシテ本件ノ場合ハ後者ナルコト前述ニ依リテ明カナリ之裁判長ハ説示スルニ当リ弁護人ノ弁論ニ対シ反駁の意見ヲ述ヘタルモノニシテ不法ナリト信スル所以ナリ若夫レ裁判長ニ於テ之ハ説示ニアラスシテ飽クマテモ論告トシテ為シタルモノナリトスレハ之説示ヲ為ス時機ニ於テモ斯ル論告ヲ為スコトハ適法ナルモ説示トシテハ違法ナルコトヲ自認セルモノナリ果シテ然ラハ説示トシテ違法ナルモノヲ論告トシテハ適法ナリト認ムルコトヲ得ルヤ断シテ然ラス蓋説示ヲ為ス時機到来セルニ当リ説示トシテ適法ナルハ何ヲ苦シンテカ規定ナキ論告トスル必要アランヤ而シテ説示トシテ違法ナレハ論告トシテハ一層違法ナル理由アリ従テ裁判長ハ飽クマテモ論告ナリト主張スレハ論告ノ性質ヲ誤解シタルカ又ハ上告理由トナラサル様論告ヲ脱法のニ乱用シタルモノナリ若斯ル裁判長ノ行為ヲ許サルルニ於テハ裁判長ハ論告二名ヲ藉リテ事件ニ関シ意見ヲ述フル機会ヲ得而シテ之ヲ上告理由ト為スコトヲ得サル虞アリ之法ノ許サ、ル所ナリ要之原審ニ於ケル裁判長ハ不法不当ナル説示ヲ為シタルモノ然ラサレハ説示ノ時機ニ於テ不法不当ナル論告ヲ為シタルモノニシテ此ノ論告ハ原判決ニ影響ヲ及ホシタルコト多大ナリ其ノ何レヲ問

ハス原判決ハ破毀スヘキモノナリト云フニ在リ仍テ按スルニ我國ノ陪審制度ハ範ヲ欧米ニ於ケル所謂陪審制度ニ採リタルモノニシテ其ノ特色トスル所ハ裁判官ト常人(陪審員)トヲシテ各々別個ノ合議体ヲ組織セシメ陪審ヲシテハ犯罪ノ構成事實ノ存否ヲノミ評決セシメ裁判所ヲシテハ陪審ノ評決ヲ可トスル場合ニ於テ之ヲ採択シテ裁判スルコトヲ得シムルニ在リ故ニ裁判ノ主体ハ裁判官ヨリ成ル合議体タル裁判所ニシテ陪審ニ非ス陪審ノ評決スル所ハ裁判ノ一部タル犯罪ノ構成事實ノ存否ニ関スルノミニシテ法律ノ適用及刑ノ量定等ニ及ハサルモノトス然レトモ既ニ陪審ヲシテ犯罪ノ構成事實ノ存否テフ裁判ノ一部ニ関与セシムル以上法律知識ニ乏シキヲ常トスル常人タル陪審員ヲシテ裁判ノ何物タルカヲ知ラシメ且陪審ノ責務ノ重大ナルヲ悟ラシメ以テ其ノ評決ニ過誤ナカラシムルコトハ最モ緊要ノ事ナリト謂ハサルヘカラス此ニ於テカ陪審法ハ其ノ第六十九条ニ於テ裁判長ハ檢事ノ被告事件陳述前特ニ陪審員ノ宣誓前之二対シテ其ノ心得ヲ論告スヘキコトヲ命シ其ノ第七十七条ニ於テ裁判長ニ対シ弁論終結後陪審員ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題ト為ルヘキ事實並証拠ノ要領ヲ説示スヘキコトヲ命ス惟フニ説示ノ目的トスル所ハ陪審員ニ対シテ法律知識ヲ補充シ且ツ法廷ニ於テ陪審員ノ脳裡ニ雜然印象セラレタル事實關係ヲ整頓シ以テ適正ナル評決ヲ為サシメトスルニ在リ然レハ説示ハ必ス弁論終結後ニ於テ為スコトヲ要シ而シテ之ニ対シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得サルハ法ノ明定スル所ナリ蓋シ

其ノ之ヲ許サ、ルハ若シ説示ニ対シテ異議ヲ申立ツルコトヲ許スニ於テハ折角裁判長カ陪審員ノ腦裡ニ整頓シタル犯罪ノ構成ニ付テノ事實關係及之ニ対スル証拠關係カ攪乱セラル、ニ至ル虞アルヘケレハナリ之ニ反シテ諭告ノ目的トスル所ハ主トシテ陪審員ヲシテ其ノ職責ノ重大ナルヲ悟ラシムルト同時ニ審理ニ陪審員申ヲ為スニ付テノ行為ノ準則ヲ知ラシメ以テ職務執行上ニ於ケル覺悟ト注意ヲ促スニ在リサレハ法律カ諭告ヲ為スノ時期ヲ檢事ノ被告事件陳述前タルヘキ旨規定セルハ固ヨリ其所ナリト雖諭告ノ本質前述ノ如クナルヲ以テ諭告カ法ノ規定スル当初ノ一回ニ限ルノ要ナク裁判長ニ於テ必要ト認ムルニ於テハ説示ノ直前乃至直後ニ於テ時宜ニ從ヒ之ヲ繰リ返スモ毫モ妨ナキモノト謂ハサルヘカラス現ニ「オーストリヤ」刑事訴訟法第三百二十五条ノ如キハ裁判長ニ弁論終結後陪審員ニ対シテ公判ノ主要ナル結果ヲ要約シ且ツ成ルヘク簡單ニ被告人ノ利益又ハ不利益ナル証拠ヲ示スト同時ニ犯罪行為ノ法律上ノ要件及問題トナルヘキ法律上ノ用語ノ意義ヲ説明シ且ツ陪審ノ一般義務及評議評決ニ関スル規定ニ付注意スヘキ旨ヲ規定ス蓋シ我陪審法ニ於テ裁判長カ陪審員ニ対シテ説示設問ヲ為スニ当リテ右ノ如キ注意ヲ促スハ毫モ立法ノ精神ニ反ルコトナキハ勿論其ノ注意事項ノ如キハ之ヲ呼ンテ諭告ト称スルモ亦妨ナカルヘシ翻テ之ヲ本件ニ付テ按スルニ原審裁判長ニ於テ所論ノ如ク弁護人カ(一)疑ハシキハ輕キニ從フ(二)百人ノ罪アル者ヲ遁スモ一人ノ罪ナキ者ヲ罰スヘカラスト弁論シタルニ対シ此クノ

如キハ法諺ニシテ之ニ依リテ事件複雑ニシテ判断スルコト困難ナルモノハ罪アルモノヲモ罪ナキモノト為スモノナリト誤解スヘカラスト諭シタルカ如キ(三)弁護人カ他事件ニ付警察官署ニ於テ行ハレタル自白強要等ノ事實ヲ指示シタルニ対シテ当該被告事件ニ關係ナキ事實ヲ判断ノ資ニ供スヘカラサルヲ注意シタルカ如キ(四)弁護人カ本件ニ付警察官署カ一旦本件被告人ヲ檢挙シナカラ之ヲ釈放シ更ニ再ヒ之ヲ檢挙シタルハ見込違ナルヘキヲ論難セルニ対シ吾人ノ日常ノ經驗ニ徴シ物ヲ捜ス場合最初捜シタル個所ニナク後ニ捜シタル個所ニ在ルコトハ屢々アルコトニシテ此ノ場合ハ最初捜シタル個所ニナカリシコトカ思違ナリシ為後ニ捜シタル個所ニ在リタルコトカ間違ヒトハ云ヒ難シト説キタルカ如キ孰レモ陪審員カ評議答申ヲ為スニ付テ必要ナル一般經驗上ノ法則訴訟法上ノ心得等ヲ告知シタルニ止マリテ審ニ諭告ノ範圍ヲ出テサルノミナラス絶テ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シテ言及セルノ点ナキカ故ニ毫モ所論ノ如キ違法存在セス論旨ハ理由ナシ

第二点原裁判所ハ公判準備期日ニ於テ弁護人ノ申請ニ因ルSEトメヲ証人トシテ採用セリ(六一〇丁)然ルニ第一回公判期日(十一月二十七日)ニ於テ原裁判所ハ合議ノ上証人SEトメハ旅行不在ニテ召喚スルコト能ハサルニ付全人ニ対スル部分ノ証拠決定ヲ取消シ弁護人ノ申請ヲ却下スル旨ノ決定ヲ宣告シタリ(八二四丁)從テ此ノ決定ニ依リSEトメハ公判ニ於テハ証人タル資格ヲ喪失シタルモノナルト同時ニ原裁判所ハSEトメヲ証人トシテ採

用セサルコトヲ明カニ為シタルモノナリ故ニS E Tメハ陪審法第七三条第一号ノ証人ニ該当セス然ルニ第三回公判期日(十一月二十九日)ニ於テ裁判長ハS E Tメニ対スル予審調査ヲ証拠トシテ説示セルコト「尚一般ノ証拠トシテS E Tメニ対スル予審調査(中略)ヲ示タリ」(八八〇丁)トアルニ依リ明カナリ之法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタルモノナリ今一步ヲ譲リテS E Tメノ予審調査ハ証拠トシテ用ユルコトヲ得ヘキモノナリトスルモ原裁判所ハ公判廷ニ於テ此ノ予審調査ニ付テハ朗読若クハ其ノ要旨ヲ告ケス又被告人ニ之ヲ示ス等ノ手續ヲ經サルモノナレハ之ヲ証拠ト為スコトヲ得サルニ拘ラス裁判長ハ之ヲ証拠トシテ説示シタル違法アリト云フニ在レトモ予審判事ノ作成シタル証人訊問調査カ証人ニ於テ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ証拠ト為リ得ルコトニ付テハ陪審法第七三条ノ規定スル所ナリ而シテ本件ニ於テ原審カ公判準備期日ニ於テ弁護人ノ申請ニ係ルS E Tメヲ証人トシテ喚問スヘキ旨決定シタルモ第一回公判期日ニ於テ之ヲ取消シ右証人申請ヲ却下シタルハ同人カ旅行不在ニテ召喚スルコト能ハサリシニヨルコト原審第一回公判調査及同人ニ対スル送達証書ニ徴シテ明瞭ニシテ其ノ旅行不在ナル為召喚スルコト能ハサリシコトハ適サニ前記法条ノ所謂供述者ヲ召喚シ難キトキニ該当スルヤ疑ヲ容レス果シテ然ラハ原審カ証人S E Tメニ対スル予審訊問調査ヲ採リテ証拠ト為シ得ルコト勿論ナルノミナラス原審公判廷ニ於テ右調査ノ要旨ヲ告ケテ之カ適

法ノ証拠調アリタルコト原審第一回公判調査(第八二四丁)ニ明白ナル以上右調査ニ付証拠説示ヲ為スモ何等ノ違法アルコトナシ論旨ハ理由ナシ

第三点裁判長ノ説示中「尚一般証拠トシテS E Tメニ対スル予審調査証人Y G 繁造ノ当法廷ニ於ケル供述被告ノ供述並ニ其ノ他ノ各証人ノ証言中前掲以外ノ部分被告人及証人F T サイニ対スル各予審調査中全人ノ当法廷ニ於ケル供述ト重要ナル点ニ於テ相違スル部分(八八〇丁)トアルモ被告人及F T サイノ予審調査ヲ除ク外ノ証拠ニ付テハ其ノ内容ノ要領ニ付一言モ説示セサリシモノナリ記録ニ依ルモ如上記録以外ニ於テ此ノ説示ヲ為シタリトノ記載ナシスル説示ニ因リ裁判長ノ援用スル証拠ノ内容ニ付テ一度モ一件記録ヲ読ミタルコトナキ陪審員ニ対シ証拠ノ要領ヲ説示シタリト為スコトヲ得ス又証人ノ証言中如何ナル点カ本件ニ重要ナル關係事項ナルカ陪審員ハ之ヲ知ルコトヲ得ス殊ニ一般証拠トハ本件ニ如何ナル關係アル証拠ノ謂ヒナルカ不明ナルノミナラス証人M Y 方時ノ供述ニ付テハ「其ノ他ノ各証人ノ証言中前掲以外ノ部分ニ」包含セサルカ故ニ同人ノ供述ニ関シテハ全然説示ヲ為サスレ証拠ノ要領ヲ説示セサリシ不法ノモノナリ且亦裁判長カ如上ノ説示ヲ為スニ於テハ如何ナル点ニ於テ其ノ説示カ法律ニ違反セルヤ又如何ナル点ハ証拠ト為スコトヲ得サリシモノナルヤ等全く不明ナルヲ以テ被告ノ上訴權ヲ奪フモノニシテ斯ル説示ハ明カナ法律ニ違反シタルモノナリト信スト云フニ在リ仍テ按スルニ陪審法

第七十七条ハ裁判長カ弁論終結後陪審ニ対シ為スヘキ説示ヲ規定スルニ当リ特ニ犯罪ノ構成ニ関シ問題ト為ルヘキ証拠ニ付テハ止タ其ノ要領ヲ説示スヘキコトヲ命スルニ於テハ却テ陪審員ノ頭腦ヲ二巨ル説示ヲ為スヘキコトヲ命スルニ於テハ却テ陪審員ノ頭腦ヲ混乱セシメ法カ説示ヲ規定シタル立法精神ヲ没却スルニ至ル虞アルヘケレハナリ然リ而シテ要領ヲ説示スヘキ証拠カ公判ニ於テ証拠調ヲ経タルモノナルコトヲ要スルハ言ヲ竣タスト雖刑事訴訟法第三百四十条第三百四十一条ニ規定スル証拠書類又ハ証拠物ノ証拠調ノ方法タル証拠ノ要領ヲ告ケ又ハ之ヲ示スコトト陪審法第七十七条ニ規定スル証拠ノ要領ノ説示トハ固ヨリ其ノ目的ヲ異ニスルモノナレハ猥ニ此ヲ以テ彼ヲ推スハ許サ、ル所ナリトス夫レ説示ノ目的タルヤ陪審員ニ対シテ法律知識ヲ補充シ且法廷ニ於テ雖然陪審員ノ脳裡ニ印象セラレタル事実關係ヲ整頓スルニ在ルコト前記第一項説明ノ如クナルヲ以テ証拠ノ要領ヲ説示スルニ付テハ証拠調ヲ経タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ説示スレハ足ルモノニシテ各証拠ニ付囊キニ証拠調ノ際為シタルト同様ニ其ノ要領ヲ告ケ又ハ之ヲ示スノ要アルモノニ非ス故ニ苟モ問題ト為ルヘキ証拠ニ付之ヲ説示スルニ当リ其ノ要領ヲ逸セサル限ハ縦令個々ノ証拠ノ中ニ其ノ要領ヲ告ケス又ハ之ヲ示サ、リシモノアリトスルモ説示トシテノ無効違法ヲ來スモノニ非サルナリ然ラハ原審裁判長カ所論ノ如ク或ル種ノ証拠ニ付全然之カ説示ヲ為サス又ハ其ノ要領ヲ説示スルニ証拠ノ要領ヲ告ケス又ハ之ヲ示サ、リシ

広島における陪審裁判

トスルモ輒ク違法ノ説示ナリト断スルヲ得ス加之記録ニ徴スレハ原審裁判長ノ為シタル証拠説示ハ克ク証拠ノ要領ヲ説キ得テ説示トシテ毫モ間然スル所ナシ而シテ所論MY方時ノ証言ノ如キハ全然犯罪ノ構成ニ重要ナル關係アルモノト認メ得サルヲ以テ所論攻撃ハ当ラス論旨ハ理由ナシ

第四点裁判長ハ本件ニ付問題トナルヘキ事実トシテ四点挙げタルモ其ノ外問題トナルヘキ事実トシテハ第一事実窃取シタル短刀ヲ携ヘテ再ヒSE飲食店ノ前ニ立チ帰りテ同店ヲ窺ヒタルヤ否ヤ第二事実OMハマヨハ左手ニ鳥籠ヲ持ち居リシヤ否ヤ第三事実被告人カハマヨヲ殺害ノ直前ニ兩人間ニ於テ問答ヲ為シハマヨハ被告人ヲ蹴ラントセル事実アリシヤ否ヤ挙げサルヘカラス第一事実ノナキコトハ証人YNB森之助ノ供述ニヨリテ明カニシテ被告人ノタメ最モ利益ナル点ナリ第二事実ノ鳥籠ハ本件ヲ檢舉スル端緒トシテ取扱ハレシコトハ三好巡查ノ「監(鳥籠)ノコトナリシニ記録ニハ斯クナリ居レリ」カアツタノテ其ノ品物カラ端緒ヲ得タノテアリマス」(七九八丁) FTサイノ「私ハマヨカスウシタ事情ヲ云フテ傘ト鳥籠ヲ拾フテ貰ヒ」(七八八丁)被告人ニ対スル予審第一回訊問調書中「ハマヨハFTサイト一本ノ傘ヲ差シサイノ左側ニ並シテ左手ニ鳥籠ノ様ナモノヲ持ツテ」トアリ其ノ鳥籠カ本件ニ於テ如何ナル關係アルヤ検査ハ此ノ被告人ノ供述ヲ援用シテ自白ノ真実ナルコトヲ力説シ弁護人ハ之ニ対シ本件ノ証拠物ハ鳥籠ニアラスシテ被告人ノ宅ニテ押収セラレシ被告人ノ使用シ居

リシ藍(証第四号)ニアラスヤ此ノ藍カ本件ニ如何ナル關係アリヤ毫モ明カナラスト説キ此ノ關係ヲ明カナラシムルコトハ延イテハ本件ニ於テ最モ疑ハシキ警察署ノ搜索ノ態度ヲ知ルコトヲ得ヘシト力説シタル所ナリ而シテ藍又ハ鳥籠カ全ク無意味ナルコト明カトナルハ警察署ノ不純ナル態度ヲ証セラレ被告人ニ対スル自白ノ強要モ推知セラルルト同時ニ被告人及FTサイノ予審訊問調査ニ鳥籠カ問題トナリ居レルニ其ノ鳥籠ハ如何ニ為セシヤ等本件ニハ重大ナル問題ニシテ之ヲ明カニスルコトハ頗ル被告人ニ有利ナリ第三事實ノ無キコトハOMハマヨハ胸部ニアラスシテ背部ヲ傘ノ上ヨリ一突刺サレタルノミノ事實ト同行者FTサイノ供述トニ依リテ明白ニシテ此ノ点モ亦被告人ノタメ非常ニ利益ナルモノニシテ説示トシテハ当然為サ、ルヲ得サル重要ナル点ナリ然ルニ裁判長ハ斯ル被告人ノタメ最モ利益ナル点ニ関シテ説示ヲ為サス次ニ裁判長ノ挙ケタル第一点ノ公訴事實維持ノ証拠中IOタマFTサイYMマサノ供述ハ皆同様ニハマヨカ被告人ヲ嫌疑シ居リシコトヲ証スルノミニシテ唯是レノミヲ以テハ問題トナラス如何トナレハマヨハ密淫売婦ナルヲ以テ物質ノタメニ情ヲ重ネ居リシ者ナレハ情交關係ノ男ノ中ニハ好悪ノ念アルモ厭ナル男ニ対シテ嫌疑ノ情ヲ表ハササレハ嫌ハレ居ルコトヲ知ラヌ者ハ平氣ナリ而シテハマヨカ被告人ヲ嫌ヒ居ルコトヲ知ラサル者ハ被告人独リノミトナルモ本件ニハ何等關係ナケレハナリ從テ証拠中最モ重要ナルモノハ第一回予審調査中被告人自身カハマヨニ嫌ハレ居ルコトヲ

感得セル事實ノ供述ナリ裁判長ノ摘示中被告人自身カハマヨニ嫌ハレ居ル頂上トモナルヘキ事實即チ自分ハ其ノ金ヲ取ラントシタルニハマヨハ足ニテ自分ノ右ノ目ヲ蹴リタル為自分ハ目カ腫レテ十日程モ苦シミタル事アリ(起立セル者カ其ノ足ニテ起立セル者ノ目ヲ蹴リタリト云フコトノミヲ取りテ考フルモ常識ヲ以テハ想像スルコト能ハス此ノ点ハ弁論ノトキ力説シタリ)トノ部分ニ対シ詳細ニ説示シタルニ拘ラス被告人ノ法廷ニ於テ決シテ然ラス金ヲ取返サントスルハマヨノ肘カ怪我ニ目ニ当リタル旨ノ供述ニ付テハ説示ヲ為サス是亦裁判長ハ被告人ノ利益ナル点ヲ省キタルモノナリ次ニ裁判長ノ挙ケタル第三点ノ終リニ於テ窃盜犯人トハマヨヲ殺シタル犯人ハ全一人ニシテ被告人ナリトノ檢事ノ意見ヲ肯定シ窃盜犯人ノ服装等ヲ証明スヘキ証人TYカメノ犯人ノ着衣ハ緋ノ様ナ浴衣(証第十九号ハ縞ノ浴衣)及高下駄ニアラサル点証人TS武士之助ノ犯人ハ大キナ男(被告人ハ小柄ノ男ナルコト証第十九号ノ身丈ニヨリテ明カナリ)ナル点ヲ説示セス尤モ第四点ニ於テTYカメノ供述ニ付テ説示セルモ之檢事ノ意見ニ同意シタルモノ即チ裁判長ハ窃盜犯人ト殺人犯人トハ同一人ナリトノ予断ヲ以テ説示ヲ為セルモノニシテ斯ル説示ノ違法ナルコトハ明カナリ次ニ本件ニ於ケル殺人事件ト窃盜事件トハ別個ノ犯罪トシテ取扱ハレ窃盜事件ハ請求陪審事件ト為シタルコト被告人ニ対シテ訴訟費用ヲ負担セシメタルコトニ依リテモ明カナリ故ニ説示中第三点ハ殺人事件トシテノ説示ニ屬シ其ノ外ニ於テ或ハ重複ノ嫌アル

モ窃盜事件トシテハ分離シテ説示ヲ為サ、ルヘカラス然ルニ其ノ説示ヲ為サ、ル故ニ窃盜犯人ヲ推知スヘキ服装等ニ付テハ説示ヲ為サス偶々説示スレハ殺人事件ノ犯人ヲ推知スル個所ニ於テ為スカ如キ不徹底ナル説示ヲ敢テ為スニ至ル要之裁判長ノ説示ハ被告ノタメ利益ナル事実關係ハ努メテ之ヲ避ケタリ是レニ裁判長ハ有罪ナル予斷ヲ抱キテ説示ヲ為シタルモノニシテ斯ル説示ハ不法ナリト云フニ在レトモ犯罪ノ構成ニ関シ問題ト為ルヘキ事実ノ説示トシテ原審裁判長ノ示シタル事項ハ所論ノ如ク(一)ハマヨカ被告人ヲ嫌惡シ同人ヨリ金品ヲ受取りナカラ情交ノ要求ニ応セザリシ事実アリヤ否(二)夫レカ為被告人カ煩悶シテ八月五日ノ深更ハマヨカ仲居ヲ為シ居ルS E 飲食店ニ到リ戸外ヨリハマヨノ挙動ヲ窺ヒ同人カ他ノ男ト情交セル如キ状況ヲ認メ嫉妬憤激ノ極ハマヨヲ殺害セント決意シタルモノナリヤ否(三)被告人ハ其ノ準備トシテ同夜T S 武士之助方店頭ヨリ七首一本ヲ窃取シタリヤ否(四)右七首ヲ携ヘテ右S E 飲食店ヨリハマヨノ婦ルヲ追ヒ広瀬神社鳥居前路上ニ於テ右七首ヲ以テハマヨノ背部ヲ突刺シ右肺ニ貫通セル刺傷一個ヲ加ヘ同人ヲシテ之ニ基因スル内出血ノ為即死セシメタルヤ否ノ四点ニ亘リ本件答申ニ必要ナル事項ヲ遺漏ナク包含シ且之ニ対スル証拠ノ要領ヲ説示シテ説示トシテ毫モ不備ノ点ナキノミナラス記録ヲ査スルモ罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シタル迹ナキヲ以テ原審裁判長ノ説示ニハ所論ノ如キ違法存在セス論旨ハ理由ナシ第五点原裁判所ハ本件ヲ殺人事件ト窃盜事件ト併合罪ナリトシ

広島における陪審裁判

テ取扱ヒタルモノナレハ陪審員ノ答申ハ窃盜行為ハ否認スルモ殺人行為ハ肯定スルコトモ有リ得ヘシ(尤モ牽連犯トセハ斯ル場合ヲ惹起セス)從テ兩事件ノ關係ハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点トナルヘキモノニシテ裁判所ハ之ヲ併合罪ト為シタル以上法律上兩事件ハ全く別個ノ犯罪トシテ取扱フヘキモノニシテ決シテ牽連關係ニ於テ一罪ト見ルヘキモノニアラサル趣旨ノ説示ヲ為サ、ルヘカラス然ルニ此ノ点ニ於テ説示ヲ為サ、リシハ違法ナリ若兩事件ノ關係ハ「檢事ハ右窃盜殺人トハマヨヲ殺シタル犯人ハ全一人ニシテ被告人ナリト主張シタル意見ノ要旨ヲ告ケ其ノ点ニ付テハ第四点ニ於テ其ノ通りニ証拠關係ヲ説明スル旨ヲ告ケ」トノ説示ニ依リテ明白ニ為シタルモノナリトセハ兩事件ノ關係ハ牽連關係ニアルモノ、如ク從テ牽連犯ノ性質ヲ帯ヒタル如ク説示セルモノ要スルニ此ノ点ニ関シテハ極メテ曖昧ニ説示セルモノニシテ法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタルモノナリト云フニ在リ按スルニ陪審ノ評決スル所ハ一ニ犯罪ノ構成事実ノ存否ニ繫リ法律ノ適用ニ及ハサルハ勿論ニシテ本件ハ窃盜殺人被告事件ナルヲ以テ裁判長カ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点ヲ説示スルニ当リ窃盜罪ト殺人罪トニ付其ノ説示ヲ為シタル以上法ノ要求スル論点ノ説示ニ欠クル所ナキモノト謂フヘク其ノ牽連犯ナリヤ併合罪ナリヤノ点ニ付テハ特ニ之ヲ説示スルヲ要セサルモノトス論旨ハ理由ナシ第六点裁判長ハ被告人及証人F T サイノ法廷ニ於ケル供述ト予審ニ於ケル供述ト差異アリトシテ此ノ点ニ於ケル説示ハ本件ニ於テ

五〇七(一七五)

最モ重要ナルモノトシテ特に丁寧且ツ詳細ヲ極メタルコト記録ニ依リテ明カニシテ其ノ予審調書ハ明確ニ精読セルモノナリ即チ裁判長ハ被告人及F Tサイノ訊問ノトキ予審調書ヲ読ミ聞カセテハ其ノ真否ヲ確メ続イテ説示ノトキ此ノ予審調書ハ特ニ入念ニ陪審員ニ対シ読ミ聞カセタルモノナリ然レニ其ノ上裁判長ハ兩人ニ対スル予審調書タケヲ記録ヨリ取外シテ之ヲ陪審員ニ交付シタリ（八八）二丁）之裁判長ハ陪審法第八十二條第二項ノ「証拠書類」ノ中ニハ如斯訊問調書ハ包含セサルモノナルニ其ノ解釈ヲ誤リタルモノナリト信ス蓋シ茲ニ所謂「証拠書類」ニハ自ラ其ノ限界アリテ無制限ノモノニアラス即チ陪審員ヲ対象トシテ陪審員ニ対シ見セルニアラサレハ聴カスニ困難ナル場合又ハ聴カセタル上見セラルニアラサレハ徹底ヲ欠ク虞アル場合ニ於テ何人モ必要アリト肯定シ得ヘキ客観的理由アル場合ニ限ラル而シテ其ノ場合ニ該当スヘキヤ否ヤノ判断ハ勿論裁判長ノ専權ニ屬スト雖訊問調書ノ如ク言葉ヲ記載セルモノニ從テ聴カスニ困難ナラス又見セルニアラサレハ徹底ヲ欠ク虞ナキコト（若シ此ノ虞アリトスレハソハ極メテ主観的ナル理由即チ裁判長ノ説示ノ拙劣ナル場合ニシテ署名捺印ニ至リテハ予審調書ノ信憑力ヲ説示スレハ可ナリ）客観的ニ定マレルモノハ此ノ「証拠書類」中ニ包含セサルモノナリ從テ之ヲ交付シタル裁判長ノ行為ハ不法ナリ又陪審法ノ原則タル直接審理主義ノ上ヨリ見テ他ノ記録ヲ読ミタルコトナキ陪審員ニ対シ特ニ被告人ニ不利益ナル訊問調書ヲ記録ヨリ取外シテ読マセタルコトハ極メ

テ不当ナリ要之陪審法八十二條第二項ノ「証拠書類」ノ交付ヲ許シタルハ陪審員ニ対シ「見セル」タメニシテ「読マス」タメニアラス從テ唯「読マス」コトヲ目的トシテ交付シタルトキハ不法不当ナリ而シテ此ノ裁判長ノ不法不当ナル行為ハ原判決ニ影響ヲ及ホスコト誠ニ甚大ニシテ陪審員カ「然リ」ト肯定シタリトスルモ理由一二此ノ点ニ繫ルト信スル理由アルヲ以テ原判決ハ破毀スヘキモノナリト信スト云フニ在レトモ所論被告人及F Tサイニ対スル各予審調書ハ本件被告事件ノ為特ニ作成セラレタル文書ニシテ陪審法第八十二條第二項ニ所謂「証拠書類」タルハ勿論ナルノミナラス同條項ニ「公判廷ニ於テ示シタル証拠物云々」ト謂ヘルハ「公判廷ニ於テ証拠調ヲ為シタル証拠物云々」ト謂フノ義ニ外ナラサルヲ以テ原審裁判長カ此等証拠調ヲ經タル調書ヲ陪審員ニ交付シタルハ正當ニシテ毫モ非難スヘキ点ヲ發見セス所論前記法條ニ所謂交付ハ見セル為ニシテ読マス為ニ非スト為スカ如キハ却テ立法ノ精神ニ背馳スルノ解ト謂フヘク論旨ハ理由ナシ

弁護人森保祐昌上告趣意書第一点原判決ハ陪審員ニ対シ其ノ有スル常識ヲ阻却セシメテ為シタル不法アリ（本件記録ハ六三枚八六四枚）ニ存在スル裁判長ノ論告ナルモノハ刑事裁判事件トシテ世ニ出現シタル場合ニ於ケル事ヲ裁クモノノ常識ニ関スル論議ニ屬ス疑ハシキハ輕キニ從フトカ百人ノ罪ヲ遁スモ一人冤罪ヲ慎メトカ又事件ヲ起ス当路者ノ往々ニシテ其ノ行為為常識ヲ失スル場合ノアル事ノ如キ皆之ニ刑事事件ノ起リタル場合ニ於ケル当路者ノ有

スヘキ常識ノ一ニシテ仮令弁護人ニ於テ弁護スルコトアリト雖特ニ新シキ事實ヲ陳述シタルニ非ス千年來ノ常識ヲ引用シタルニ過キサルナリ本件ヲ判断スル上ニ於テモ斯ル常識ハ他ノ雜多ノ常識ト共ニ陪審員ノ腦中ニ伏在スルカ故ニ此ノ常識ニ依リテ事件ノ事實ニ於ケル証拠ヲ採リテ事實ヲ公平ニ冷靜ニ判断スヘキナリ素ヨリ陪審員ハ法律の智識ヲ以テ事ヲ判スヘキモノニアラサレハ常識ハ唯一ノ判断力ノ基ヲ為スモノナリ此レハ陪審制度ノ法意ナリト信ス然ルニ原審法廷ニ於テ裁判長ハ陪審員ニ対シ前示諭旨ニ依リ頻リニ此ノ常識ヲ外ニシテ事ニ当ルヘク力メタルノ形アリ此レ本法ノ精神ニ戻ルモノニシテ破毀ヲ免レスト云フニ在レトモ其ノ理由ナキコトハ弁護人秦良一上告趣意書第一点ニ対スル説明ニ依リテ之ヲ了解スヘシ

第二点其ノ他秦弁護人ヨリ提出シタル趣意書ハ全部ヲ援用シ重複シテ記載セスト云フニ在レトモ其ノ理由ナキコトハ各論旨ニ対スル説明ニ依リテ之ヲ知ルヘシ

然レトモ本件ノ判決ニ依リ定マリタル事實ニ対スル法令ノ適用ノ当否ニ付職權ヲ以テ調査ヲ為スニ刑法第五十四条第一項ハ前段ニ於テ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触ル、場合同後段ニ於テ犯罪ノ手段タリ若ハ結果タル行為ニシテ他ノ罪名ニ触ル、場合ニ付何レモ其ノ最モ重キ刑ヲ以テ処断スヘキコトヲ規定シ其ノ規定スル所ハ通常既遂罪又ハ未遂罪ニ於テ現ハル、犯罪実行ノ状態ヲ基準トシテ或ル場合ハ其ノ前段ニ該當シ或ル場合ハ後段ニ該當スルモ

ノトシテ之ヲ區別シ前者ハ犯人ノ為シタル犯罪ノ実行々為カ一行為ニシテ數罪名ニ触ル、場合ヲ予想シ後者ハ犯人ノ実行シタル犯罪ノ手段タリ若ハ結果タル行為ニシテ其ノ基本行為ノ罪名トハ異ル他ノ罪名ニ触ル、場合ヲ予想シ殊ニ後者ハ犯人ノ実行シタル犯罪ノ普通ノ手段タリ若ハ当然ノ結果タル行為ニシテ他ノ罪名ニ触ル、モノニ付之カ規定ヲ設クルモノナレトモ本件ニ於ケルカ如ク刑法上犯罪ノ予備ヲ予備トシテ処罰スル事案ニ付犯人カ殺人ノ目的ヲ以テ七首ヲ窃取シ窃取シタル七首ヲ使用シテ殺人ノ目的ヲ遂ケタルモノニ在テ右七首窃取ノ事實ハ適々殺人罪ノ予備ニ該當シ殺人罪ノ予備ハ予備トシテ処罰セラル、モノナリト雖予備カ一步ヲ進メテ実行ノ域ニ達シタルトキハ予備ハ実行々為ノ中ニ吸収セラルヘキモノナルカ故ニ右予備ノ点ニ付テハ特ニ刑法第二百一條ノ罪名ニ触ル、コトナキハ勿論ナルモ右殺人ノ行為カ未タ進展セスシテ尚ホ予備ノ程度ニ在ル時期ニ在テハ殺人予備ト窃盜トハ一行為數罪名ニ触ル、モノト謂フヘク予備ノ行為カ進展シテ実行ト為リ既遂ト為リタル場合ニ及ビ右一行為ノ中予備ノ点カ実行々為ノ中ニ吸収セラレタルニ拘ラス独リ窃盜行為ノミカ之ト離レテ独立ノ一罪ヲ組成スヘキ謂ハレナク從テ窃盜ノ点ハ刑法第二百三十五條ノ窃盜ノ罪名ニ触レナカラ其ノ殺人既遂行為トノ關係ニ於テハ兩者ハ法律上一個ノ行為トシテ刑法第九十九条ノ殺人ノ罪名ニ触ル、ト共ニ前示窃盜ノ罪名ニ触ル、モノト謂フヘク此ノ場合ハ刑法第五十四条第一項ノ適用ニ於テハ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名

ハ資料紹介

二触ル、モノトシテ其ノ前段ニ該当スルモノト謂ハサルヘカラス
然ルニ原判決ハ右窃盗ト殺人トハ刑法第四十五条前段ノ併合罪ニ
該ルモノトシテ同法第九十九条所定刑中ノ有期懲役刑ヲ選択シ
之ニ法定ノ加重ヲ施シテ処断シタルハ明カニ擬律錯誤ノ違法アル
モノニシテ結局本件上告ハ理由アルニ帰シ此ノ点ニ於テ原判決ハ
到底破毀ヲ免レサルモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十七条第四百四十八条ヲ
適用シテ原判決ヲ破毀シ本院ニ於テ更ニ判決ヲ為スヘキモノトシ
原判決認定ノ事実ヲ法律ニ照スモ被告人ノ行為中窃盗ノ点ハ刑法
第二百三十五条ニ殺人ノ点ハ同法第九十九条ニ該当スルトコロ
右二者ハ一個ノ行為ニシテ数個ノ罪名ニ触ル、場合ナルヲ以テ同
法第五十四条第一項前段第十条ニ則リ重キ殺人罪ノ刑ニ從ヒ同条
所定刑中ノ有期懲役刑ヲ選択シテ其ノ範圍内ニ於テ懲役八年ニ処
スヘク訴訟費用ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条陪審法第六
条第一百七条ヲ適用シテ陪審費用ノ三分ノ一及予審並公判ニ於テ証
人ニ支給シタル分ハ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

検事三橋市太郎関与

昭和四年五月三日

大審院第一刑事部

裁判長判事

判事 藤波元雄
宇野要三郎

修道法学 二九卷 二号

五一〇(二七八)

判事 遠藤 誠
判事 草野 豹一郎
判事 高瀬 幸七郎

右臆本也
昭和四年五月三十一日

大審院第一刑事部

裁判所書記 戸澤 五十三 印

*「大審院第一刑事部」の上に、大審院印が押捺されている。

③ 「府中町の女髪結殺し事件」

昭和二年(一)二〇九号

昭和四年二月二十日宣告

昭和四年五月二日確定

判決

上訴審ヨリ返還昭和四年六月一〇日

本籍 広島県蘆品郡□□町大字□□□□番地
住居 同県同郡同町大字□□□□□□番地

青物行商

N M 岩 吉

明治十年□□月□□日 日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事樫田忠美関与陪
審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役十三年ニ処ス

押収物件中証第八号刺身庖丁ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ□町大字□□□□番地ニ住セルMM兼一ノ内縁ノ妻NIツル(当二十八歳)カ病床ニ呻吟セル兼一ニヨク仕フル事ヲ憫ミ昭和三年夏過頃ヨリ右兼一夫婦ヲ愛撫シ来リシカ其後被告人ハ屢々ツルヲ自宅ニ呼寄セツルカ之ニ応セサルトキハ粗暴ノ言動ニ出テ其態度アマリニ執拗ナリシ為メツルハ遂ニ之ヲ嫌惡シ被告人ヲ疎スルニ至リシノミナラス同年十一月十五日夜被告人ハツル方ニ到リ同人ニ対シ被告人方ニ来ルヘキ事ヲ求ムルヤツルハ之ヲ拒ミ且同人ノ妹婿MO芳夫ハ被告人ニ対シ暴行ヲ加ヘタル為メ芳夫カ此ノ如キ事ヲ為シタルモ全クツルノ無情ノ致シタル所ナリト思惟シ被告人ハ大イニ憤怒シ煩悶ノ折柄同年十一月十九日午前十一時過頃行商ノ帰途右兼一方ヲ窺ヒタル所ツルカ同家台所ニ在リタル姿ヲ目撃シ殺意ヲ以テ直ニ其場ニ到リ所携ノ刺身庖丁(証第八号)ヲ以テツルノ前胸部左乳房右側外数ヶ所ニ刺傷ヲ加ヘテ同人ヲシテ其場ニ於テ該刺傷ニ依ル出血ノ為メ死亡スルニ至ラシメテ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九十九条ニ該当スルヲ以テ其所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ懲役十三年ニ

広島における陪審裁判

処シ主文掲記ノ押収物件ハ本件犯行ノ供用物件ニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルニヨリ同法第十九条ニ則リ之ヲ没収シ訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ従ヒ被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス
昭和四年二月二十日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事 宮 脇 幸 治 印
判事 河 辺 義 一 印
判事 本 田 等 印

*被告人氏名欄の上部に「昭和九年勅令第十九号減刑令ニ依リ其ノ刑ヲ懲役九年九月ニ変更セラル」の記載がある。

③—2 「府中町の女髪結殺し事件」

昭和四年(初)第三九三号

昭和四年五月廿二日宣告

判 決 書

本籍 広島県蘆品郡□□町大字□□□□番地
住居 同県同郡同町大字□□□□□□番地

青山行商

N M 岩 吉
明治十年□□月□□日生

五二一(二七九)

ハ資料紹介

修道法学 二九卷 二号

五二二(一八〇)

右殺人被告事件ニ付昭和四年二月二十日広島地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

被告人上告趣意書ノ要旨ハ被告人ハ被害者NIツルニ対シ被告人宅ニ来訪ヲ求メタル処ツルカ之ヲ拒ミタル為何気ナク行商上携帯セル庖丁ヲ以テ前後不覚ニテツルニ斬付ケタルモノニシテ殺害ノ目的ナカリシモノナリ右事情取調ノ上寛大ノ判決ヲ受ケタシト云フニ在リテ原判決ノ事実認定並刑ノ量定ヲ非難スルニ帰スルモ原判決ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シタルモノナレハ之ニ対シ事実ノ誤認ヲ主張シテ上告ノ理由ト為スヲ得サルコト陪審法第百三条但書ニ於テ明示スル所ナリ又原判決ノ科刑ハ被告人ノ犯情ニ比シ甚シク不当ナリト思料スヘキ事由ナキヲ以テ論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事横田麟二関与

昭和四年五月二十二日

大審院第三刑事部

裁判長判事

判事 中 西 用 徳 宮 本 力 之 助

右謄本也

昭和四年六月四日

大審院第三刑事部

裁判所書記

黒 瀬 有 藏 印

*「大審院第三刑事部」の上に、大審院印が押捺されている。

④ 「落合村の恨みの放火事件」

昭和四年(八)八号

昭和四年三月十八日宣告

昭和四年三月二十四日確定

判決

本籍 広島県安佐郡□□村大字□□

住居 同上

日備稼

S T セ ツ

明治十四年□月□日生

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事榎田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人セツヲ懲役貳年ニ処ス

訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年一月頃居村広島県安佐郡□□村大字□□W玉市ノ妻ヨリ糯米ニ升ヲ買受クルコトヲ約シ同人ニ対シ其代金八十銭ノ前貸ヲ為シ置キタルモ同人ハ其後数日ヲ経テ急死シタル為メ被告人ハ糯米ノ引渡ヲ受クルコト能ハサリシヨリ其頃玉市ニ対シ右代金ノ返還ヲ求メタル処同人ハ其要求ニ応セサルノミナラス「自分ノ妻ガ才前ノ如キ貧乏人ヨリ金銭ヲ借用スル筈ナシオ前ガ自分ノ妻ヨリ借り居ルナラン」ト被告人ヲ悪罵シタルコトアリ又其後同年十一月頃被告人カ玉市方ニ稻扱ノ手伝ニ赴キタル際予テ金十円ノ盗難ニ罹リシコトニ付他人ト話シ居リタルニ玉市ハ之ヲ聞知シ其ノ面前ニ於テ被告人ニ対シ「オ前ガ五円モ十円モ金ヲ盗マレルコトガアルカ他人ノ金ヲ取りデモセネバ其様ナコトハ無イ筈ダ」ト侮辱シタルヨリ爾來被告人ハ玉市ニ対シ痛ク恨ヲ抱キ居リタル折柄偶々同人カ其農作物ヲ其同居先ナル同村同字OD貞夫方納屋ニ藏置セルヲ想起シ該納屋ヲ燒棄シテ其中ニ在ル玉市所有ノ右農業取獲物ヲ燒失セシメ以テ報復センコトヲ決意シ昭和四年一月十三日午前八時頃肩書自宅ニ於テ炭団火一個木炭火數個ヲ上部ヲ割取りタル硝子罎ニ入レ之ヲ手拭ニ包ミテ持出シ前記OD貞夫方納屋(木造瓦葺)ニ隣接セル同村FM鉄雄所有ノ木造瓦葺木小屋ニ

到リ右納屋ニ延燒セシムル目的ニテ該木小屋内一面ニ積重ネアリタル乾燥セル枯松葉松枝等ノ中ニ前記所携ノ炭団火等ヲ差入レテ放火シタル為メ火ハ媒介物ヲ得テ燃エ上リ該木小屋内ニ立掛ケ在リタル板戸及古畳各一枚ノ一部ヲ燒燬シタルモ玉市等ノ為メ發見消止ムルトコロトナリ其目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第九條第一項第一百二條ニ該當スルヲ以テ其所定刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役二年ニ処スヘク訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年三月十八日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事

判事

判事

宮 脇 幸 治 印

河 辺 義 一 印

高 林 茂 男 印

⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二十七日判決

判決原本は、残存していない。

⑥ 「三庄町の強盗傷人事件」

昭和四年(六)五五号

昭和四年六月 五日宣告

昭和四年六月二日確定

判決

本籍 青森県東津軽郡□□村大字□□田□□□□番地
住居 不定

元TK丸火夫

H Y 金 作

明治四十二年□月□□□日生

右ノ者ニ対スル強盜傷人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事樫田忠美閣
与陪審ノ評議ニ付シ事實ノ判断ヲ為シタル上審理ヲ遂ケ判決スル
コト左ノ如シ

主 文

被告人HY金作ヲ懲役參年六月ニ処ス

訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ高岡市□□□町OF海商株式会社所有汽船TK丸ニ火夫
トシテ乗組ミ居リタル内同船カOS鉄工所□□工場□□分工場船
渠ニ入渠中被告人ノ都合ニ依リ昭和四年二月二十八日同船ヲ辞シ
帰郷セントシタル処當時同船ヨリ受クヘキ給料ハ被告人ノ債務弁
済ノ為メ他人ニ受領セラレシ結果遂ニ被告人ハ帰郷ニ要スル旅費
等ニ窮シ居リタル折柄同年三月十一日知人ト共ニ飲酒シ同日午後
十時過頃酒氣ヲ帯ヒテ広島県御調郡□□町大字□□IT利助方南
側道路ニ差蒐リタル処同所ニ於テ同町大字□□M丁半三郎ト出会

シタル利那同人ニ暴行ヲ加ヘテ金品ヲ強取センコトヲ企テ所携ノ
酒約八合在中ノ硝子瓶ニテ半三郎ノ頭部ヲ毆打シタル上金ヲ出セ
ト強要シ更ニ其附近ニ於テ割木ヲ以テ同人ヲ毆打シ尚其場ニ蹴倒
シ因テ同人ノ頭部ニ腫脹及点状線状ノ創傷七箇所右頬部右脛骨内
側面ニ数箇所ノ打撲傷擦過傷等全治ニ週間ヲ要スル傷害ヲ加ヘタ
ル上同所ニ於テ半三郎所持ノ金側懐中時計一個錦紗兵児帯一本ヲ
強奪シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四十条前段ニ該当ス
ルヲ以テ所定期懲役刑ヲ選択シ処断スヘキトコロ犯罪ノ情状憫
諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第六十八条第七十一条ニ
則リ酌量減輕ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年六月
ニ処シ訴訟費用中証人ニ支給シタル分ハ刑事訴訟法第二百三十七
条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年六月五日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事

判事

判事

判事

判事

判事

宮 脇 幸 治 印

河 辺 義 一 印

高 林 茂 男 印

⑦ 「木ノ江町の女房斬り事件」

昭和四年(一一一一号)

昭和四年七月三十日宣告
昭和四年八月 二日確定

判決

本籍 愛媛県越智郡□□村大字□□□□甲□□□□番地
住居 広島県豊田郡□□町□□□□□□番地

料理店業

M O 好 一

明治三十四年□月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事樫田忠美関
与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上審理判決スルコト左
ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

押取物件中証第一号ノ剃刀一挺ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其妻マチヨトノ間ノ交情密ナラス之カ為メマチヨハ屢々
実家ニ立歸リ離別ヲ求メシコトアリ更ニ昭和四年四月中ニハ無斷
家出ヲ為シタルコトアリシモ其都度仲裁者アリテ引続キ同棲シ居
リタルカ同年五月十六日午前十時過頃肩書被告人居宅ニ於テ又モ
些細ノコトヨリ口論シタル末マチヨハ偶々被告人ノ所持シ居リタ
ル剃刀ヲ見テ殺スナラ殺セト迫リ果テハ被告人ヲ痛ク罵倒シタル

広島における陪審裁判

ヨリ被告人ハマチヨノ態度ニ付憤懣ノ余同人ヲ殺害セント決シ右
所携ノ剃刀ニテ同人ニ斬付ケ同人ノ頭部、頸部、右鎖骨部、右手
背等十一箇所ニ治療約三十日ヲ要スル創傷ヲ加ヘタルモマチヨカ
其場ヲ逃避シタル為メ同人ヲ殺害スルニ至ラサリシモノナリ
法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百三条第百九十九条ニ該
当スルヲ以テ所定期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人
ヲ懲役三年ニ処シ押取物件中証第一号剃刀一挺ハ本件犯罪ノ用ニ
供シタルモノニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条
第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ没収スヘク陪審費用ヲ除ク其余ノ
訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ヲ適用シ被告人ヲシテ負担
セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年七月三十日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長判事

判事

判事

宮脇 幸 治 印

本 田 等 印

高 林 茂 男 印

⑧ 「福山市の女給の殺人未遂事件」

昭和五年(一)二五号

昭和五年五月 十九日宣告

昭和五年五月三十一日確定

五一五(一八三)

ハ資料紹介

修道法学 二九卷 二号

五一六(二八四)

上訴審ヨリ返還昭和五年六月 十七日

昭和五年五月十九日

判決

広島地方裁判所刑事部

本籍 広島県沼隈郡□町大字□□

裁判長判事 小玉 平太郎 印

住居 福山市□町□□□□番地KD茂方

判事 酒卷 良一 印

女給

判事 高林 茂男 印

O Z ミツコ

明治四十一年□月□□日生

◎ 「福島町の実兄殺し事件」

右殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事樫田忠美関与ノ上審理判

昭和五年(一)三八五号

昭和六年三月十六日宣告

決スルコト左ノ如シ

昭和六年三月二四日確定

主 文

被告人ヲ懲役一年ニ処ス

判 決

訴訟費用(陪審費用ヲ除ク)ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

本籍 広島市□□町□□□□番地

被告人ハ昭和五年一月一日福山市□町KD茂方ニ於テ睡眠中ノT

住居 同 市□□町□□□□番地

屠夫

G武一ノ口中ニ硫酸ヲ注入シ其ノ口唇口腔内等ヲ傷害シタルモノ

N M 豊三郎

ナリ

当三十九年

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認メタリ

右殺人被告事件ニ付キ当裁判所ハ検事樫田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以

主 文

テ所定刑中懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役一

被告人ヲ懲役四年ニ処ス

年ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ

押収ニ係ル証第二号ノ肉切庖丁一挺ハ之ヲ没収ス

被告人ヲシテ全部(陪審費用ヲ除ク)負担セシムヘキモノトス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

仍テ主文ノ如ク判決ス

理由

被告人ハ昭和五年九月九日午後七時頃広島市□□町実兄NM澤吉方ニ於テ肉切庖丁ヲ同人ノ左腹部ニ突刺シテ傷害シ因テ同人ヲシテ同月十四日同市□□町TN病院ニ於テ死ニ致シタルモノニシテ右犯行當時酩酊ノ為メ心神耗弱ノ状態ニ在リタルモノナリ右ノ事実ハ心神耗弱ノ点ヲ除キ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認メ心神耗弱ノ点ハ鑑定人KM又一郎ノ鑑定書中其ノ旨ノ記載アルニ依リ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルトコロ犯時心神耗弱ノ状態ニ在リタルモノナルヲ以テ同法第三十九条第二項第六十八条第三号ニ依リ法律上ノ減刑ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役四年ニ処スヘク押収物件中証第二号肉切庖丁一挺ハ本件犯罪行為ニ供シタルモノニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ依リ之ヲ没収シ訴訟費用ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年三月十六日

広島地方裁判所刑事部

裁判長判事

小玉 平太郎 印
判事 馬 伊三郎 印
判事 高 林 茂 男 印

広島における陪審裁判

*被告人氏名欄の上部に「昭和九年勅令第十九号減刑令ニ依リ其ノ刑ヲ懲役三年五月八日ニ変更セラル」の記載がある。

⑩ 「段原町の二〇銭からの殺人事件」

昭和五年(四二八号)

昭和六年三月廿八日宣告

昭和六年四月 一日確定

判決

本籍 大阪市此花区□□□中□□丁目□□□番地
住居 広島市□□町□□□番地YS金一方

石工

NG 長 造

当三十年

右殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事榎田忠美関与陪審ノ評議ニ付シ事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和五年十月三十一日午後九時頃広島市□□町YS金一方ニ於テ所携ノ刺身庖丁ニテYI新吉ノ左胸部ヲ突刺シ左肺臓ノ実質ニ達スル創傷ヲ負ハシメ因テ同人ヲシテ内出血ノ為メ同市□

五一七(二八五)

□町F I正和方ニ於テ即日死ニ致シタルモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第一項ニ該当スルヲ

以テ其ノ所定期限範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク訴訟

費用ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ之

ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年三月二十八日

広島地方裁判所刑事部

裁判長判事

判事

写真業

M I 雅留

明治三十七年□月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ檢事和田順之関与陪
審ノ評議ニ付シ犯罪事実ノ判断ヲ為シタル上判決スルコト左ノ如
シ

主文

被告人ヲ懲役十貳年ニ処ス

但未決勾留日数中六十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

*被告人氏名欄の上部に「昭和九年勅令第十九号減刑令ニ依リ其
刑ヲ懲役三年十一月四日ニ変更セラル」の記載がある。

①「呉市の放火事件」

昭和九年(ハ)五号

昭和九年三月十六日宣告

昭和九年六月十四日確定

判決

本籍 呉市□□町□丁目□番地

住居 呉市□□町□丁目□番地ノ□

被告人ハK G秀人ノ所有ニシテ呉市ノ殆中央ニ当リ人家稠密ノ場
所ナル□□町□丁目□番地ノ□ニ位置スル木造瓦葺ニ階建ノ家屋
ヲ月二十三円ノ家賃ニテ借受ケ昭和七年一月ヨリT Y館ト称スル
屋号ニテ写真業ヲ営ミ居リタルモノナル処同年八月中旬頃ニ階暗
室内ノ電灯ニ印画紙包装用ノ赤色パラピン紙数枚ヲ重ねテ作リタ
ル袋ヲ被セ点灯シタル儘之ヲ消スコトヲ忘レタル為其ノ電熱ニヨ
リ右紙袋カ焼ケ落ち床上ニ散在セル種板包装紙ニ燃移リテ小火ト
為リ少許ノ動産ヲ焼失シタルコトアリシモ當時宅内動産ニ付NH
DS火災保険株式会社及TH火災保険株式会社ト各火災保険契約
ヲ締結シ居リシ為右両保険会社ヨリ損害ニ相当スル保険金合計百
三十五円ノ支払ヲ受ケタルカ同年春頃以来ヘロイン中毒ニ罹リ之

カ為多額ノ費用ヲ要シ生計次第二困難トナリタル為營業用写真機ノレンズヲ初メトシ衣類等ヲ入質シ辛シテ營業ヲ継続シ居タルニ昭和八年九月三十日ニ及ヒ当日支払ヲ要スル延滞家賃等數十円ニ上ルニ拘ラス所持金ハ僅二十余円ニ過キサリシヨリ一入財政ノ逼迫ヲ痛感シテ煩悶ヲ重ヌル中前記昭和七年八月ニ於ケル小火ニ因リ火災保險金ヲ受領シタルコト並ニ現ニ宅内動産(価格約壹千七百円位)ニ付NHDS火災保險株式会社ト保險金額式千百式十五円TH火災保險株式会社ト保險金額壹千円ノ各火災保險契約ヲ締結シ其ノ有効期間中ニ在ルコトヲ想起スルニ及ヒ茲ニ自宅ノ二階暗室内ニ前記出火ノ場合ト同様ノ装置ヲ為シテ放火シ恰モ過失ニ因リ発火シタルモノノ如ク裝ヒテ右火災保險金合計參千百式十五円ヲ取得シ以テ苦境ヲ脱センコトヲ企テ同日正午頃家人ノ外出シタル隙ニ乘シ其自宅ニシテ妻子及雇人ノ住居ニ使用スル前記呉市□□町□□丁目□番地ノ□木造瓦葺ニ階建ノ家屋ヲ燒燬スル意思ヲ以テ右住宅ノ二階暗室内ニ発火装置ヲ為シテ放火ノ行為ヲ敢行シ同日午後二時頃右住宅ヲ燒燬シ尚隣家及附近電柱電線等ニ延燒セシメMN行男外十二名方ノ十二棟(十三戸)ノ各住宅ヲ全燒、EG亮ニ外七名方ノ八棟(八戸)ノ各住宅ヲ半燒セシメタルモノナリ、

廣島における陪審裁判

刑ニ算入スヘク訴訟費用(陪審費用ヲ含マス)ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年三月十六日

廣島地方裁判所刑事部

裁判長判事 福田 豐市 印

判事 辻 富太郎 印

判事 近藤 完爾 印

①—2 「呉市の放火事件」

昭和九年(刑)第四八三号

昭和九年六月十四日宣告

判決書

本籍 呉市□□町□□丁目□番地

住居 同市同町□□丁目□番地ノ□

写真業

M I 雅留

明治三十七年□月□□日生

右放火被告事件ニ付昭和九年三月十六日廣島地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ認定ヲ為シ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

五一九(二八七)

理由

被告人上告趣意書縷々雜然ト順序モナク不明瞭ニ陳弁スルモノニテ其ノ要旨ハ被告人カ昭和八年九月三十日日本件放火ノ嫌疑ニテ警察署ニ引致セラレ取調ヲ受ケタル模様就中被告人カヘロインヲ買入施用シ居タルコト衣類家財ヲ質入シタルコト被告人ノ撮影所壳却ニ関スルコト本件家屋内動産ノ保険金増額ノ申込ニ関スルコト被告人カ曩ニ保険ニ付シタル動産焼失ニ因リ保険金ヲ得タル事情警察ニテヘロインノ注射ヲ受ケタルコト等ニ付警察官トノ問答取調ノ經過ヲ陳ヘ次テ予審ニ於ケル取調ノ際ノ問答及被告人ノ貸借關係被告人居宅ニ於ケル漏電ノ事實被告人カ保険契約ノ解除ヲ為サントシタルモ保險会社ノ依頼ニヨリ止ムナク契約ヲ繼續シタルモノニテ被告人ニ保險金ヲ騙取スル如キ意思ナカリシコト昭和七年七、八月頃ノ小火ニテ保險金百三十五円受取りタル際三千元ノ保險契約ヲ解除シテ保險金ヲ二百余円ニ減シタルコト被告人ノ門生Mニ対スル被告人ノ日常待遇振同人ノ脚氣ヲ被告人カ知りタルハ出火ノ日ナリシコト同人ノ証言ノ誤レルコト証人Hノ供述カ全ク事實ニ相違スルコト公判廷ニ於テ裁判長カ被告人ノ供述セシトスル所ヲ中絶セシメテ其ノ意ヲ尺サシメサリシコト被告人ハ貯金ナク貧乏スルモ生活ニ困難スル程ノコトナク放火スルノ事情ナキコト等ヲ縷々弁説シ最後ニ被告人ノ妻門生M其ノ他ヲ更ニ証人トシテ喚問セラレタキコトヲ陳述スルモノナレトモ本件ノ如ク陪審ノ答申ヲ採扱シテ事實ノ判断ヲ為シタル事件ノ判決ニ対シテハ

事實誤認ヲ理由トシテ上告ヲ為スコト能ハサルモノトス而シテ被告人ノ所論ハ要スルニ事實ノ認定ヲ非難攻撃シ証人ノ喚問ヲ求ムルモノナルヲ以テ上告適法ノ理由ト為スヲ得ス論旨理由ナシ弁護人高橋武夫三浦強一上告趣意書第一点原審陪審公判第一回調書ヲ閱スルニ「法廷ヲ公開シタル上裁判長ハ陪審員一同ニ対シ陪審員ノ心得ヲ論告シ宣誓ヲ為サシメタリ」トノ記載ヲ存セリ故ニ原審公判ニ於テハ被告人ノ問查及檢事ノ被告事件陳述ニ入ルニ先チ即陪審構成手続中ニ於テ公判ヲ公行シタルモノト謂ハサルヘカラス或ハ陪審法第六十五條ノ抽籤ヲ終リ陪審員及補充陪審員決定シ着席シタルトキハ茲ニ陪審構成手続結了スルモノナリトノ論ヲキヲ保セス(昭和七年(刑)第九六一号同年十月八日御院第一刑事部判決)ト雖是其ノ構成ノ半面ニシテ陪審員ニ対スル心得ノ論告及宣誓ハ畢竟陪審員ノ心的方面ノ構成ヲ為シ之ニ依リテ陪審員ノ人員の構成並精神的構成初メテ全シト謂フヘク是等ハ総テ未タ刑罰請求權ノ主張認否ヲ目的トスル公判ノ弁論ノ段階ニ達セサル陪審構成ノ範疇ヲ出テサルモノト去レハ右心得論告及宣誓ノ手続ニ於テハ之ヲ公開スルコトナク静カニ陪審員ノ自省自覺ヲ喚起セシムルヲ以テ律法ノ精神ト為スモノト謂フヘク原審公判早ク既ニ之ノ手続ヲ公開セラレタルハ叙上法旨ニ違反スルモノニシテ重要ナル手続違式ノ瑕疵ヲ存スルモノナルカ故ニ之ニ基キ進行セラレタル原審公判ニ於ケル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト思料スト謂フニアレトモ陪審員ノ心得論告並宣誓ノ手続ハ公判手続ニ屬シ公開法

廷ニ於テ行ハルヘキモノナルコト当院判例ノ示ス所ナリ（昭和七年）第九六一号同年十月八日判決）所論ハ右ト異ル見解ニ基キ原審公判手續ニ重要ナル瑕疵アルモノト為スモノニシテ採ルニ足ラス論旨理由ナシ

同第二点原審陪審公判ニ於ケル裁判長ノ陪審ニ対スル説示中「之ヲ本件ノ場合ニ見マスルニ被告人ノ住宅ニハ被告人ノ妻及子並門生モ居タト云フ公訴事実テアリ被告人ノ供述モ亦之ヲ認メテ居ルトコロテアリマスカラ何等問題ハナク人ノ住居ニ使用セルモノト云ヘル訳テアリマス」トノ陳述ヲ為シタルコトハ第二回公判調書ノ記載ニ依リテ明ナリ被告人ノ住宅カ刑法第百八条ニ所謂現二人ノ住居ニ使用スル建造物ニ該当スルヤ否ヤハ本件犯罪構成要素ニ関スル事実上ノ問題ニシテ其ノ認定ハ之ヲ裁判長ノ問トシテ陪審ノ評議ヲ命スヘキ事項ニ属スルコト論ヲ俟タス（問書主問参照）然ルニ裁判長ハ其ノ説示ニ於テ被告人ノ供述ヲ採リ来リテ此ノ点ハ疑岐ナシト断シタルニ帰スルコト前掲調書ノ記載ニ依リ極メテ明白ナルカ故ニ裁判長ノ本件説示ノ問題トナルヘキ事実ヲ説示シタルニアラスシテ事実ニ問題ナシトセル違式タルニ外ナラス原判決ハ此ノ点ニ於テ陪審法第七十七条及第四百条ニ依リ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニアリテ本件放火ノ目的タル家屋ハ被告人ノ妻子門生ノ住居ニ使用セルモノナルコトハ本件犯罪ノ構成事実ニシテ陪審員ノ評議ニ付スヘキ事項ナリト雖此ノ事実ニ付テハ当事者間ニ争ナキ所ナレハ原審公判廷ニ於テ裁判長カ此ノ事実ヲ

問題ト為ラサル旨説示シ且如斯基家屋ハ刑法第百八条ノ人ノ住居ニ使用スル建造物ニ該当スルモノナルコトヲ法律上ノ論点トシテ説示シタルモノナルコト原審第二回公判調書（記録一〇〇五丁ノ裏一〇〇六丁ノ表）ノ記載ニ依リ明カナル以上何等違法ト認ムルヲ得ス論旨理由ナシ

同第三点原審公判ニ於テ裁判長ハ高橋弁護人カヘロイン患者タル被告人ニ対スル刑事ノ取調方ヲ論シタルニ対シ「検事ハ又被告人カ或程度ノヘロイン中毒者ナリシ事ハ認ムルモ夫レ程重症ノモノテハ無く其ノ中毒ノ為本件ノ如キ重罪事件ノ嘘偽ノ自白ヲ為ス等ナシ且警察検事並予審ニ於ケル取調ハ決シテ被告ニ無理不当ナル取調ヲ為シタル模様ナシト反駁」シタル旨説示セラレタル趣旨ノ記載アレトモ検事ノ右陳述ハ弁護人ノ弁論ニ先チテ為サレタルモノナルコト公判調書上一点ノ疑ヲ容レス即チ裁判長ノ説示ハ当事者ノ陳述ノ性質ヲ變更シテ陪審員ニ開示シ検事ト弁論人トノ主張ノ強弱真否ニ付判断ノ一標準ヲ誤ラシムルニ至ルヘキ虞アルモノナルカ故ニ右説示ハ違法ナルニ帰スルモノト去レハ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニアレトモ検事ノ意見陳述アリタル後弁護人ノ弁論アリタルニ拘ラス弁論人ノ弁論ヲ検事カ反駁シタル如ク説示シタルハ両者ノ意見カ相違シ居レルコトヲ開示説明シタルニ過キスシテ説示トシテ違法ノモノト為スヲ得ス論旨理由ナシ

同第四点原審公判ニ於ケル裁判長ノ説示ハ其ノ叙述下用語ニ於テ

固ヨリ有罪ヲ論定シタルモノナク陪審員カ有罪ノ評決ヲ為スヘキヲ懲薄シタル何等ノ事蹟ヲ存セサルハ勿論ナリト雖其ノ説示論述ノ結構當事者主張事實ノ排列及証拠方法展開ノ跡ヲ考察シ夫レカ陪審員ノ脳裡ニ訴フル影響力ニ想到スルトキ右説示ハ其ノ客観的性能ニ於テ畢竟陪審員ニ対スル有罪判断ノ教書ニ外ナラサルモノト認めサルヲ得ス而シテ裁判長カ有意的ニ斯ノ如キ判断論述ヲ為ササルハ論ヲ俟タサルモ若シ其ノ表ハレタル説示外觀ニシテ一度無罪或ハ有罪ノ一方ニ傾斜セン乎説示者ノ主観意思状態ニ拘ラス其ノ説示ハ茲ニ説示タルノ適法性ヲ喪失スルモノト是レ陪審法第七十七条カ説示ハ専ラ事實並ニ証拠ノ有ノ儘ナル存在ノミヲ以テ構成スヘシト為シ其ノ間判断ノ混入ヲ許サストスル当然ノ結果ニ外ナラス今本件説示ヲ見ルニ裁判長ハ所在ニ檢事ノ主張ト弁護人ノ主張トヲ挙示対照シ其ノ双方ノ主張ノ何レカ正鵠ナルヤハ偏ニ陪審員ノ判定ニ俟ツヘキヲ懇示スルト同時ニ概ネ弁護人ノ主張ニ難点アルトキハ之ヲ難点トシテ指摘スルトコロナク陪審員ノ慎重ナル判断ヲ要スヘキ所以ヲ特ニ附言強調シ檢事ノ有罪証拠ニ付テハ其ノ援用ノ正当ナルモノニ付裁判長ハ更ニ之ヲ鮮明ナラシメ弁護人ノ無罪証拠モ亦裁判長ハ固ヨリ之カ存在ヲ是認スルト共ニ檢事ノ反論ヲ明確ナラシメ若ハ弁護人ノ主張ニ対スル不利ノ証拠材料ヲ適法ニ索出シテ陪審員ノ考慮ヲ求ムルコト極メテ切ナリ又弁護人及被告人ノ弁論弁解ニ適合スル証言ニ付其ノ陳述ノ不信ヲ疑惑スヘキ状況ヲ展示シテ能ク陪審員ノ注意ヲ喚起シ又檢事ト弁

護人ノ事實ニ対スル意見ノ対立ニ対シ或ハ弁護人ニ不利ナル判断ヲ招来スヘキ他ノ事實ヲ拉シ来リテ陪審員ノ留意ヲ要望スル等裁判長ノ措置ノ公平適正ニモ拘ラス其ノ組立テラレタル説示ヲ通覽外観スルトキハ基ヨリ夫レハ偶然ナルヘキモ結局弁護人ノ主張排斥ノ外観ヲ備ヘタルモノナルコトヲ感覺セサルヲ得ス若シ夫レ説示叙述ノ順序結構ニ至リテハ明白問題「ヘロイン」中毒問題等輪郭ノ大ナルモノヨリ確メ超過保險契約ノ締結被告人常時ノ言動ニ漸及シ出火當時ノ被告人ノ挙措ニ至リテ巧ニ二事相事ニ急潮ヲ帶ハシメ之ニ加フルニ被告人ノ財政逼迫入質家賃滞納等ノ事實ヲ展開シ日常ノ米塩薪炭ノ資代不拂ニ至リテ惘々陪審員ノ心証ニ肉迫セントスルモノアリ其ノ順序仕組ノ自ラ精緻ニシテ結構ノ巧妙妥当ナル必ス人ヲシテ有罪ヲ承服セシメサレハ措カサルモノアリ是レ固ヨリ裁判長ノ意図セザルトコロナルヤ言ヲ俟タサレトモ而モ其ノ事實及証拠ノ取扱ニ関スル練熟ナル技能ト事案ニ対スル透徹ナル省察トハ不識不知其ノ説示ノ上ニ審判者ヲ躍動セシムルニ至レルモノニ外ナラス即チ本件説示ノ公平ハ一々之ヲ檢シテ毫末モ間然スルトコロナシ只之ヲ纏メテ一団ト為シ全貌のニ之ヲ感覺スルトキ説示ノ上ニ裁判長ノ主観ト離レタル別個ノ客観性ヲ看取スヘク其ノ客観的存在ハ遂ニ陪審員ニ対シ著シク有罪認定ヲ示唆スル説示トシテ表現セルカ故ニ其ノ用語辭句ノ如何ニ拘ラス茲ニ其ノ正当性ヲ喪失シタルモノト謂ハサル可カラス説示ノ説示タルハ陪審員ヲシテ主張事實及其ノ証拠ノ外ニ糸毫ノ判断ヲ視知推測セ

シメサルニ在リ其ノ説示事項ノ順序叙述ノ構成ハ固ヨリ整美ナルヲ要セサルヘク又ソノ構成叙述語法カ判断ヲ推測セシムル虞アルモノハ故ラ之ヲ秘穩スヘキ形態ニ拠ルノ努力ヲ必要トス陪審裁判制度ノ發達ヲ害スル素因カ職トシテ説示ニ在リトセラルルニ鑑ミ説示カ評決ニ先行スル第一ノ判断タルカ如キ弊ハ鋭ク之ヲ排セサルヘカラサルモノニ係ハレリ原審ノ説示ハ即チ叙上ノ所説ニ照シ有罪ノ傾斜ヲ帶有スルモノトシテ説示ノ適性ヲ失ヒタルモノト謂フヘク從テ原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト思料スト云フニ在レトモ裁判長カ説示ヲ為スニ當リテハ個々ノ事實及証拠ニ付テハ勿論又總括的ニモ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ付意見ヲ明示又ハ暗示スヘキモノニ非サルコト勿論ナリト雖客觀的ノ事實及証拠カ有リノ儘ニ説示セラレタル結果トシテ陪審員カ容易ニ有罪無罪ノ判断ヲ為シ得ルニ至ルコトアルモノ之カ為ニ説示其ノモノニ意見ノ表示アリト認ムヘキモノニ非ス原審ニ於ケル説示ノ内容ヲ審案スルニ裁判長カ其ノ意見ヲ表示シタルモノト認ムルニ足ラサルカ故ニ論旨理由ナシ

同第五点原審裁判長ハ弁護人高橋武夫カ被告人ハ本件放火行為爲自白當時禁断性精神病ニ罹リ居リタルカ故ニ其ノ自白ハ信スヘカサル旨弁論シタルモ被告人ノ右禁断性精神病疾患ニ付テハ「当公廷ニ顕ハレタルモノカアリマセンカラ此ノ点ハ本事件判断ノ資料ヨリ除外サルヘキテアリマス」ト説示セラレタリ然レトモ高橋弁護人ハ禁断性精神病ハ自己ノ真意ヲ主張スルノ氣力ナキ一種ノ失

神状態ニ在ルモノナル旨註解シテ論述シタルコトハ当該公判調書ニ於テ明ナルカ故ニ本件自白ハ右禁断性精神病ノ見地ヨリ其ノ効力ヲ考察セラルヘク從テ若シ法廷ニ顕出シタル此ノ点ノ証拠アルトキハ之ヲ陪審員ニ開示セサルヘカラス而シテ自白當時無氣力状態ナリシ事實ニ付昭和九年三月十二日ノ公判ニ於テ高橋弁護人ノ援用シ訴訟關係人異議ヲ述ヘサリシ証拠書類タル予審ニ於ケル被告人第四回訊問調書中第六三問答ノ記載トシテ問「夫レテハ何故檢事ニ其ノ様ニ申立タカ」答「警察官ニ其ノ様ニ申シテ居マシタノテ矢張「ヘロイン」中毒中テ警察テ言ツテ居ルノヲ言交ヘル丈ケノ氣力カナカツタ爲其ノ様ニ申シテ置イタノテアリマス」トアリテ右陳述ハ恰モ高橋弁護人ノ所謂禁断性精神病症状ノ証左タルヘキモノニ該當スルカ故ニ原審裁判長ハ之ヲ自白無効主張ノ証拠資料トシテ説示中ニ開示セサルヘカラサルヤ明ナリ然ルニ裁判長ノ举措ハ茲ニ出テス却テ右禁断性精神病症状ニ付テハ法廷顯出ノ証拠資料ナキヲ以テ陪審員ハ其ノ判断ヨリ除外スヘキ旨ヲ説示セラレタルモノニシテ事實及証拠ノ説示欠如ノ違法ヲ存シ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノトスト云フニアレトモ所論説示ノ部分ハ之ヲ記録（一〇一八丁ノ表）ニ徴スルニ被告人カヘロイン中毒患者ニシテ弁護人主張ノ如ク禁断性精神病者ナルヤ否ヤニ付テハ原審公廷ニ顕ハレタル積極的証拠ナキコトヲ説明シタルモノニシテ所論予審調書ノ被告人ノ供述記載ハ右ノ点ニ關スル積極的証拠ト認ムル能ハサル所ナルヲ以テ所論説示ハ証拠ノ要領説示

トシテ欠クル所ナキモノト認ムヘク而シテ所論ノ如ク右予審調書ノ被告人ノ供述記載ハ之ヲ証拠トシテ判断ノ資料ヨリ除外スヘキコトヲ説明シタル趣旨ニアラサルコト記録上(一〇一四丁)明ナルヲ以テ論旨理由ナシ

同第六点原審裁判長ハ説示中ニ於テ本件放火手段ハ刑法第百八条ニ「火ヲ放チテ」トアル放火行為ト同一ニ帰シ從テ同条ノ罪ヲ構成スヘキモノナル旨ノ法律上ノ論点ヲ説明シ「此ノ被告人カ施シタ出火ノ装置ハ恰モ被告人カ自ラ燐寸ヲ使ツテ火ヲ放ケタト同様ノ放火ノ罪ヲ犯シタノテアルト云フ公訴事實ノ趣旨ニナルノテアリマス若シ此檢事ノ主張通りノ事實ナリトスレハ之ヲ法律ニ照シマスト刑法第百八条ニ該当致シマス云々」ト叙述セラレタリ而シテ公訴事實タル所謂放火装置ハ写場「暗室内ニ……四五枚重ネノパラピン紙製袋ノ被セアリタル三十ワツトノ赤色瓦斯入電球ニ点灯シ紙袋カ電灯ノ為焼焦ケ下面座敷板上ニ種板ノ包紙數十枚散乱セル上ニ落チテ之ニ焼移リ燃上リテ家族現住ノ右住宅ヲ燃毀スルニ至ルヘキ放火装置」ナルコト予審終結決定書ニ依リテ明瞭ナルカ故ニ斯ノ如キ装置カ家屋ノ一部又ハ之ヲ燒毀ニ導クヘキ可燃性媒介物ニ燐寸ヲ使用シテ点火シタルコトト何故ニ同一ナルカハ重要ナル法律上及事實上ノ論点タルヲ失ハス即チ右装置行為ノ完了ト同時ニ家屋燒毀開始スルヤ或ハ四時間ヲ經タル後初メテ発火スルヤ(以前失火ノ際ハ四時間ナリシ証言アリ)或ハ本件出火ノ時即チ右装置行為完了ヨリ二時間ノ後発火スルヤハ未タ公知ノ法

則存スルコトナク且右装置行為其ノモノハ毫モ家屋燒燬ヲ必然スルモノニ非サルカ故ニ右所謂放火装置ヲ以テ説示ノ如ク被告人自ラ燐寸ヲ以テ火ヲ放チタルト同一ナリトノ結論ヲ生スルニ由ナシ然ルニ裁判長ハ右装置ノ完了カ正午頃家屋燒燬カ同日午後二時頃此間時間ノ經過ニ時間ナル本件ノ場合ニ右装置ハ二時間以内ニ発火ノ可能性アリトスヘキ何等ノ合理的の根拠ヲ開示説明スルトコロナク一躍本件ノ火災ニ於ケル放火行為ト同一視スヘキ旨ノ説示ヲ与ヘタルモノニシテ如斯説示ハ陪審員ノ事實認定ヲ誤ラシムルモノナレハ違法ト云フヘク從テ原判決ハ破毀セラルヘキモノトスト謂フニ在レトモ所論ノ説示ハ被告人ノ放火装置ヨリ発火シ住宅ヲ燒毀シタリトセハ燐寸ヲ以テ住宅ニ火ヲ放チタル場合ト同様刑法第百八条ニ該当スルモノナルコトヲ説明シ放火罪ノ成立ニハ必スシモ目的物ニ對スル直接ノ放火行為ヲ必要トセザルコトヲ明カニスル趣旨ニシテ所論ノ如キ違法アルモノニアラス論旨理由ナシ同第七点本件予審終結決定ニ依レハ被告人ハ昭和八年九月三十日正午頃「四五枚重ネノ「パラピン」紙袋ノ被セアリタル三十「ワツト」ノ赤色瓦斯入電球ニ点灯シ紙袋カ電灯ノ為焼焦ケ下面座敷板上ニ種板ノ包紙數十枚散乱セル上ニ落チテ之ニ焼移リ燃上リテ家族現住ノ右住宅ノ燒毀スルニ至ルヘキ放火装置ヲ為シ置キテ外出シタル為同日午後二時頃右二階ヨリ失火」シタリトアリテ叙上装置ニ依リ放火行為ヲ敢行シタリトノ公訴事實ニ係レルモノトス右被告人ノ放火行為ハ陪審員ノ評決ヲ經テ原審ノ採択セラルル所ト

ナリタルモノナリト雖前掲装置ヲ為シテ正午頃ヨリ午後二時頃迄約二時間内ニ果シテ「バラビン」紙袋カ電球ノ熱ノ為焼焦ケ下面座板ニ落下シ且包紙ノ燃燒ヲ惹起スル可能性アリヤハ極メテ疑ハシク紙類ニ緩慢ナル加熱ヲ為ストキハ紙ハ漸次ニ加熱ニ因ル形質ノ變化ヲ生シ火ヲ発シテ燃上ルコトナク他紙ニ燃移ルヘキ媒介ヲ為スカ如キコトハ之ヲ想像スルコト能ハサル所ニ係ハレリ尠クトモ原審陪審員評決ノ对照タル前掲装置ニ於テ二時間ノ時間後出火ヲ招来スルカ如キハ到底吾人ノ実験則上之ヲ肯定スルニ由ナキモノトス從テ陪審員ノ評決力之ヲ是認シタリトスルモ実験法則上其ノ可能性ヲ認ムル能ハサル事項ハ裁判所ト雖固ヨリ之ヲ採択スヘキ限リニアラス其ノ之ヲ認メ得ルカ為ニハ陪審員ノ評決前掲装置ニ於ケル特殊ナル発火可能ノ事情ノ存在スル所以ヲ明ニスル所ナカルヘカラス則チ原判決ノ前示評議採択ハ実験法則ニ違反シタルモノタルニ歸シ到底破毀ヲ免レサルモノトスト謂フニアレトモ所論装置ニ因リ発火シ家屋ヲ燒毀スルコトアルヘキハ実験則ニ照シ必シモ不可能ノコトニアラス而シテ右実験則ニ基ク陪審ノ評決答申ヲ採択スルヤ否ヤハ原審ノ職權ニ屬スル所ナレハ之ヲ非難スル論旨ハ之ヲ採用スルヲ得ス

同第八点凡ソ陪審公判ニ於ケル説示ニ於テハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事實及証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事實ノ有無ヲ問フヘキモノナルコト陪審法第七十七条ノ定ムルコトナルヲ以テ犯罪構成事實ニ関スル証拠ハ必ス之ヲ陪審員ニ説

広島における陪審裁判

示スヘク即チ公判ニ於テ証拠調ヲ経タル証拠アル以上其ノ要領ヲ摘示スルト詳密ニ挙示スルトハ素ヨリ裁判長ノ專權ニ屬スト雖決シテ之カ遺脱ヲ許サレサルモノトス(昭和四年(初)第七八三号同年十月十九日御院第三刑事部判決刑事判例集第八卷五三七頁収録)今之ヲ本件ニ見ルニ被告人カ本件バラビン紙被覆ノ電灯ヲ消灯セサリシハ放火ノ故意ニ由來シテ然ルモノナルヤ將又過失ナリヤハ問題トナルヘキ事實タルコト論ナキニ拘ラス裁判長ハ其ノ説示中ニ專ラ予審ニ於テ被告人カ自白ヲ為シタル事由及其ノ経路ニ関スル証拠ヲ開示スルニ止マリ其ノ自白ノ内容トシテ本件犯罪構成要素タル故意ニ関スル何等ノ証拠ヲ挙示スルコトコトアルコト無シ而シテ叙上故意ニ関シテハ被告人ニ対スル予審第一回乃至第三回訊問調書中ニ其ノ証拠資料存シ右調書ハ原審公判ノ証拠調ヲ経タルモノナレハ裁判長ノ説示ハ当然家屋燒毀ノ故意ヲ以テ放火装置ヲ為シタル旨ノ証拠説示ヲ包含セサル可カラサルモノナリトス然ルニ説示ノ何レノ部分ニ於テモ其ノ事ナキヲ以テ証拠開示遺脱ノ違法アル説示ト謂フヘク原判決ハ破毀ヲ免レサルモノトスト謂フニアレトモ被告人カ本件犯罪ヲ自白シタル証拠ニ基キ原審裁判長カ説示シタルコトハ所論ノ如クニシテ此ノ自白ノ証拠ニ基ク説示中ニハ被告人カ故意ヲ以テ放火装置ヲ為シタル証拠ノ説明モ自ラ包含スルモノト解スヘキヲ以テ此ノ点ニ関スル証拠ノ説示ヲ遺脱シタル違法アルモノト為スヲ得ス論旨理由ナシ

同第九点原審ニ於ケル裁判長ノ陪審員ニ対スル主問ハ被告人カ

五二五(一九三)

〔云々〕昭和八年九月三十日正午頃右住宅ノ二階暗室内ニ発火装置ヲ為シテ放火ノ行為ヲ敢行シ（云々）タルモノナリヤ」ト云フニ在リテ被告人ノ放火行為ノ手段如何ヲ示サス其ノ如何ナル方法ニ依リテ為シタルニ拘ラス陪審員ニシテ被告人ノ放火ハ責任ヲ肯定シタル場合ハ之ニ対シ「然リ」トノ答申ヲ為ササルヲ得サル発問ナルコト明瞭ナリト云フヘシ然レトモ予審終結決定書ニ記載セラレタル被告人ノ放火行為ハ「四、五枚重ネノパラピン紙製袋ノ被セアリタル三十ワツトノ赤色瓦斯入電球二点灯シ紙袋カ電灯ノ為焼焦ケ下面座板上ニ種板ノ包紙数十枚散乱セル上ニ落ちテ之ニ燃移リ燃上リテ家族現住ノ右住宅ヲ焼毀スルニ至ルヘキ放火装置ヲ為シ」タリトセラルルモノニシテ被告人ノ放火行為ハ限定セラレ又当事者ノ事實主張諸般ノ証拠調及裁判長ノ説示モ総ヘテ斯ノ放火行為ノ有無ヲ争点トシタルモノナルコト疑ヲ容レス然ルニ陪審員ニ対スル主問ニ至リテ突如予審終結決定書記載事實以外ノ事實存否ヲ決スルニ帰スヘキ広範圍ノ疑問形態ヲ採ルニ至リタルハ陪審法第七十九条ニ違反セルモノト謂ハサルヘカラス或ハ予審終結決定書記載ノ事實ニ一々符合セサルモ結局其ノ放火行為ヲ認定スルニ於テハ敢テ起訴事實ノ範圍ヲ逸脱シタルモノニ非ストノ論アルヤモ知ラサレトモ陪審員ノ答申カ「然リ」又ハ「然ラス」トノ一語ニ制限セラレ從テ補問制度ノ設ケラレタル趣旨ニ徴シ如斯發問ハ陪審員各員ノ具体の事實認定ノ異ナレルニ拘ラス其ノ結論ニ於テ同一答申ヲ要請スルニ帰スルノ外ナキカ故ニ叙上發問制度

ニ適合セサルモノト謂フヘク違式ナル主問ニ対スル陪審員ノ肯定的答申ニ基ク有罪判決亦固ヨリ違法ナルカ故ニ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノトスト謂フニアレトモ所論ノ主問ニ於テ発火装置ヲ具体的ニ指示セスト雖本件放火装置トシテ予審終結決定書ノ記載事實以外ノ方法カ問題ト為リ居ラサルコト記録上明カナルヲ以テ右ノ主問ヲ以テ違法ノモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ同第十点原審裁判長ノ説示ヲ閱スルニ檢事カ「被告人カ本件放火ヲ為シタルモノト見ルニ付前述ノ如ク直接ノ証拠トシテ自白カアルカ尚一面ニ於テ之ヲ認定スルコトヲ得ル他ノ証拠モ存シテ居ルト云ヒ……檢事カ主張セラレル所ノ被告人カ日保雄ニ対シ危険ナルコトヲ語ツタトノ点ニ付テアリマスカ」トシテ日保雄ノ証言ニハ「電灯ニ赤色ノパラピン紙ヲ被セテ光線ヲ弱カラシメル方法ニシテ居ル処ヨリ出火シタ例カアル旨ヲ話シタノテ云々」トアル旨ヲ開示セラルルトコロアリタリ依テ原審公判ニ於ケル証人日保雄ノ証言部分ノ調査ヲ査スルニ同証人ニ対シ「M Iカ電灯ニ赤イ紙ヲ被セテ居ルト自然ニ火カ出ル様ナ事ニナルモノテスネト云ヒマシタ私ハサウテスカト答ヘマス」トノ記載ノ存スルモ右「赤イ紙」カ果シテ赤色ノパラピン紙ニシテ光線ノ光度ヲ減弱セシムル為ノモノナル事ニ付テハ何レノ部分ニ於テモ其ノ記載ヲ有スルコト無シ則チ裁判長ノ説示ハ右証言ヲ以テ邀カニ予審終結決定書ノ本件犯罪手段トシテ記載セラレタル所謂発火装置ニ適合スルモノナリト認メラレ「赤イ紙」ハ光力減弱ノ性質アル即チ発火性ニ富

ム赤色バラピン紙ナリト歪曲シテ虚無ノ証拠ヲ開示セラレタルニ
 婦シ如斯証拠開示ハ著シク陪審員ノ有罪判断助成ノ効果ヲ生スル
 モノナルカ故ニ茲ニ説示ノ不当ヲ惹起スルモノト謂フヘク原判決
 ハ此ノ点ニ於テモ破毀ヲ免レサルモノトスト謂フニアレトモ所論
 ノ説示ハ之ヲ記録(一〇二二丁裏八八四丁裏八八五丁表)ニ徴ス
 ルニ所論証人日保雄ノ「電灯ニ赤イ紙ヲ被セ云々」ナル供述ヲ引
 用シ同証人ノ原審公廷ニ於ケル他ノ供述ノ趣旨ヨリ其ノ意味ヲ解
 説シタルニ過キサルモノト認ムヘキモノニシテ所論ノ如ク虚無ノ
 証拠ヲ説示シタル不当アルモノト謂フヲ得ス論旨理由ナシ

同第十一 一点原審ハ陪審員ノ評決有罪ト決シタルヲ以テ之ヲ採択シ
 タル上懲役十二年ノ刑ヲ量定セラレタルモノトス被告人ニ於テ仮
 二本件放火ノ責任ヲ負フヘキモノトスルモ被告人カ昭和八年春頃
 ヨリ「ヘロイン」中毒ニ罹リ居リタルコトハ既ニ原審ノ認定セラ
 ルル所ニシテ之カ為原判決確定ノ如ク物質生活ノ窮乏ヲ来シタル
 ハ勿論精神の生活モ亦頹廢紊乱シ從テ道義的意識ノ弛緩ヲ招来ス
 ルニ至リタルコトハ之ヲ推認スルニ難カラス而シテ其ノ犯意決意
 ノ最近因タル既ニ營業必需品ヨリ日常生活用品ニ至ル迄之ヲ入質
 シ家族ノ生計逼迫シ家賃ノ滞納積嵩シ所持金僅ニ十円余ニ過キサ
 リシ等諸般ノ事情ヲ見ルトキハ是等身辺手近ノ情義ニ囚ハレ而モ
 高大ナル道義意識ヲ喪失シ遂ニ放火ノ決意ニ迄陥リタル矛盾撞着
 ノ心情ハ寔ニ恤ムヘキモノ無シトスヘカラス之ヲ健全ナル心神ニ
 シテ能ク理性条理ニ訴へ而モ尚保険金詐欺ヲ企図敢行シタル者ニ

広島における陪審裁判

比スレハ犯情軽キニ從テ処遇セサル可カラス原判決ノ科刑ハ之ノ
 点ニ於テ量刑過重ヲ疑フヘキ顯著ナル事由存スルモノト思料スト
 謂フニアレトモ本件ニ顯ハレタル諸般ノ情状其ノ他所論ノ事情ヲ
 斟酌考量スルモ原審カ被告人ヲ懲役十二年ニ処シ未決勾留日数六
 十日ヲ右本刑ニ算入スル旨ノ言渡ヲナシタルヲ以テ刑ノ量定重キ
 ニ過キ甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノト為ス
 ヲ得ス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク
 判決ス

検事平井彦三郎関与

昭和九年六月十四日

大審院第一刑事部

裁判長判事 泉 二 新 熊

判事 三 宅 正 太郎

判事 植 月 愛 明

判事 稲 田 競

判事 梶 田 年

右贍本也

昭和九年六月十九日

大審院第一刑事部

裁判所書記 石 川 道 實 印

* 「大審院第一刑事部」の上に、大審院印が押捺されている。